ISSN 1347-4197

国際商取引学会年報

Academy for International Business Transactions

2021年 第23号

■学会報告論文
1　国連安保理による北朝鮮金融制裁
　—最近の制裁違反の傾向及び実務上の課題—
竹内舞子……1
＜コメント＞杉浦保友……14

2　国際商事仲裁における早期却下の対象となる請求等の範囲
　—対象は「主張自体失当」に相当する請求等であるとする議論は適切か—
角田雄彦……16
＜コメント＞長田真里……28

3　現代ロシアにおける信用状（L/C）の状況と課題
キセリョフ エフゲーニ……31
＜コメント＞平野英則……44

4　運送書類の選択に商法改正が与える影響について
長沼　健……47
＜コメント＞増田史子……60

■学会報告要旨
1　RegTech の現状と課題
　—オープンイノベーションの観点から—　渡邊崇之……63

2　デジタル通貨間競争と通貨主権　久保田隆……67

■ゲスト講演
■全国大会シンポジウム
■学会関係記録ほか

国際商取引学会 編

国際商取引学会年報 第23号目次

Ⅰ　報告論文

「国連安保理による北朝鮮金融制裁―最近の制裁違反の傾向及び実務上の課題―」
竹内舞子（コメント・杉浦保友）…… 1
「国際商事仲裁における早期却下の対象となる請求等の範囲―対象は
「主張自体失当」に相当する請求等であるとする議論は適切か―」
角田雄彦（コメント・長田真里）…… 16
「現代ロシアにおける信用状（L/C）の状況と課題」
キセリョフ・エフゲーニ（コメント・平野英則）…… 31
「運送書類の選択に商法改正が与える影響について」
長沼　健（コメント・増田史子）…… 47

Ⅱ　報告シラバス（報告要旨）

「RegTechの現状と課題―オープンイノベーションの観点から―」渡邊崇之…… 63
「デジタル通貨間競争と通貨主権」久保田隆 …… 67

Ⅲ　ゲスト講演

「UNCITRAL・RCAP所長招待講演「CISG40周年とシンガポール条約について」の概要」
久保田隆…… 71

Ⅳ　全国大会シンポジウム

「シンポジウム「コロナ禍と不可抗力」の概要」
久保田隆／川中啓由／小野木尚／梶田幸雄／小池未来／志馬康紀／渡邊崇之／高森桃太郎…… 77
「シンポジウム「実務における国際商慣習―インコタームズを中心として―」の概要」
絹巻康史／柏木　昇／椿　弘次／長谷川俊明／三倉八市／遠藤健二／水口久仁彦／田口尚志… 85

Ⅴ　学会関係記録

AIBT Journal Volume 23
TABLE OF CONTENTS

Ⅰ ARTICLES

United Nations Financial Sanction on North Korea : Recent Trend of Sanction Violation and Challenges in Sanction Evasion Monitoring
Maiko TAKEUCHI (Visiting Scholar, Center for Negotiation and Dispute Resolution Research, Waseda University; Member, Panel of Experts established pursuant to resolution 1874 (2009), United Nations) …… 1
Comments by Yasutomo SUGIURA (Guest Professor, Nihon University Law School/Solicitor in England and Wales) …… 14

The Scope of Application for Early Dismissal in International Commercial Arbitration.
— Is the phrase "manifestly without legal merit" properly interpreted? —
Yuhiko KAKUTA (Attorney at Law in Japan & Washington State) …… 16
Comments by Mari NAGATA (Professor, Graduate School of Law and Politics, Osaka University) …… 28

Letter of Credit in Modern Russia : Current Status and Challenges
Evgeny KISELEV (Postdoctoral fellow, Kwansei Gakuin University) …… 31
Comments by Hidenori HIRANO (Lecturer, Faculty of Law, Nihon University) …… 44

The influence of the reformed commercial law on the choice of transport documents
Ken NAGANUMA (Professor, Faculty of Commerce, Doshisha University) …… 47
Comments by Fumiko MASUDA (Professor of Commercial Law, Graduate School of Humanities and Social Sciences, Okayama University) …… 60

Ⅱ SUMMARIES

Current status and issues around RegTech — from Open Innovation Perspective —
Takayuki WATANABE (Visiting Researcher, Research Innovation Center, Waseda University) …… 63

Monetary Sovereignty in the Digital Currency Competition
Takashi KUBOTA (Professor, Waseda University) …… 67

Ⅲ GUEST LECTURE

Summary of the Lecture "Overview of the CISG and the Singapore Convention on Mediation" addressed by the Head, RCAP, UNCITRAL
Takashi KUBOTA (Professor, Waseda University) …… 71

Ⅳ NATIONAL CONFERENCE SYMPOSIUM

Summary of the Covid-19 and Force Majeure Symposium
Takashi KUBOTA (Professor, Waseda University)
Hiroyoshi KAWANAKA (Professor, Ritsumeikan University)
Hisashi ONOGI (Associate Professor, Osaka University of Economic and Law)
Yukio KAJITA (Professor, Chuo University)
Miku KOIKE (Lecturer, University of Toyama)
Yasunori SHIMA (Member of AIBT)
Takayuki WATANABE (Visiting Researcher, Waseda University)
Momotaro TAKAMORI (Associate Professor, Kwansei Gakuin University) …… 77

A Summary of Symposium with a main focus on Incoterms and International Trade Practices in an Actual Business Environment
Yasushi KINUMAKI (Former Professor, Takushoku University)
Noboru KASHIWAGI (Professor Emeritus, University of Tokyo)
Koji TSUBAKI (Professor Emeritus, Waseda University)
Toshiaki HASEGAWA (Lawyer)
Yaichi MIKURA (Licencing Exam. Advisor, JCCI Business English)
Kenji ENDO (Visiting Researcher, Waseda University)
Kunihiko MINAKUCHI (Certified AIBA International Trade Adviser)
Naoshi TAGUCHI (Professor, Waseda University) …… 85

Ⅴ MISCELLANEOUS

国連安保理による北朝鮮金融制裁
―最近の制裁違反の傾向及び実務上の課題―

竹内　舞子
早稲田大学紛争交渉研究所 招聘研究員
（国連安保理北朝鮮制裁委員会 専門家パネル委員）

はじめに

2006年以降、国連安保理（以下「安保理」）は北朝鮮の大量破壊兵器開発に関する10の制裁決議を採択した。資産凍結以外の金融制裁は安保理決議（以下「決議」）1874号（2009年採択）[1]から導入されたが、この際には、基本的には大量破壊兵器開発に貢献しうる金融サービスの提供を主な規制対象としていた。しかしながら、北朝鮮による４回目の核実験等を受けて採択された決議2270号（2016年採択）[2]を契機とした制裁措置の拡大の中で金融制裁の対象も大幅に拡大され他国を対象とした決議には見られない内容の規制も多く含まれている。その一方で北朝鮮は決議で禁止された金融機関の活動を継続させるとともに、IT技術を利用した資金の窃取などの手段を用いた資金調達を進めている。

企業及び金融機関が国際間取引を通じて国連制裁違反に巻き込まれた場合、国内法令上は違法でなくても企業のレピュテーショナル・ダメージは深刻である。他方で金融制裁の監視には物資の移転や輸送の監視とは異なる課題がある。また金融機関による顧客情報の収集については製造業等他の業種とは対応可能な範囲が異なる。しかしながら、決議違反の防止には金融機関を含む取引の各主体によるモニタリングや懸念情報の検知が極めて重要であり、金融機関に対する「ゲート・キーパー」としての期待はより高まっている[3]。本稿はそのような問題意識に立ち、安保理における北朝鮮制裁のうち特に金融制裁に焦点を当て制裁強化の過程を整理するとともに決議違反の傾向と制裁履行に向けた実務上の課題について検討する。

Ⅰ　安保理による北朝鮮制裁の強化

安保理における対北朝鮮経済制裁は、軍事転用可能な物資・技術の規制のみならず外貨獲得手段に対する規制や貨物検査等幅広い分野に及ぶ。金融制裁の分野においても、金融サービスの提供制限、北朝鮮の銀行の海外支店及び北朝鮮における海外銀行支店の開設禁止、北朝鮮との合弁企業の禁止、外交官の口座数の制限、多額の現金（bulk cash）や金の移転の制限及び海外で収入を得る北朝鮮国民の追放など幅広い活動が制裁の対象とされてきた。

1　UN Doc. S/RES/1874（2009）; 12 June 2009.
2　UN Doc. S/RES/2270 ; 2 March 2016.
3　中尾大輔「銀行の制裁対応業務」（吉村祥子編『国連の金融制裁：法と実務』東信堂、2018年）166頁。

1　安保理による北朝鮮制裁の開始と決議の追加

2006年、北朝鮮による初の核実験を受けて一連の北朝鮮制裁決議の最初の決議となる決議1718号[4]が採択された。この決議において決定されたのは、北朝鮮の大量破壊兵器開発に直接関連する物資、団体、個人に対する措置及び政権幹部やエリート層に直接影響を与える措置であった。また、特定の団体や個人に対する資産凍結以外には金融制裁に関する特段の措置は決定されなかった。

具体的には、北朝鮮の核、弾道ミサイル及びその他の大量破壊兵器計画に必要な物資・技術、戦車や戦闘機等主要な武器の北朝鮮による輸出入の禁止、政権幹部やエリート層に利用される奢侈品の北朝鮮への輸出の禁止が決定された（第８項(a)、(b)、(c)）。また、北朝鮮の核や弾道ミサイル及びその他の大量破壊兵器の開発への関与又は支援を行っているとして制裁指定された個人又は団体（以下それぞれ「制裁指定対象者」及び「制裁指定団体」）及びその指示により行動する者等の保有する資産の凍結、制裁指定対象者及びその家族等の外国への渡航禁止が定められた（第８項(d)、(e)）[5]。

続いて2009年、北朝鮮が第２回目の核実験を発表したことを受け決議1874号[6]が採択された。この決議では全ての武器の北朝鮮からの輸入が禁止されるとともに（第９項）、武器の北朝鮮への輸出禁止措置が小型武器を除く全ての武器に拡大された（第10項）。また、この決議では武器の移転を監視するための貨物検査及び船舶検査についての規定が加えられた（第11 ～ 16項）。金融制裁の分野では国連加盟国に対して北朝鮮の核及び弾道ミサイルその他の大量破壊兵器計画に貢献しうる金融サービスの提供及び自国領域への資産移転を防止すること、人道や開発の目的又は非核化の促進のためであるものを除く北朝鮮に対する新たな無償援助、資金援助又は緩和された条件での貸し付けを行わないこと、また、北朝鮮の核、弾道ミサイルその他の大量破壊兵器計画に貢献しうる場合は北朝鮮との貿易のための公的金融支援を提供しないことがそれぞれ要請された（第18 ～ 20項）。

2013年１月には、2012年12月に行われた人工衛星の打ち上げが弾道ミサイル技術を用いた発射であるとして決議2087号[7]が採択された。同決議においては新たな制裁措置は決定されなかったが、過去の２回の制裁決議における義務の内容の明確化等が行われた。特に金融制裁に関しては、北朝鮮の大量破壊兵器開発等に利用される資金の移転に関する監視を要請した決議1874号第18項が想起されるとともに国連加盟国に対して自国民や自国内の外国人による北朝鮮金融機関のための活動の監視など資金の移転に対する警戒強化が要請された（第６項）。またいずれも北朝鮮の金融機関である、タンチョン・コマーシャル・バンク[8]の幹部２名及びバンク・オブ・イーストランド[9]を含む４個人と６団体が制裁指定された（第５項及び附属書Ⅰ、Ⅱ）。

4　UN Doc. S/RES/1718（2006）; 14 October 2006.

5　ただし、実際に団体及び個人が制裁指定されたのは、それぞれ2009年４月及び同年７月からである。

6　UN Security Council, *supra* note 1.

7　UN Doc. S/RES/2087（2013）; 22 January 2013.

8　タンチョン・コマーシャル・バンク（Tanchon Commercial Bank）は北朝鮮の通常兵器及び弾道ミサイルの取引及びそれらの開発に必要な物資の調達に関与しているとして2009年４月に制裁指定された。

9　バンク・オブ・イーストランド（Bank of East Land）は北朝鮮の兵器等の取引に関する支払及び関連企業の支援を行っているとして制裁指定された。

１月の人工衛星の発射に続き、2013年２月に北朝鮮は３回目の核実験を発表した。これを受けて同年３月、決議2094号[10]が採択された。この決議では過去の制裁決議で「要請」とされていた事項の多くが「決定」とされたほか、新たな要素を追加することで制裁が強化された。例えば、海上・航空輸送に関しては、貨物検査が「要請」から「決定」へと切り替えられ（第16項）、検査を拒否した船舶の入港禁止などの措置が追加された（第17及び18項）。大量破壊兵器関連物資に関しては新たな規制品目が追加されるとともに（第20項及び付属書Ⅲ）キャッチオールの要素が初めて盛り込まれた（第22項）。また、奢侈品について初めて規制品目が例示列挙された（第23項及び付属書Ⅳ）。

金融制裁に関しては、前文において、金融活動作業部会（FATF）により発出された金融制裁に関する勧告７に言及するとともに同勧告の解釈ノート及びガイダンス[11]の適用を要請した。FATF勧告自体は法的拘束力を有しないが、決議に記載されたことで決議との関連性が示され、実際多くの国の法体系においてFATF勧告、決議及び各種の国際条約による重層的な国内実施体制がとられている[12]。また、決議本文においては決議1874号で「要請」されていた、制裁で禁止された活動等に貢献しうる金融サービスの提供及び自国の領域への資産移転等の防止が「決定」とされ、北朝鮮の資金移転手段としてしばしば使われてきた多額の現金（bulk cash）についてもこの措置が適用されることが明確にされた（第11項及び第14項）。また、同じく決議1874号で国連加盟国に「要請」されていた、制裁で禁止された活動等に貢献しうる場合に北朝鮮との貿易のための公的金融支援を提供しないことについても、この決議で「決定」された（第15項）。さらに、国連加盟国に対し決議で禁止された活動等に貢献しうると信じる合理的根拠がある場合は、自国の領域内における北朝鮮銀行の支店、子会社及びその他企業の設立等を禁止するとともに、自国の銀行に有する持分の取得や取引関係の確立を禁止することが要請され（第12項）、また自国の銀行が子会社等又は口座の開設を禁止する措置を取ることが要請された（第13項）。

２　北朝鮮による挑発活動の活発化と制裁強化

2016年に入り、北朝鮮は核・ミサイル実験を活発化させ、それに伴い制裁の強化が進むこととなる。まず、同年１月には核実験を行い、２月には弾道ミサイル技術を用いた人工衛星打ち上げを実施した。これを受けて同年３月、決議2270号[13]が採択された。これまでの北朝鮮制裁決議に比べ格段に多い52の主文パラグラフからなるこの決議では、大量破壊兵器、通常兵器及びその関連物資の移転、金融、経済活動、天然資源の輸出、海運、航空輸送、さらには外交官の活動に至るまで多岐にわたる分野で規制が大幅に拡大した。軍事関連物資に関しては、キャッチオール規制の要素が要請から決定へと強化されたこと、決議が禁止する移転の要件として所有権の移転

[10] UN Doc. S/RES/2094; 7 March 2009.

[11] The Financial Action Task Force, The FATF Recommendations; February 2012, at http://www.fatf-gafi.org/media/fatf/documents/recommendations/pdfs/FATF%20Recommendations%202012.pdf. (as of 8 February 2021).

[12] 福井康人「大量破壊兵器の不拡散措置―FATF勧告による『拡散金融』対策を事例として―」『軍縮研究』（電子版）第５号（2014年７月）、54頁。

[13] UN Security Council, *supra* note 2.

の有無を問わないことが確認された。また、船舶に関して、北朝鮮に対する航空機及び船舶のリース及びチャーター並びに乗員サービスの提供の禁止が決定されるとともに、北朝鮮での船舶登録、北朝鮮船籍の取得及び北朝鮮船舶の所有、リース、運航等が禁止された（第19項及び20項）。さらに、決議違反に関与しているとの情報がある場合には、国連加盟国は、航空機については離発着陸及び上空通過の禁止、船舶については入港禁止の措置をそれぞれ取ることが決定された（第21項及び22項）。また、貨物検査についてもその対象が全ての北朝鮮向け及び北朝鮮からの貨物に拡大された（第18項）。

さらに、北朝鮮の主要な外貨収入源である天然資源の輸出についての制限が加えられたのもこの決議からであり、石炭、鉄及び鉄鉱石の供給、販売又は移転が禁止された（第29項）。また、金、チタン鉱石、バナジウム鉱石及びレアアースの供給、販売又は移転が禁止された（第30項）。加えて、この決議では北朝鮮の外交官や政府関係者の行動に対しても明示的に制限され、外交官や政府代表等が制裁対象個人及び団体または決議違反行為を行っている個人及び団体の指示で活動している場合等には北朝鮮に送還することが決定された（第13項）。

金融制裁の分野では、各国に対し自国内で北朝鮮の銀行が新たな支店、子会社及び代表事務所を開設又は運営することや自国の金融機関が北朝鮮の銀行との新たな合弁企業（joint venture）を設立すること、北朝鮮の銀行の持分を得ること、又は北朝鮮の銀行と取引関係を確立または維持することを禁止した（第33項）。この規定は決議2094号では決議で禁止された活動に関与している場合に限定して要請された事項であるが、決議2270号においては対象が拡大されるとともに「要請」ではなく「決定」とされた。また、各国の金融機関が北朝鮮において新たな代表事務所、支店、子会社及び銀行口座を開設することが禁止され（第34項）、既存の代表事務所等についても、決議で禁止された活動に貢献しうると信じる合理的根拠があることを示す情報がある場合には90日以内に閉鎖することが決定された（第35項）。さらに、北朝鮮との貿易のための金融支援に関して、決議で禁止された活動等に貢献しうる場合には決議2094号で禁止された公的な支援に加え民間による支援も禁止することが決定された（第36項）。

加えて、北朝鮮を目的地又は通過地とする金の移転（クーリエによる運搬も含む）について、決議2094号で現金に対して明確にされたのと同様に、決議で禁止された活動等に貢献しうる金融サービスの提供や自国の領域への資産移転の防止等の措置の対象となることが明確にされた（第37項）。また、決議2094号前文で言及された金融制裁の実施に関するFATFの勧告７及びガイダンス[14]の実施が主文で要請された（第38項）。

経済活動に関する規制としては、制裁指定団体の海外代表事務所の閉鎖及びそれらの団体又はその代理として活動する個人又は団体による合弁企業等への参加が禁止されること及びそのような海外代表事務所の代表者が北朝鮮国民である場合には北朝鮮への送還が必要であることが強調（underscore）された（第15項）。

2016年９月、北朝鮮は同年で２度目となる核実験を行い、これを受けて同年11月決議

[14] The Financial Action Task Force, op. cit.

2321号が採択された[15]。前回の決議2270号に並ぶ50パラグラフからなるこの決議では輸出制限の強化、船舶や金融機関に関する措置及び科学技術交流等に対する制限の強化のほか外交官に関する措置などが追加された。

北朝鮮の主要輸出財に対する制限については、石炭の輸出量の上限が定められたほか（第26項）、銅、ニッケル、銀及び亜鉛の輸出と像（statues）の輸出が禁止された（第28及び29項）。船舶に関しては、北朝鮮による新品の船舶等の調達、北朝鮮関係船舶の保険、再保険、北朝鮮乗組員の利用及び北朝鮮関係船舶の登録などが禁止された（第22～24、30項）。また、貨物検査の対象には個人の手荷物及び託送手荷物及び鉄道・陸路での輸送貨物も含まれること、税関を通過しない乗り継ぎも検査対象となることがそれぞれ明示された（第13、21、25項）。これにより、現金や金等を手荷物として運ぶ手口への対応が強化された。

金融制裁の分野では、北朝鮮との貿易のための公的及び民間の金融支援が禁止された（第32項）。これにより決議2270号においては制裁で禁止された活動等に貢献しうる場合にのみ適用された措置が、すべての貿易のための金融支援に適用されることとなった。また、国連加盟国は、自国内にいる個人が北朝鮮の銀行又は金融機関の代理として又はそれらの指示によって行動している場合には、国籍国への送還を目的として追放することが決定された（第33項）。また、経済活動に関連しては、国連加盟国が、北朝鮮に所在する代表事務所、子会社及び銀行口座を閉鎖する措置を取ることが決定された（第31項）。この規定は、決議2270号において「金融機関」が北朝鮮に「新たな」代表事務所、子会社、支店又は銀行口座を開設することを禁止したのに対し、業種の限定なく既存の代表事務所等を閉鎖することを決定したと解釈できる[16]。また、北朝鮮の海外派遣労働者に関し、労働者が核及び弾道ミサイル計画のための外貨獲得の目的で派遣されていることへの懸念が表明され、各国に対してこの慣行に関する厳格な監視が要請された（第34項）。

また、北朝鮮外交官の経済活動や在外公館を利用した商業活動に対応するため、外交使節団及び領事機関の職員数の制限が要請され（第14項）、また銀行口座の数について使節団及び領事機関ごとに１口座とすることと外交官及び領事官一人当たり１口座とすることが決定された（第16項）。さらに、北朝鮮が海外に所有又は賃借している不動産の外交・領事活動以外の目的での使用が禁止された（第18項）。

2017年に入り、北朝鮮は５月末までに９回にわたり計12発の弾道ミサイル発射実験を実施した[17]。このような状況を受け、同年６月２日に決議2356号[18]が採択された。この決議では新たな措置は導入されなかったが、コリア・タンチョン・バンクのベトナムにおける代表者１名を含む個人14名及びコリョ・バンク[19]を含む４団体が制裁指定された（第３項

---

15 UN Doc. S/RES/2321（2016）; 30 November 2016.

16 ただし、決議案のペンホルダーである米国を含め各国は規制対象を金融機関に限定した解釈を行っている。例として、United States Mission to the United Nations, “Fact Sheet : Resolution 2321（2016）Strengthening Sanctions on the DPRK,” 30 November 2016.

17 The United Nations, *Midterm report of the Panel of Experts submitted pursuant to resolution 2345 (2017)*, UN Doc. S/2017/742; 5 September 2017, para. 7.

18 UN Doc. S/RES/2356（2017）; 2 June 2017.

及び附属書Ⅰ、Ⅱ）。

決議2356号の採択から間もなく、北朝鮮は、2017年７月に複数回の大陸間弾道ミサイルの発射実験を行い、これを受けて同年８月には決議2371号[20]が採択された。この決議では、特に北朝鮮の輸出に関し大幅な規制が追加されたほか、金融・経済関連の活動にも新たな項目が追加された。具体的には、過去の決議において制限付きで認められていた北朝鮮産の石炭、鉄及び鉄鉱石の輸出が全面的に禁止され、新たに鉛、鉛鉱石及び海産物の輸出も禁止された（第８ ～ 10項）。経済・金融関連の活動に関しては、各国ごとに北朝鮮国民に対する労働許可の総数が決議採択時点の数を超えないことが決定された（第11項）。また北朝鮮との新たな合弁企業や共同事業体の開設及び既存の合弁企業の拡大が禁止された（第12項）。さらに、決議の適用範囲に関して、銀行と同様の金融サービスを提供する組織は決議において金融機関とみなすこと及び制裁で禁止される金融サービスにはクリアリング（資金決済）が含まれることが明確にされた（第13、14項）。この決議においては金融機関及び関係者に対する制裁指定が進み、制裁指定対象者９名のうち５名が北朝鮮の国際的な金融サービスを提供する金融機関の幹部である（第３項及び附属書Ⅰ）。また、新たな制裁指定団体４団体のうち３団体が金融機関である（第３項附属書Ⅱ）[21]。なお、この決議で新たに指定されたフォーリン・トレード・バンク及びコリア・ナショナル・インシュランス・コーポレーションについては、外交使節団や国連の活動にも利用されているため、それらの活動についての資産凍結措置の適用除外が別途定められている（第26項）[22]。

2017年９月には、これまでと比べ出力が格段に高い核実験が行われ、これを受けて直ちに決議2375号[23]が採択された。この決議では、燃料の輸入が大幅に制限されたほか、海運及び外貨獲得手段に関する規定が主に追加された。燃料に関しては、天然ガス及びコンデンセートの輸入の禁止（第13項）、原油及び石油精製品については輸入量の上限が設定された（第14、15項）。また、石油精製品の密輸等の手段として用いられる北朝鮮船舶との船舶間の物資の移転（瀬取り）が禁止された（第18項）。北朝鮮の外貨獲得手段に関しては、北朝鮮からの繊維製品の輸出や新たな労働許可の発行が禁止された（第16、17項）。また、既存の合弁企業及び共同事業体の閉鎖が決定された（第18項）。

このような制裁の強化に関わらず、北朝鮮は2017年11月に大陸間弾道ミサイルの発射実験を行い、これを受けて決議2397号[24]が採択された。この決議では、石油精製品及び原油の輸入制限が強化されたほか、農産物、機械類や土石類などの北朝鮮からの輸出禁止（第６項）、工業機械類、金属、車両、船舶などの北朝鮮による輸入禁止が決定された（第７項）。また、国連加盟国が、決議で禁止され

19 北朝鮮の金融サービス産業で活動しており、金正恩委員長の資金調達に関与しているとされる朝鮮労働党38号室、39号室に関連しているとされている。

20 UN Doc. S/RES/2371（2017）; 5 August 2017.

21 北朝鮮の外貨為替銀行であるフォーリン・トレード・バンク、北朝鮮の金融機関かつ保険会社であるコリアン・ナショナル・インシュランス・カンパニー、北朝鮮の金融サービス企業であるコリョ・クレジット・デベロップメント・バンク。

22 なお、本項に基づく適用除外については安保理北朝鮮制裁委員会ウェブサイトで公開されている。UN Security Council 1718 Sanction Committee（DPRK）, “Correspondent Account Approvals” at https://www.un.org/securitycouncil/content/correspondent-account-approvals（as of 6 February 2021）.

23 UN Doc. S/RES/2375（2017）; 11 September 2017.

24 UN Doc. S/RES/2397（2017）; 22 December 2017.

ている活動または品目の輸送に関与していると信じる合理的根拠がある場合には自国の領海内において船舶の押収や検査ができることが決定されるとともに（第９項）、決議違反行為に関与した船舶に関する保険、検査や登録の禁止などが決定された（第11項、12項）。

経済活動・金融関連の措置としては、決議の採択の日から２年間以内に、海外で収入を得ている北朝鮮国民を本国に送還することが決定された（第８項）。また、金融機関の海外代表14名を含む16名の個人及び１組織が制裁対象に指定された（第３項及び附属書Ⅰ、Ⅱ）。

Ⅱ　北朝鮮による金融制裁違反の動向とその監視における課題

安保理北朝鮮制裁委員会に設置された専門家パネル（以下「専門家パネル」）[25]の報告書や各国による公表情報によれば、北朝鮮は、引き続き決議違反を続けている。その中でも、金融制裁については、外交官による密輸、海外の協力者などを利用した資金移転及びバーター取引などの以前からみられる手法を利用した活動（以下「既存のネットワークを利用した活動」と、サイバー攻撃や暗号資産（情報資産）の利用などの新しい手段を用いた活動（以下「IT技術を用いた新しい活動」）がみられる。以下では、それぞれの活動について北朝鮮による決議違反の事例とその監視における課題を分析する。

１　既存のネットワークを利用した活動

⑴　外交官等による密輸

海外駐在の北朝鮮外交官は、その身分を利用して資金や物資の調達活動に関与することがある。金融制裁の違反事例に関しては、国連の報告書によればイランの北朝鮮大使館に所属するアタッシェが、UAEとイランとの間で金及び現金の密輸を行っているとの情報がある。この活動には、ドバイ等で宝飾品店を経営する複数のイラン人が関与しており、また、その活動に関連する資金が中国の銀行口座に移転されていた疑いがある[26]。前項において述べたとおり、決議においては空港での手荷物検査及び金や現金の移転の監視について特に明示的な規定があるものの、外交封印袋などを利用した場合の取り扱いについては明確な規定がない。北朝鮮外交官は手荷物検査に関しては大変激しく抵抗することが多く、また手荷物検査が少ない空港を選んで移動しているものとみられる。このことから外交官の荷物の検査については行われていないことが多いと考えられる。また、イランにおいて制裁指定団体の代表者が引き続き活動しているとみられているが、イランは、専門家パネルに対し外交官以外の北朝鮮国民はいないと回答している[27]。このことは、北朝鮮の外交官が企業の代表として活動している可能性を示している。仮にそうである場合、イランは、決議2270号第13項に基づき北朝鮮の外交官が制裁対象企業のために活動しているとして北朝鮮に送還しなければならない。

---

[25] Panel of Experts established pursuant to resolution 1874 (2009) (hereafter "1874 Panel of Experts").

[26] 1874 Panel of Experts, *Final report of the Panel of Experts submitted pursuant to resolution 2464 (2019)*, UN Doc. S/2020/151; March 2, 2020, para. 108.

[27] *Id.*, para. 107.

⑵ 北朝鮮の金融機関の活動

2019年の時点で、北朝鮮の金融機関は決議に反して引き続き中国、ロシア、UAE、シリア及びリビアなどに代理人を置き、この者らが大量破壊兵器の開発に必要な物資の調達や資金移転に関与しているとみられている。また、これらの銀行の中には制裁指定団体も含まれている。さらに、これらの代理人が、外交官の身分で海外に派遣されていた事例として、フォーリン・トレード・バンクの代表者として2017年に制裁指定されたハン・ジャンスがロシアに2017年から2019年にかけて外交官として赴任していた[28]。

⑶ 第三国の関係者の利用

また、第三国の協力者が北朝鮮向け物資の支払いに関与した例もみられる。近年の例では、2018年にベラルーシから香港所在の企業に向けて輸出されたウォッカが、貨物の経由地において、真の輸出先が北朝鮮向けであるとの情報が得られ、かつウォッカが経由地国において北朝鮮向け輸出が禁止される奢侈品として指定されていたことから輸出が差し止められた事例がある。この事案においては、シンガポールの人材派遣会社が買手である香港企業に代わってウォッカの代金をベラルーシのウォッカ製造企業に支払っていた。この人材派遣会社の社長であるチョン・セギョン（Sai Keong Cheang）は、専門家パネルの調査に対し中国の友人の依頼でこの支払を行ったと述べる一方で、その友人のフルネームや連絡先は分からないとの回答を行っている[29]。またこの社長は北朝鮮との事業を積極的に展開しようとしていたとみられる[30]。この事案では、シンガポール企業が一方的に他企業に代わりウォッカの代金の支払いを行ったことになっているが、実際にはこの支払いへの対価が別の時期に支払われているか、別の便宜の見返りとしてウォッカの代金が支払われた可能性がある。このような形で第三国経由での支払いが行われる場合、北朝鮮の関与を把握するのは大変困難である。この事例においては、ウォッカの代金の支払いが第三国の人材派遣会社社長により行われていること、当該社長が北朝鮮との食品ビジネスに関与しているとみられること、香港所在の企業についても、登記情報によれば会社の所在地や社長が頻繁に変わっていることや社長となる人物の多くが中朝間貿易の盛んな中国東北部出身の者であることなど、この取引に関して疑いを持ちうる複数の要素がみられた。一方で、金融機関においてこの送金について何らかの懸念情報の検知が可能かという点については、送金額は約14,000ドルにとどまり送金先はベラルーシであることから検知される可能性は低いと思われる。

2 IT技術を利用した新しい活動

北朝鮮は国家としてIT技術者を育成するとともに、サイバー攻撃を含むIT技術を用いた活動の能力を高めている。北朝鮮においては、北朝鮮の情報機関である偵察総局及び、大量破壊兵器等の開発計画に関与している軍

---

28 1874 Panel of Experts, *Final report of the Panel of Experts submitted pursuant to resolution 2407 (2018)*, S/2019/171; March 5, 2019, paras. 124, 125.

29 1874 Panel of Experts, *Midterm report of the Panel of Experts submitted pursuant to resolution 2464 (2019)*, UN Doc. S/2019/691; 30 August 2019, Annex 14.

30 同人とみられる者による北朝鮮との事業展開についてのインタビュー記事が掲載されている。Kelly Ng, "Singapore firms eyeing opportunities in North Korea; partnerships may be the way to go read", 17 June 2018, Today (online), at https://www.todayonline.com/singapore/singapore-firms-eye-opportunities-north-korea-partnerships-may-be-way-go (as of 6 February 2021).

需工業部が、それぞれIT技術者を管理しており、前者が主にサイバー攻撃などに関与する一方、後者は海外でシステムエンジニア等として雇用され合法的な活動を通じた外貨獲得を行っているとみられている。偵察総局や軍需工業部は制裁対象団体であることから、これらの指示の下で活動する者については、決議2270号第14項に基づき北朝鮮に送還されなければならない。

⑴　商業的活動を通じた外貨獲得

IT技術を用いた活動については、インターネットサイトを通じて北朝鮮のIT技術者が第三国の国民のアカウントを利用して業務委託を受けた事例がみられる[31]。また、この手口を通じて、アメリカを含む複数の国のクライアントが北朝鮮国民であると知らずに業務を委託してしまった例があることが指摘されている[32]。さらに、匿名性の高い暗号資産のマイニングによる資金の獲得も大幅に増やしているとみられる[33]。加えて、北朝鮮が米国に所在する企業になりすまして暗号資産の分配のための極めて精巧なウェブサイトを作り、アプリケーションをダウンロードする際にウイルスを仕込むという手口で被害者のパソコンに侵入し暗号資産を窃取するという事例も報告されている[34]。

⑵　北朝鮮によるサイバー攻撃

北朝鮮は、大規模サイバー攻撃を通じて暗号資産を獲得し、それを現金化するという手段でも資金の窃取を行っているが、その内容も毎回高度化している[35]。米国は、これまでに、2016年に発生したバングラデシュ中央銀行に対する攻撃、2017年に発生したランサムウェアであるWannacry2.0を用いた攻撃及び2016年以降発生している現金自動預け払い機（ATM）への遠隔での不正操作による現金の窃取などにつき、北朝鮮の関与を指摘している[36]。

⑶　IT技術に関する国際的な情報収集活動

北朝鮮のIT技術の発展に関しては、国際的な情報収集も積極的に行っていることが懸念される。北朝鮮においては2019年に暗号資産に関する国際会議が開催されたが、参加者の証言等によれば北朝鮮はこの会議を暗号資産を利用したマネーロンダリングの手法などに関する情報収集のために利用した可能性が高い[37]。また北朝鮮が近年サイバー犯罪において東欧の犯罪者グループと協力して行動している可能性が指摘されている[38]。北朝鮮が関連技術に関する国際的な情報収集を行うことで、活動がより高度になることはもとより、このようなネットワークを通じて北朝鮮が第三国や非国家主体に対してサイバー攻撃の手法を移転させる可能性が懸念される。

Ⅲ　制裁履行確保のための課題

安保理による北朝鮮制裁のうち、金融制裁

---

31 1874 Panel of Experts, *Midterm report of the Panel of Experts submitted pursuant to resolution 2515 (2020)*, UN Doc. S/2020/840; 28 August 2020, para. 111, Annex. 47.

32 1874 Panel of Experts, *supra* note 26, para. 121.

33 1874 Panel of Experts, *supra* note 31, footnote 93.

34 1874 Panel of Experts, *supra* note 26, para. 181, Annex 53.

35 *Id*., para. 181.

36 The U.S. Departments of State, the Treasury, and Homeland Security, and the Federal Bureau of Investigation, "DPRK Cyber Threat Advisory: Guidance on the North Korean Cyber Threat", 15 April 2020, pp.3-4, at fhttps://home.treasury.gov/system/files/126/dprk_cyber_threat_advisory_20200415.pdf (as of 7 February 2021).

37 1874 Panel of Experts, *supra*. note 26, para. 180, Annex 52.

38 *Id*., para. 182.

分野の監視については、その活動の性質上、物資の移転や海上・航空輸送などの他の分野の制裁の監視とは異なる困難が伴う。例えば、物資については貨物検査や北朝鮮の国営放送の映像を通じて発見することができたり、シリアルナンバーなどから移転経路を調査することができたりする。また、輸送については、衛星により列車や船舶等をモニターすることができる。これに対し資金の移転については、第三国経由の支払が可能なので資金が北朝鮮を経由しなくてもよい。また、北朝鮮に流通する金や現金自体からではその調達経路をたどることはほぼ不可能である。さらに、日々無数の国際間送金が行われており、金融機関においてその中から決議違反行為に関係する送金を検知するためには相当のコストがかかる。さらに、北朝鮮は、国家としてIT技術者の育成や、資金や情報の窃取などを目的としたサイバー攻撃手段の開発に力を入れておりその水準は高い。北朝鮮は、匿名性の高い暗号資産の利用を通じてサイバー攻撃で得た資金を現金化するなど、攻撃とその後のマネーロンダリングのパターンを進化させながらIT技術を用いた資金の獲得を行っている。

このように金融制裁における履行監視に関しては、他の項目とは異なる課題が存在し、制裁の在り方や金融機関の役割において、物資やその他の移転とは違う対応が必要であると考える。以下においてその課題を分析する。

1　企業や金融機関における検知

金融制裁の違反行為については、システム上に記録が残るという意味では監視が可能であるものの、その後現金を引き出して口座を解約してしまえばその後の追跡は困難である。また、金融機関において融資先の活動に関して把握できる情報には限界がある。さらに、海外の口座や協力者を利用した北朝鮮への迂回送金や北朝鮮への送金を行わず第三国の口座を利用した別の第三国への支払いが行われた場合に北朝鮮の関与を検知することは大変困難である。また、インターネット上の活動の監視については金融機関において行える範囲には限界がある。暗号資産についても北朝鮮が開発やマイニングに関与していることを把握するのは難しい。このような点を勘案すると、金融制裁の履行確保のために金融機関に求められる行動は、物資の移転などその他の制裁手段に関する関係企業に求められる行動とは異なると考えられる。また、北朝鮮の関与を把握するためには政府による捜査が必要な場合や、複数国にまたがる活動などについては関係国政府間での連携が必要となる場合がある。

北朝鮮の制裁違反に関与しないため一般に各企業が取りうる対応策としては、取引先企業の活動やプロファイルに対するチェックが最も有効な手段の一つである。例えば、“Know Your Customer’s Customer（あるいはCounterpart）（KYCC）”といわれる、取引先の背後の関係者に至るまでの情報収集を通じて、送金や取引の内容と該当企業の業務内容との間に齟齬がないか、北朝鮮との関わりを示唆する要素がないかなどの確認によりリスクを軽減することができる。また仕入先が北朝鮮労働者を雇用している場合や北朝鮮から部分品を購入している場合があるので内部監査においてこのような点も調べることが重要である[39]。加えて、インターネット上の活動に関しては、企業や金融機関のサイバーセキュリティ体制の強化、特に海外子会社等でのIT関連の業務委託において委託先の身元の確認などを十分行う必要がある。

顧客自体についての身元確認（いわゆる

KYC)、海外支店の活動の本社による管理やサイバーセキュリティの強化などの活動は金融機関においても求められる。しかし、金融機関において北朝鮮の制裁違反に利用するために口座が開設されたとしても、当該銀行の所在地の国民によって開設された段階で制裁違反の可能性を検知することは困難である。また、金融機関に関しては、FATFにおいて、KYCは行うべきであるがKYCCまでを義務付けることはできないとの立場がとられている[40]。直接の契約関係にない、顧客の取引相手に関する情報収集を金融機関が行うことには限界があるためである。さらに顧客の活動についての調査が可能である場合でも違反の疑いのある事例を抽出するための調査をさらに行うことは容易ではない。例えば、データベース等を用いてのシステム検知や、個々の顧客・取引情報に照らしたマニュアル検知により、懸念がある可能性のある取引をピックアップすることは比較的容易である。しかし、その後に、限られた時間で個別の取引の懸念情報を審査することは容易ではなく、実際にはリスクを回避する方向で意思決定を行わざるを得ない金融機関が多い[41]。

また、特に北朝鮮関連決議に基づく義務については一金融機関では対応ができないものもある。例えば、決議2321号では北朝鮮の外交官や外交使節の口座数の制限が規定されているが、外交官が口座を開設した場合、当該金融機関だけではその口座が当該外交官の唯一の口座であるかは分からない。この規定の履行確保には、特定の個人または団体の口座情報が監督官庁等に共有され、他の金融機関に対して情報が共有されなければならない。さらに、金融関連の活動を含む北朝鮮による決議違反行為については、政府の情報収集活動によってしか得られない情報もある。従って、金融機関を含む各企業における部内審査とともに、企業と所管省庁、さらには関係省庁間の情報共有が重要となる。さらに、決議の履行状況の監視のために外国政府や専門家パネル等からの口座情報や商取引情報を含む個人情報の開示が求められることがあり得る。このような要請には法令上第三者への開示が制限された情報が含まれ得るため、金融機関だけで対応するのではなく政府を通じた対応が必要である。また、安保理の規定を履行するための国内法の整備や、所管官庁によるガイドラインの策定が必要となる。

2　決議における金融制裁の抜け穴

北朝鮮がIT技術を用いた決議違反行為の手口を高度化している一方で、一連の北朝鮮関連決議ではIT関連の活動自体を規制するための規定を有していない。したがってその活動が決議で禁止された行為（例えば、大量破壊兵器開発に使用される資金や情報の移転など）に該当しない限り決議違反とはならない。例えば、北朝鮮が暗号資産に関する国際会議を開催することやその会議に第三国の国民が参加することは決議において禁止されていない。また、海外で就労している北朝鮮国

[39] 米国の大手化粧品メーカー e.l.f. Cosmetics Incは、内部監査により2012年から2017年にかけて北朝鮮産の素材が含まれたつけまつげキットを中国から輸入していたことを把握し米国当局に申告した。US Department of Treasury, “Enforcement Information for January 31, 2019,” https://home.treasury.gov/system/files/126/20190131_elf.pdf（as of 7 February 2021）.

[40] The Financial Action Task Force, FATF Guidance, Correspondent Banking Services; October 2016, p. 4, at https://www.fatf-gafi.org/media/fatf/documents/reports/Guidance-Correspondent-Banking-Services.pdf（as of 9 February 2021）.

[41] 中尾「前掲論文」（注３）180頁。

民は決議に基づく送還対象となり得るが、北朝鮮のIT技術者が第三国の国民の名義を利用するなどして請け負った業務を北朝鮮の国内で実施し収入を得ている場合にはこの規定の対象にならない。さらに、暗号資産のマイニングなどによる資産の獲得についてもその行為そのものは決議において規制されていない。

また、北朝鮮はコンピュータのプログラム開発も行っている。北朝鮮による外貨獲得を制限するという観点からは、プログラムの北朝鮮からの輸出も決議の規制対象となりうるが、プログラムについては規制するにあたり他の貨物と異なる考慮が必要と考えられる。現行の決議ではプログラムの北朝鮮からの輸出はそのプログラムの内容が制裁で移転が禁止されている技術である場合や販売元企業が制裁対象企業である場合などを除けば決議違反にならない。またプログラムをダウンロード形式で販売する場合には税関を物理的に通過するわけではないので移転の捕捉が困難である。したがって物資の移転を中心とした既存の制裁枠組に従ってプログラムを移転規制品目に追加するだけでは実効的な効果を上げることが難しい。

各国による暗号資産の規制に関する立法や北朝鮮に対する単独制裁に頼るだけでは対応の遅れる国があり、その国が北朝鮮に抜け穴として利用される可能性がある。したがって、制裁決議においてIT関連の活動そのものに関する規定を設けることが必要である。ただし、決議において関連の規定を設けるだけでは十分ではない。IT関連の分野に限らず決議上の義務を履行するための国内法制の整備や執行体制の構築には相当の資源が必要であり自国の能力だけでは対応できない国もあると考えられる[42]。したがって、決議の履行確保には能力構築のために国連や有志国による支援が必要と考える。

おわりに

北朝鮮は、外交官の利用、第三国の協力者を利用した既存のネットワークを利用した活動及び暗号資産の利用やサイバー攻撃などIT技術を用いた新しい活動の双方を用いて、制裁下においても引き続き資金の獲得を行っている。金融制裁分野の監視については特に貨物やその輸送の監視とは異なる困難がある。

取引の中に北朝鮮による制裁違反行為が含まれるかどうかを知るためには、政府による捜査や情報収集に加え、取引に実際に関与する企業が契約の当事者として取引先等に関する情報を収集して精査することが必要である。そのため、製造業や運輸業などに関しては、直接の顧客情報だけでなく顧客の顧客やカウンターパートに関する情報収集を行うことが求められている（KYCC）。他方で、金融機関に関しては直接の顧客に関する情報収集以上の情報収集を義務付けることは難しい（KYC）。また、金融機関ごとに各種のシステムを整備していても無数の送金業務の中から北朝鮮関連の取引を検知することは困難である。さらに、IT関連技術を利用した決議違反行為はより高度化し続けている。このような点から、金融制裁の違反行為に対する対策は、他の分野とは異なる対応が必要である。その点を認識したうえで、国連や各国政府においては、FATFや金融業界との更なる意見

[42] 吉村祥子「国連の経済制裁と金融上の措置」（吉村『前掲書』（注３））、24頁。

交換等を通じて現実的かつ制裁違反行為の変化に対応した制裁や国内法制度を検討していくことが必要と思われる。北朝鮮においてはIT関連の活動が様々な制裁違反に利用されていることから、決議にもIT関連の活動そのものについての規制を盛り込むことは急務である。同時に金融制裁の違反については、銀行や企業においては知りえない国家による情報収集活動が必要な情報も多い。したがって、各企業におけるスクリーニングとともに政府による支援が必要である。北朝鮮による不正な資金の獲得を防ぐことは、大量破壊兵器関連物資の調達活動などの決議違反行為などを防ぐために極めて効果的である。従って、金融制裁の課題の分析は制裁の実効性を高める重要な要素の一つとなると考える。

＊　本稿は、国際商取引学会東西部会における発表内容を基に執筆されたものである。本稿の内容は筆者の個人的見解であり所属組織の見解を反映するものではない。

竹内報告コメント

杉浦　保友
日本大学大学院法務研究科 客員教授／イングランド・ウェールズSolicitor

1　アメリカで大統領選挙が一段落し、前の政権における対北朝鮮政策は、トランプ前大統領と金正恩第一書記の個人的関係を基礎にした派手な演出を伴ったものであったに対し、冷静なバイデン政権がどのようなものになるか注目されている。メディア情報によれば、現在までのところ、バイデン新大統領は、当面国内のコロナ対策が最重要と位置付け、また、外交政策では、欧州との関係修復と対中国政策が優先されているようである。北朝鮮は、今はアメリカの新政権がどのような政策を打ち出すのか様子を見ている節があるが、そのうちしびれを切らせて、再度瀬戸際政策に戻り、バイデン政権に対し自分に目を向けさせるため、核実験やミサイル発射を再開する可能性がある。

そのような状況下、最近国連北朝鮮制裁委員会の専門家パネルから年次報告書が発表され、北朝鮮がサイバー攻撃で窃取した約３億ドルの資金を活用し、依然として核・ミサイル計画を維持し、開発を継続していたことを明らかにしたと、メディアで大きく報じられたばかりである。

本論文では、北朝鮮制裁委員会の専門家パネルの一員である報告者ならではの、北朝鮮への金融制裁情報と、それを巧妙にすり抜けようとしている北朝鮮の手口とこれに対する有効な対策が難しいことが具体的に論じられている。その意味で本論文は非常にタイムリーなテーマである。

2　報告者は、報告時においては、金融機関以外の企業に対し知らずに巻き込まれないように自衛するため、サプライチェーンを通して、北朝鮮労働者の雇用、物品の購入など海外取引に対する調査すべきと主張していたが、本論文においては、金融制裁に絞って論じているためかこれを外した。しかし、金融制裁に関連し、冒頭で「企業及び金融機関が国際間取引を通じて国連制裁違反に巻き込まれた場合、国内法令上は違反でなくても企業のレピュテーショナル・ダメージは深刻である」と警鐘をならし、また「おわりに」で、「製造業や運輸業などに関しては、直接の顧客情報だけでなく顧客やカウンターパートに関する情報収集を行うことが求められている（KYCC）」という部分は残っている。

報告の際、コメンテーターとして述べたことは、企業に対する採るべき措置としてこれは全くその通りであるが、FATFの勧告や金融庁の指導に応じて内部統制やコンプライアンス体制を整えている金融機関はともかく、それ以外の民間企業では、現実問題として、極めて対応が難しいのでないかということであった。

資金的、人的余裕がある大企業でさえ、既に多くの法令、ガイドラインその他規制、社内規則があり、労働問題、カルテルや贈収賄などの経済犯罪規制、内部告発、不祥事や報告等多くの事項への対応を迫られ、制裁だけを取り出しても北朝鮮のみならず、それ以外

の制裁もあり、また米国、EU及び日本の各国の制裁への対応も無視できない。また日本の会社法の下で、取締役が義務付けられている海外子会社にも同じような管理をする必要がある。効果的なコンプライアンスとするためには、研修も必要となる。多くの規制に個別に対応することは望ましいが、どこまでやるかの判断は極めて難しい。まして中小企業にはリソースに余裕がないから多くは期待できないだろう。重要なのは、各企業の経営政策、置かれた環境、企業規模、将来の見通しなどを考慮し、独自に様々なリスクを分析し、リスクベースでのコンプライアンス体制を構築することであろう。このリスクの分析にあたり、北朝鮮の制裁違反への加担のリスクをどのように評価するかということになろう。バランスをとった対応が重要である。

これからも制裁対応を含め、コンプライアンス上の要求が増えこそすれ、減ることはないだろう。人手に頼るのは限度があり、AIを通じた対応策が否応なしで求められるだろう。当面は技術的な発展を期待するしかない。

3　本論文では、物資に関する制裁については、物の流れは監視しやすいため、水際対策が可能であるが、金融制裁については、サイバー空間で行われることも多く、北朝鮮の巧妙なIT悪用技術の発展や、第三国を巻き込んだ制裁逃れにより、実効性確保が困難であることが、繰り返し指摘されている。毎年発表される専門家パネルが作成する報告書を見ても、制裁を厳格化すればするほど、北朝鮮側の対応も裏に隠れて巧妙になり、国家ぐるみの技術的な向上も著しいという皮肉な事実を多く報告している。筆者が「おわりに」の12頁で総括しているように、国連や各国政府側において、FATFや金融機関との更なる意見交換等を通じて現実的かつ制裁違反行為の変化に対応した制裁や国内法制度を検討し、中でもITが悪用されているので、国連安保理でIT関連活動規制を盛り込んだ決議をするべきとするが、金融機関に対しては、報告者のような専門家で、かつ制裁委員会の専門家パネルの一員として、最も多くの情報を入手し、分析をし、制裁委員会に具体的な方策を具申している立場にいる人でも、北朝鮮関連の取引を検知することは困難であると認めている。制裁の実効性を高める方策は、「金融制裁のの課題の分析は、制裁の実効性を高める重要な要素の一つとなると考える」と述べているようにまだ抽象的なものに留まっており、具体的で明確な処方箋を模索しているという状況のようである。

4　ただし、これまでの成果を振り返ると、色々課題は山積するが、国連安全保障理事会が、従前から北朝鮮の後ろ盾となってきた中国やロシアを巻き込んで、北朝鮮に対し、一致して厳しい制裁を次々と成立させてきたことは、それ自身大きな成果であると考える。報告者による報告により、今後の専門家パネルの役割の重要性を理解すると同時に、国連の経済制裁の限界も感じた。本論文では、現在の国連の金融制裁措置の抜け穴などを塞ぐ必要性などの課題が多くあるとも指摘されている。これらをいかに実現するかは専門家パネルの影響力も大きいと了解する。今後の活動に期待したい。

国際商事仲裁における早期却下の対象となる請求等の範囲[1]
―対象は「主張自体失当」に相当する請求等であるとする議論は適切か―

角田　雄彦
弁護士・ワシントン州弁護士

はじめに（序）

1　早期却下の要件に関する日本での有力な理解

近時、主要な国際商事仲裁機関は、利用者からの仲裁手続に要する過大な時間的負担に対する批判に応え、シンガポール国際仲裁センター（SIAC）における早期却下手続の導入をさきがけに、相次いで、仲裁規則を改正し、「明白に法的根拠を欠く」（“manifestly without legal merit”）請求や抗弁[2]を迅速に却下する権限を仲裁廷に明示的に付与してきた。

国際商事仲裁の実務では、審理における手続保障を重視する傾向が強まるなかで、精密ではある一方、膨大な時間と費用を余儀なくする肥大化した手続運用に対し、迅速化・負担軽減が強く求められてきた。早期却下手続は、こうした流れのなかで導入されてきた。

早期却下の要件について、日本では、請求や抗弁が「主張自体失当」に該当する場合と説明されることが多い[3]。「攻撃防御方法が明らかに法的に意味を成さない」[4]、「主張を仮に真実であると仮定してもなお当該請求が認められない」[5]、「主張が全面的に認められても請求が認められない」[6]といった説明も見られる。

こうした説明を見ると、本案に関する証拠の評価を経ず、主張書面の審査のみで、法律論として、請求等に理由がないことが明らかとなる場合に限って、早期却下の対象となるような印象を受ける。日本の民事訴訟手続を前提とすると、「主張自体失当」な請求・抗弁は証拠調べを経ずに棄却・却下され得ると考えられているからである。

1　本論考は、筆者の博士学位論文（角田雄彦「国際商事仲裁における早期却下手続の活用可能性：本案に関する証拠評価に踏み込んだ却下判断への展望を中心として」（神戸大学大学院法学研究科、2019年）<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/thesis2/d1/D1007571.pdf>）の一部をもとに改訂したものである。

2　本論考で簡易判断手続の対象として示す「抗弁」は、「否認」と区別される「抗弁」（三木浩一ほか『民事訴訟法』（有斐閣、第3版、2018年）224頁）に限定されない防御方法全般を指す。

3　関戸麦『わかりやすい国際仲裁の実務』（商事法務、2019年）24頁。

4　森・濱田松本法律事務所「シンガポール：SIAC仲裁規則の改正」*MHM Asian Legal Insights* 61号6頁（2016年）<http://www.mhmjapan.com/content/files/00023069/20160822-042247.pdf>。

5　森・濱田松本法律事務所「国際訴訟・仲裁：香港国際仲裁センター改正仲裁規則を施行」Client Alert 59号14頁・15頁（2018年）<http://www.mhmjapan.com/content/files/00032724/20181109-013514.pdf>。

6　アンダーソン・毛利・友常法律事務所「HKIAC管理仲裁規則2018年版の制定」Asia & Emerging Countries Legal Update 2018年12月号6頁<https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins13_pdf/Asia_EC_181225.pdf>。

2　本案に関する証拠評価に踏み込んだ早期却下の可能性

しかしながら、実際には、以下のように、仲裁廷に対し、本案に関する証拠評価に踏み込んだ早期却下判断を求める運用が形成されることも十分に予想されるように思われる。

SIACの早期却下手続については、導入に深く関与した関係者[7]によれば、投資紛争解決国際センター（ICSID）仲裁規則41条⑸項を模範としたとされ[8]、解釈・運用において、ICSIDでの関連判断例が参照されることも強く見込まれる。

この点、ICSIDの判断例は、簡易判断を認めるべき「請求が明白に法的根拠を欠く」という理由につき、原則として「事実に関する事項でなく、法的障害を問題としなければならない」とするものの、審理において、簡易判断に反対する当事者による主張事実全てを真実と措定する必要があるわけではなく、信用性を一定程度審査すべきであるとしている。

ましてや、ICSIDで簡易判断を求める申立てがなされるのは、仲裁廷の構成から30日以内という最初期段階の極めて短期間に限定されているのに対し、SIACの早期却下手続の申立てでは、期間制限が設けられておらず、審査資料とされる主張・証拠が著しく広がり得るため、ICSIDにおける判断例をそのまま援用することが適切であるとは言い難い。

そして、SIACの早期却下手続については、導入に深く関与した関係者から、英米国内訴訟手続におけるサマリー・ジャッジメントや却下の運用を参考にするべきことが指摘されている[9]ところ、かかるサマリー・ジャッジメントや却下に関する近時の運用は、本案に関する証拠評価を経ないものに限定されず、一定の証拠評価に踏み込んだものとなっている。

したがって、国際商事仲裁における早期却下手続においても、本案に関する証拠評価に一定程度踏み込んだ運用が確立されていくことも十分にあり得る。

3　本論考の構成と目的

そこで、本論考は、⑴国際商事仲裁における早期却下手続の内容を概観し、⑵その理解の視座となるICSIDや英米民事訴訟における簡易判断手続の運用を検討した上で、⑶国際商事仲裁における早期却下の対象について、「主張自体失当」概念を媒介とし、「理由のないことが本案に関する証拠評価を経ずに明らかとなる攻撃防御方法に限定される」という趣旨で捉える日本における有力な理解に対する疑問を明らかにし、⑷早期却下手続について、本案に関する証拠評価に踏み込んだ運用が展開され得ることを指摘するものである。

Ⅰ　国際商事仲裁における早期却下手続

1　先駆であるICSIDの先決的異議手続

ICSIDは、2006年、仲裁規則[10]を改正し、

7　Gary Born, Jonathan Lim and Dharshini Prasad, *2016 SIAC Rules*, WilmerHale International Arbitration Alert 1（2016）< https://www.wilmerhale.com/-/media/files/Shared_Content/Editorial/Publications/WH_Publications/Client_Alert_PDfs/2016-07-29-2016-SIAC-Rules.pdf >.

8　Born, *supra* n. 7 at 2.

9　Born, *supra* n. 7 at 2.

10　International Centre for Settlement of Investment Disputes, *Rules of Procedure for Arbitration Proceedings（Arbitration Rules）*（2006）<https://icsid.worldbank.org/en/Documents/resources/2006%20CRR_English-final.pdf>.

41条の標題を「管轄に関する異議」から「先決的異議」に変更した上で、同条に⑸項を追加した。⑸項は、「…当事者は、仲裁廷の構成から30日以内で、かつ、いかなる場合においても、第１回仲裁期日に先立つ時期において、請求が明らかに法的根拠を欠く（manifestly without legal merit）との異議を申し立てることができる。…仲裁廷は…第１回期日において又はその後速やかに、当該異議に関する判断を示さなければならない。」[11]と定める[12]。

次に、⑹項で「仲裁廷は、紛争が管轄に属さない、又は、仲裁廷の権限に属さないと判断する場合、もしくは、請求が明らかに法的根拠を欠くと判断する場合には、かかる効果に対応した仲裁判断を下さなければならない」と定める。

ICSID仲裁規則41条⑸項は、異議の対象を請求のみとしており、抗弁や反対請求を含めていない。また、申立時期については、原則として、仲裁廷の構成から30日以内とし、第１回仲裁期日以降には認めていない。そして、仲裁廷は、申立てに対する応答義務を負い、原則として第１回仲裁期日に判断を示さなければならず、審理期間が短く制限されている。

2　SIACの早期却下手続

⑴　はじめに

SIACは、2016年、ICSID仲裁規則41条⑸項に倣って[13]、仲裁規則[14]を改正し、世界の主要な商事仲裁機関として初めて早期却下手続を導入した[15]。

⑵　手続の内容

仲裁規則29項は、SIACが公開する日本語訳[16]によれば、「請求及び抗弁の早期却下」として、以下のように定める。

まず、29.1項は、「当事者は…請求又は抗弁の早期段階での却下を仲裁廷に申し立てることができる」とし、申立理由として、ⓐ「請求又は抗弁が明らかに法的意味を欠くこと」（“a claim or defence is manifestly without legal merit”）[17]、ⓑ「請求又は抗弁が明らかに仲裁廷の管轄外であること」を挙げる。

その上で、29.2項は、申立手続につき、「第29.1項に基づく請求又は抗弁の早期却下は、申立てを支える事実及び法的根拠を詳述して申し立てる。早期却下を申し立てる当事者は、申立書を仲裁廷に提出すると同時に、申立書の写しを他方当事者に送付し、当該送付方法と送付日を特定して送付した旨を仲裁廷に通知するものとする」と定める。

29.3項は、仲裁廷による申立ての採否について、「仲裁廷は、その裁量によって、第29.1項に基づく請求又は抗弁の早期却下の申立ての進行を許可することができる。申立ての進行が許可された場合、仲裁廷は、全当事者に意見を述べる機会を与えた後に、第29.1

11　本論考は依拠していないものの、ICSID仲裁規則の和訳として、末冨純子ほか（阿部克則監修）『国際投資仲裁ガイドブック』（中央経済社、2016年）193-209頁〔著者仮訳〕がある。

12　先決的異議手続の詳細な解説については、角田・前掲注１）16・120頁における脚注文献参照。

13　Born, *supra* n. 7 at 2.

14　Singapore International Arbitration Centre（SIAC）, *Arbitration Rules of the Singapore International Arbitration Centre（SIAC Rules）*（6th ed., Aug. 1, 2016）<http://www.siac.org.sg/our-rules/rules/siac-rules-2016>.

15　SIAC, *Annual Report 2018*, 21（2019）<http://www.siac.org.sg/images/stories/articles/annual_report/SIAC_AR2018-Complete-Web.pdf>.

16　公開されている日本語訳と英語版との矛盾・抵触がある場合には、正文である英語版が優先するとされている（<http://www.siac.org.sg/our-rules/rules/siac-rules-2016>）。

17　“legal merit”について、SIACの日本語訳は「法的意味」とするものの、「（手続法上の問題ではなく）実体的な（本案上の）理由」と理解する方が適切である（後掲注30に対応する本文参照）。

項に基づいて、早期却下の申立てを全体的又は部分的に許可するか否かを決定する」とし、29.4項は、「申立ての進行が許可された場合、仲裁廷は申立てについて理由を付して（簡易な形式で足りる）命令又は仲裁判断を下すものとする。命令又は仲裁判断は、例外的な状況において書記官が期間延長しない限り、申立ての日から60日以内に下される」としている。

⑶　手続の特徴

SIAC規則は、申立理由について、ICSID仲裁規則41条⑸項の「明白に法的根拠を欠く」（“manifestly without legal merit”）という文言をそのまま採用している。

SIAC規則がICSID規則と異なる点としては、ⓐ申立対象が請求に限定されず、抗弁も含む点（29.1項柱書）、ⓑ申立理由として明示的に管轄の欠缺も含めている点（29.1項b）、ⓒ申立てに対する仲裁廷の判断過程につき、①早期却下の審理対象とするか否かの判断、②結論として請求・抗弁を早期却下するか否かの判断の二段階制を採ることを明確にしていること（29.3項、29.4項）、ⓓ申立ての時的限界を設定していないという点がある。

判断過程については、ICSID仲裁規則41条⑸項が「仲裁廷は…異議に関する判断を示さなければならない」としているのに対し、SIACでは、仲裁廷は、申立てに対する厳密な意味での応答義務を負わず、申立てを採り上げず、応答しないことも可能である。

SIACの早期却下手続では、ICSIDの先決的異議手続と異なり、一個の請求に対して複数成立し得る抗弁のいずれをも申立対象とでき、また、申立時期が限定されていないことから、判断資料となる主張・証拠の数量、事案の解明度・心証の成熟度が大きく異なる様々な場面で、早期却下の許否の判断が求められることになる。そのため、様々な場面を想定して、早期却下の統一的な要件を定立するのは容易ではない。

3　早期却下の要件を解明する上での課題

⑴　はじめに

ここでは、SIACの早期却下手続につき、導入経緯や運用実績から早期却下の要件を解明するのが困難なことを確認し、早期却下の要件につき、解明すべき論点を明確にする。

⑵　早期却下手続の導入経緯

SIACは、規則改正に先立ち、改正案を公表して関係者に意見を求めたものの、その改正案には、早期却下手続の創設に関する条項は含まれていなかった[18]。

公表された改正案には提案・修正理由は掲げられておらず、関係者の意見を受けて改正案が修正された経緯も辿れないため、改正経緯からは手続の創設趣旨を明らかにしがたい。

手続導入に深く関与した法律家による以下のような私的な発信から導入の経緯や趣旨を推し量ることしかできない。すなわち、ⓐ「『訴訟では、サマリー・ジャッジメントや却下といった主張をふるいにかける手続があるのに対し、国際商事仲裁には同様の手続がない』ことが紛争の効率的な解決を妨げている」という批判を受けて導入された、ⓑICSID仲裁規則41条⑸項を模範としており、関連するICSIDの判断例が解釈資料となり得る、ⓒ国

[18] 改正前の意見募集で公表された条項案に29項は見られない。SIAC, *Draft for Public Consultation of SIAC Rules*（6 th ed., 2016）<http://siac.org.sg/images/stories/articles/rules/2016Rulesclean%20-%20website.pdf>.

内訴訟でのサマリー・ジャッジメントや却下に関する裁判例も解釈資料となり得る[19]。

⑶ 早期却下手続の運用実績

SIACは、早期却下手続の運用件数情報は公表している[20]ものの、その具体的な判断内容を一切示していないため、適用要件に関する解釈・適用の具体的な運用は知り得ない。

もっとも、導入から2019年度までの通算で、30件の申立てにつき、18件で規則29.3項の手続に移行した審理がなされ、9件で実際に早期却下されており[21]、手続活用を期待し得ないほど厳格に早期却下の要件を解釈・適用する運用ではないようである。

⑷ 早期却下手続に関する解釈資料の状況

このように、早期却下の要件を解釈するために有意な資料を改正経過や公表実績から得るのが困難ななか、SIAC自らが早期却下手続を解説したこともない[22]。

SIACは、利用者拡大のため、世界各国で、早期却下手続に関する模擬仲裁を組み込んだセミナーを繰り返し開催し、規則改正に関与したGary Born氏らが早期却下手続に関する解説を私見として述べてはいるものの、SIACの公的な解釈を示してはいない。利用者拡大を目的とした催事という性質からも、客観的な解釈が示されているとは言い難い。

SIAC仲裁規則の逐条解説は、少数ながら、2016年改正に対応したものも存在する[23]。しかし、そうした逐条解説も、ICSID仲裁廷の仲裁規則41条⑸項に関する判断例[24]を参照するなどして、早期却下手続が純粋な法律問題を超えて事実認定にも関わる問題を扱えるか否かについては「実務実績を通じて解明されるのを待つほかない」[25]と述べるに留まる。

もっとも、関連するICSIDの判断例に加え、英米国内訴訟での簡易判断手続における運用も参考にすべき必要性は否定できない[26]。そもそも、国際商事仲裁での制度構築において、常にコモン・ロー法域が強い影響を有してきたという経緯がある[27]上に、SIACについても、シンガポール自体がコモン・ロー法域であり、制度構築に携わる中心人物の多くがコモン・ロー法域出身の法律家によって占められている[28]という事情もあるからである。

このように、SIACの早期却下手続については、関連するICSIDの判断例や英米国内訴訟での簡易判断手続における運用を参考に解釈を進めるほかない状況にあるといえる[29]。

---

19 Born, *supra* n. 7 at 1-2.

20 SIAC, *supra* n. 15 at 21; SIAC, *Annual Report 2017*, 19 (2018)*; SIAC, *Annual Report 2019*, 13 (2020)**.
＊< http://siac.org.sg/images/stories/articles/annual_report/SIAC_Annual_Report_2017.pdf>.
＊＊<https://www.siac.org.sg/images/stories/articles/annual_report/SIAC%20AR_FA-Final-Online%20(30%20June%202020).pdf>

21 SIAC (2020), *supra* n. 20 at 13.

22 SIACが自ら速やかに解説書を発行するように求める声がある。Craig Celniker, Louise C. Stoupe, Daniel Levison and Sarah Thomas, *Singapore International Arbitration Centre 2016 Rules Come into Force*, Morrison & Foerster Client Alert 2 (2016) <https://media2.mofo.com/documents/160801singaporearbitration.pdf>.

23 John Choong, Mark Mangan and Nicholas Lingard, *A Guide to the SIAC Arbitration Rules* (2nd ed., Oxford U. Pr. 2018); Paul Sandosham, Nish Shetty, Harpreet Singh Nehal SC and Kabir Singh, *A Practical Guide to the SIAC Rules* (LexisNexis Singapore 2018).

24 後掲注31参照。

25 Choong, *supra* n. 23 at para 11.21.

26 詳細につき、角田・前掲注１）106-110頁参照。

27 谷口安平ほか「国際商事仲裁の概念・歴史・理論」谷口安平ほか編著『国際商事仲裁の法と実務』（丸善雄松堂、2016年）30-34頁。

28 *See supra* n. 7. SIACの仲裁裁判所長官であり、規則改正委員会の議長でもあるGary Born氏は、法学教育を米国で受け、法律家としての経験を米国訴訟実務で開始している。

⑸ 解明しなければならない論点

早期却下の要件に関しては、以下のように、解明しなければならない論点がある。

まず、“legal merit”（規則29.1項a）という文言の意義は、SIACによる規則日本語訳にいう「法的意味」という文字通りの趣旨なのか、それとも、厳密な法律用語として、「本案としての実体的理由・実体的権利性」を示すものなのかという問題である[30]。

次に、この“legal merit”は、純粋な法律問題に限られ、わずかでも事実認定に関わる問題は含まないのか、すなわち、本案に関する証拠評価には立ち入らず、主張事実を真実と措定した上でも根拠を欠くような攻撃防御方法の問題に限定されるかという点である。

さらに、“legal merit”を欠く程度として要求されている「明白に」（“manifestly”）という基準については、文理から一定の高度な水準を要求していることは確かであるとして、具体的にどの程度を要求し、それをどのように審査するかという問題である。

なかでも、早期却下の要件を「主張自体失当」に相当するものと見る日本における有力な理解が合理的か否かについて検討する上で重要なのは、“legal merit”は、純粋な法律問題に限られ、わずかでも事実認定に関わる問題は含まないのかという点である。

これらの論点につき、早期却下手続の導入に関わった関係者が参照すべきとしたICSIDや英米国内訴訟での簡易判断手続における運用も参考にして、解明する必要がある。

Ⅱ ICSID仲裁や英米国内訴訟における簡易判断手続の運用

1 ICSIDにおける*Trans-Global*事件での判断

⑴ はじめに

ICSID仲裁廷による仲裁規則41条⑸項に基づく先決的異議手続に関する判断としては、ほとんどの関係文献が共通して、同条項が施行された初期段階で下された４つの判断を紹介している[31]ところ、これらのなかでも、早期却下の要件を「主張自体失当」に該当するか否かの問題と見る日本における有力な理解が合理性かを検討する上で重要となる「“legal merit”の問題は、純粋な法律問題に限られ、わずかでも事実認定に関わる問題を含まないのか」という点に関して重要な判断をした*Trans-Global*事件での判断[32]を検討する。

⑵ 判示事項

当事者双方は、“without legal merit”という文言の解釈につき、特に、事実認定に踏み込んだ問題を含む趣旨かに関して争ったものの、仲裁廷は、本事案の仲裁申立書に記載されている内容の十分性に鑑みて、本事案を解決するために詳細な解釈を示す必要はないとした。

被申立国は、請求を基礎づける事実主張について、憶測の領域を超えて実際に証明される可能性を示したものでなければならず、「首肯

---

29 SIAC仲裁自体を解説する邦語文献も少ない（松下外「シンガポール国際仲裁の実務上の諸問題と対策：簡易仲裁手続を例として（上）」JCAジャーナル65巻４号10頁（2018年）参照）。

30 SIAC規則29.1項の“legal merit”が本案の問題に絞られないかに関心を持つ文献として、Elodie Dulac and Alex Lo, *The SIAC Rules 2016 : New Features*, 5⑵ Indian Journal of Arbitration Law 129, 145-146 (2017).

31 詳細につき、角田・前掲注１）120-134頁参照。

32 *Trans-Global Petroleum, Inc. v. Hashemite Kingdom of Jordan*, ICSID Case No. ARB/07/25, Decision on the Respondent's Objection under Rule 41⑸ of the ICSID Arbitration Rules (May 12, 2008).

性を認める領域」(“threshold of plausibility”)に達したものでなければならないと主張した[33]。

一方、申立人は、ICSID条約や仲裁規則が仲裁申立書に請求の事実的基礎に関する詳細を盛り込むことを求めていないことに表れている「最小限の要求」(“minimal requirements”)水準に整合する解釈を採用するべきであると主張した。

仲裁廷は、ICSID条約36条⑵項では、紛争の争点や仲裁付託合意に関する情報など、極めて基本的な情報のみを仲裁申立書に記載するように求めていることに鑑み、紛争が条約25条⑴項の管轄要件を充足することを示す事実上の主張があれば足り、請求の本案(実体的権利)に関するその他の事実主張を求めていないという理解を示した上で、本事案の仲裁申立書における記載がかかる最小限の要求を充足したものとなっていることは明らかであるから、“without legal merit”という文言の詳細な解釈を示す必要はないとした。

さらに、仲裁廷は、仲裁廷が求められているのは、他ならぬ規則41条⑸項の解釈・適用であって、これと異なる規定文言に基づく却下申立てなど(such as an application to strike, demurrer, motion to dismiss, etc.)に関係する諸規定に依拠した議論は有益でないと付言した。

その上で、仲裁廷は、規則41条⑸項に基づく却下を認めるためには、請求が“without legal merit”に該当することについて、明確性、確実性、明白性が求められることを確認した上で、請求原因事実に関する主張の評価手法について、以下のように、判示した。

仲裁廷として、明白に信用性を欠く、根拠薄弱である、濫訴的である、不正確である、又は、不誠実になされているとみなした事実主張については、それらを額面通りに受け止める必要はない。また、事実上の主張と装った法的主張も受け止める必要はない。もっとも、争いある事実主張の信用性や首肯性を評価するべきという見解は採用していない。

⑶ 判示の意義

仲裁申立書での請求を基礎づける事実の記載につき、最小限の要求に留めた判示は、米国で採用されている首肯性訴答の考えを採用しないことを明らかにしたものであろう。

もっとも、請求を基礎づける事実主張の評価手順について、直接的に信用性や首肯性を評価することは否定しながらも、一見して信用性を欠く主張をそのまま前提とする必要はなく、主張事実の全てを真実と仮定しなければならないわけではないことを示した。

このように、「信用性や首肯性を評価するものではない」という建前のもと、評価に踏み込む程度を「一見して、信用性を欠く、根拠薄弱である」といえるかという範囲内に限定しつつも、主張内容の信用性・首肯性の評価に立ち入ることを認めている点が注目される。

2 英米の民事訴訟における簡易判断手続

⑴ はじめに

英米の民事訴訟手続では、公判審理、それに先立つ証拠開示手続で、当事者が負う極めて重い時間的・経済的負担[34]を限定・軽減するため、ⓐ訴えが提起されて開示手続に移行する前の段階、ⓑ開示手続を終えた段階という二段階で、簡易判断手続を採用している。

まずは、訴えが提起された直後に、裁判所が訴答(訴状と答弁書)の内容に基づいて、

[33] 米国における首肯性訴答への移行(後掲注41・42)を意識した主張であったと推察される。
[34] 溜箭将之『英米民事訴訟法』(東京大学出版会、2016年)185頁。

請求（・抗弁）を却下する手続である。英国では、「請求原因及び事実に関する陳述書の削除」[35]であり、米国では、「請求を明記していないことを理由とした却下」[36]である。

次に、開示手続を終えた段階で、開示手続で収集された情報も考慮した判断を下すサマリー・ジャッジメント手続である。

こうした簡易判断手続について、近年、英米で共通して、従前よりも強く積極的に利用することで、手続的負担を軽減し、紛争処理の迅速化を図ろうという動きが続いてきた。

⑵ 米国における訴え却下

米国連邦民事訴訟手続では、2000年代に入り、訴答に関し、いわゆる告知訴答から首肯性訴答[37]に変化した経過を通じ、積極的に訴え却下を進める実務動向が形成されてきた[38]。

連邦最高裁は、連邦民事訴訟規則において、コモン・ローにおける伝統的な訴答の考え方が一新され、訴答の簡素化が徹底されて、訴答に「被告に応訴が求められていることを告知する」という告知機能のみが求められ、事実の提示機能が不要とされていることを*Conley v. Gibson*事件判決で確認し[39]、その姿勢を2000年代初頭まで維持していた[40]。

しかし、連邦最高裁は、2007年の*Twombly*[41]、2009年の*Iqbal*[42]という２判決を通じ、訴状における請求原因の記載について、首肯性訴答の考えを採用した。すなわち、請求原因事実の摘示は、要件事実要素の「定型的列挙」では足りず、「憶測の域を超えて、救済を受ける権利の発生を基礎づけるのに十分な」事実主張を要し[43]、「請求権が存在することがもっともらしいことを示すのに十分な事実関係を含んでいなければならない」とされた[44]。

こうして、首肯性訴答の考えが採用されたことにより、原告は、訴状に請求原因を構成する要件事実要素を列挙するだけでは、訴え却下の危険を免れることができなくなった。

⑶ 米国におけるサマリー・ジャッジメント

連邦最高裁は、長年、連邦憲法修正７条が保障する民事訴訟での陪審審理を受ける権利を尊重し、サマリー・ジャッジメントの積極的利用を差し控える姿勢を堅持してきた[45]。

しかし、連邦最高裁は、裁判所が抱える事件数の増加による負担が深刻化していた1986年、立て続けに下した３判決を通じ、サマリー・ジャッジメントを積極的に活用する方向への転換を示した[46]。さらに、*Scott v. Harris*判決では、従前であれば陪審に委ねるべきとされていた証拠評価に踏み込んだサマリー・

---

35 “striking out of the statement of case” CPR 3.4 ⑵(a).

36 “dismissal for failure to state a claim” Fed. R. Civ. P. 12(b)(6).

37 浅香吉幹『アメリカ民事手続法』（弘文堂、第３版、2016年）72頁における訳語に依拠した。

38 訴答の歴史的展開を説く邦語文献として、菱田雄郷「プリーディングに関する規律の変遷」伊藤眞ほか編『青山善充先生古稀祝賀：民事手続法学の新たな地平』（有斐閣、2009年）391頁；金美紗『民事訴訟における当事者の主張規律』（慶應義塾大学出版会、2020年）157-198頁。

39 *Conley v. Gibson*, 355 U.S. 41, 47（1957）．菱田・前掲注38）410-412頁。

40 *Leatherman v. Tarrant Cnty. Narcotics Intelligence & Coordination Unit*, 507 U.S. 163（1993）; *Swierkiewicz v. Sorema N.A.*, 534 U.S. 506（2002）．菱田・前掲注38）418-420頁。

41 *Bell Atl. Corp. v. Twombly*, 550 U.S. 544（2007）．菱田・前掲注38）420頁。角田・前掲注１）146頁脚注文献。

42 *Ashcroft v. Iqbal*, 556 U.S. 662（2009）．角田・前掲注１）149頁脚注文献。

43 *Twombly*, 550 U.S. at 555.

44 *Iqbal*, 556 U.S. at 677-678.

45 *Fid. & Deposit Co. v. United States*, 187 U.S. 315, 320（1902); Arthur R. Miller, *The Pretrial Rush to Judgment: Are the “Litigation Explosion,” “Liability Crisis,” and Efficiency Cliches Eroding Our Day in Court and Jury Trial Commitments?* 78 N.Y.U.L. Rev. 982, 1019.

46 *Celotex Corp. v. Catrett*, 477 U.S. 317（1986); Anderson v. Liberty Lobby, Inc., 477 U.S. 242（1986); *Matsushita Elec. Indus. Co. v. Zenith Radio Corp.*, 475 U.S. 574（1986）．角田・前掲注１）164頁脚注文献。

ジャッジメントを認める姿勢まで示した[47]。

具体的には、連邦最高裁は、被告が請求棄却を求めるサマリー・ジャッジメントを申し立てた場合、請求原因の証明責任は原告が負う以上、被告が申立理由を積極的に立証しなくとも、原告が証明責任を果たせないであろうと示されれば、サマリー・ジャッジメントを認め得ることを確認した上で、請求原因を示す「証拠が単にうわべだけのものであったり、十分な証明力を持たなかったりする場合、サマリー・ジャッジメントは認められ」[48]、具体的な証拠を検討しても、およそ合理的な陪審であれば請求原因に沿った認定をすることがあり得ない場合にも、請求棄却のサマリー・ジャッジメントを認め得る[49]とした。

原告は、サマリー・ジャッジメントによる敗訴の危険を回避するには、単に事実上の争点を形成するのでは足りず、「請求原因事実について、被告からの反論を踏まえても、首肯できるような立証がなされる見込みがある」ことまで示さなければならなくなった[50]。

(4) 英国におけるウルフ卿改革

英国[51]の民事訴訟では、長年、当事者追行主義が重んじられ、裁判所が公判に先立って訴訟進行を積極的に管理するのを避けてきたものの[52]、いわゆるウルフ卿改革[53]として1998年に導入された民事訴訟規則では、裁判官が積極的に訴訟管理に当たることとなった[54]。この訴訟管理の大きな柱の一つが迅速な裁判の実施であり、具体的には、認容の見込みがない請求・抗弁を迅速に却下する手続やサマリー・ジャッジメントの重視である[55]。

「請求原因及び事実に関する陳述書が、請求を提起もしくは抗弁する一切の合理的な根拠を示していない場合」には、訴答段階で請求・抗弁を却下することができる[56]。また、却下の申立ての段階でも真実宣誓書を証拠として提出できるようになった[57]ため、却下申立てに対する実質的な審理が可能となり[58]、積極的な却下判断が後押しされるようになった。

原告と被告のいずれも[59]、公判前に「相手方の請求又は抗弁が認められる『現実的な見込み』（“real prospect”）がなく、かつ、公判で判断を要する別段の理由がない」ことを示せば、サマリー・ジャッジメントによる勝訴の終局判決を得ることができる[60]。また、従前、原告による申立てについて、「被告に現実的又は真正の抗弁が認められる相当ない

---

47 *Scott v. Harris*, 550 U.S. 372（2007）.

48 *Anderson*, 477 U.S. at 249-250.

49 *Scott*, 550 U.S. at 380.

50 実際に、事実審において、原告と積極的抗弁を主張する被告の負担は大きくなっているという（溜箭将之『アメリカにおける事実審裁判所の研究』（東京大学出版会、2006年）90・91頁）。

51 法域としてのイングラントとウェールズを指す。

52 一方、高等法院内にある商事法廷においては、独自の訴訟管理が積極的に行われていた（*Practice Direction（Commercial Court : Revised Practice）*［1990］1 WLR 481; *Practice Direction（Commercial Court : Practice Guide）*［1994］1 WLR 1270.）。

53 <https://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20060213223540/http://www.dca.gov.uk/civil/final/contents.htm>.

54 ニール・アンドリュース（溜箭将之ほか訳）『イギリス民事手続法制』（法律文化社、2014年）1頁。Neil Andrews, *The Three Paths of Justice: Court Proceedings, Arbitration, and Mediation in England,* § 1.17（2nd ed., Springer 2018）.

55 アンドリュース・前掲注54）17頁。

56 民事訴訟規則3.4条2項（a）。アンドリュース・前掲注54）38頁。

57 民事訴訟規則22.1条。アンドリュース・前掲注54）17・38頁。*S v Gloucestershire County Council*［2001］Fam. 313, 341.

58 溜箭・前掲注34）188頁。

59 従前は原告にのみ認められていたサマリー・ジャッジメントの申立てが被告にも認められるに至った。

60 民事訴訟規則24.2条。アンドリュース・前掲注54）71・72頁。

し合理的な可能性があるか」という判断基準が採用され、疑わしきは被告の有利に判断されたのに対し、抗弁・請求に認容の非現実的な可能性があるのでは足りず、「現実的な」認容の可能性が要求されることとなり、申立当事者が一応の申立理由を示せば、相手方が申立理由を弾劾できない限り、申立て認容のおそれを生じると理解されている[61]。そして、裁判官は、陳述書などの証拠の信用性を評価し、その評価に基づいて「現実的な勝訴の見込み」を判断することも許され、その時点で明らかになっていなくとも、最終的に証明されるであろうと合理的に考えられる事実ならば考慮に入れて判断することが許される[62]。こうして、当事者は、サマリー・ジャッジメントによる敗訴の危険を回避するには、公判に先立って、「現実的勝訴の見込み」を示す証拠を提出する責任を負うこととなった。

Ⅲ　早期却下手続に関する日本での理解

1　はじめに

ここでは、SIACにおける早期却下の要件を「主張自体失当」に該当するか否かの問題と見る日本における有力な理解は合理的かという本論考の問題意識を明確にするため、(1)日本で、仲裁での早期却下手続との関係だけでなく、英米国内訴訟における簡易判断手続との関係でも、「主張自体失当」か否かが簡易判断を認めるための必要条件となっているように説明されているのは適切でないこと、(2)日本の民事訴訟実務で、「主張自体失当」という表現は、一定の評価規範の外観を有するかたちで、ある程度頻繁に使用されているものの、実際の運用を見ると、実効的な評価規範として機能しているとは言い難いことを確認する。

かかる確認を通じ、早期却下が認められるための要件として、「主張自体失当」を十分条件にとどまらず、必要条件でもあるかのように理解することへの疑問を明確にする。

2　「主張自体失当」概念を媒介とした簡易判断手続の理解

国際商事仲裁で早期却下を認める必要条件として、攻撃防御方法が「主張自体失当」であることを求める考えは、英米国内訴訟の簡易判断手続に関しても、簡易判断を認める必要条件として、請求等が「主張自体失当」であることを求める考えと結び付いている。

例えば、関戸麦弁護士は、SIAC規則29.1項aの申立理由を解説するにあたり、「請求の早期却下は、米国民事訴訟における訴え却下の申立て（motion to dismiss）に相当するものである」とした上で、「日本法でいうところの、主張自体失当に相当する」[63]と述べる。

そして、関戸弁護士編著による米国民事訴訟の概説書は、「原告が十分な請求原因を述べていないことを理由とする」訴え却下申立てについて、「訴状における原告の主張が事実であると仮定しても、請求が成り立たないため、訴えの却下を求める」ものとし、「日本では、このような請求について『主張自体失当』という表現を用いる」とする[64]。*Twombly*判決や*Iqbal*判決[65]を注記し、訴え却下が「連邦

[61] アンドリュース・前掲注54）72頁；溜箭・前掲注34）189頁。
[62] 溜箭・前掲注34）189・191頁。*Gloucestershire County Council*［2001］Fam. at 342.
[63] 関戸・前掲注３）23・24頁。
[64] 関戸麦ほか『わかりやすい米国民事訴訟の実務』（商事法務、2018年）43頁。

最高裁の判決により、従前よりは認められやすくなった」としつつも、「主張自体失当」に相当する判断枠組の変動には言及していない[66]。

しかし、*Twombly*判決・*Iqbal*判決を経て、告知訴答から首肯性訴答へと移行し、請求原因が要件事実要素を充足する内容で陳述されている場合であっても、その具体的内容に首肯できない場合には、訴え却下が認められ得る以上、却下が認められるのは主張自体失当の場合であると表現するのは、正確性を欠く。請求原因が要件事実要素を充足する内容で陳述されれば、具体的内容に首肯できなくとも、主張自体失当とはいえないからである。

米国民事訴訟手続において、主張自体失当の場合には訴え却下の対象となり得る（「主張自体失当」は十分条件である）ものの、主張自体失当に該当してはじめて訴え却下の対象となるわけではない（「主張自体失当」は必要条件ではない）ことに留意する必要がある。

3　説明の媒介とされる「主張自体失当」概念の現実

⑴　はじめに

ここでは、日本の民事訴訟実務において「主張自体失当」という概念が実効的な評価規範として運用されているとは言い難いことを確認することを通じ、「主張自体失当」という表現を媒介とすると、日本の法律家が英米国内訴訟における簡易判断手続、ひいては、国際商事仲裁における早期却下手続を正確に理解するのが困難となることを指摘する。

具体的には、日本の民事訴訟では、英米国内訴訟・国際商事仲裁における簡易判断手続・早期却下手続に匹敵する手続が存在しないこと、また、実務上、多くの場合、「主張自体失当」への該当は、終局判決における請求棄却理由と扱われる運用に留まっていることを確認することを通じ、「主張自体失当」という表現を媒介とした制度理解の危うさを指摘する。

⑵　主張自体失当の意義と有理性審査

「主張自体失当」とは、「当事者の主張がそれ自体として有理性を欠く場合」をいい、「有理性」とは、「『事実上の主張』〔が〕実体法に照らして理由〔の〕ある」ことをいう。具体的には、裁判所は、有理性審査として、「否認された事実の証拠調べに入る前に、当事者が主張する事実をすべて真実と仮定した場合に、その事実を法律要件とする請求や抗弁などが実体法上認められなくなるかどうかを検討し、これが認められない場合には、証拠調べをすることなく、その主張に基づく法律効果の不発生を認定すべき」とされる[67]。

つまり、理論的には、主張自体失当とされる主張に関連する証拠調べは許されない。

⑶　裁判例における「主張自体失当」概念

裁判例にも、「主張自体失当」という表現が登場するものの、その多くは、前述の定義に沿って利用されているわけではなく、手続法上の障害を指摘し、または、当事者が提示した新たな法律解釈論を退ける趣旨などで利用されているに過ぎない。

主張自体失当を請求棄却理由とした裁判例として紹介されている判示を実際に見ると、最判昭和43年２月20日民集22巻２号236頁や

65　前掲注41・42。

66　関戸ほか・前掲注64）44頁。同様の論調の文献として、三輪泰右ほか『法務担当者による米国民事訴訟対応マニュアル』（商事法務、2015年）71頁がある。

67　三木ほか・前掲注２）231頁。なお、有理性審査については、支払督促の関係では民訴法385条１項が定めるものの、通常訴訟の関係では特段の規定が存在しない（三木ほか・前掲注２）227頁）。有理性審査について、米国民事訴訟での訴え却下と対比しつつ論じているものとして、金・前掲注38）302-326頁。

東京高判平成２年10月29日判時1385号119頁は、当事者の主張に関する手続法上の障害を指摘したもので、また、最判平成元年12月21日民集43巻12号2209頁は、実体法上の問題を扱っているものの、要件要素が明らかな法律構成を前提に要件要素を充足させる事実主張に欠けることを指摘したものではなく、当事者が提示した新たな法律構成自体を採用できないと示しているに過ぎない[68]。

⑷ 「主張自体失当」概念の実際の機能

日本の民事訴訟実務では、「主張自体失当」に該当すれば固有の手続的制裁を受ける仕組みとはなっておらず、「主張自体失当」概念は、実効的な評価規範として機能していない。当事者に対して、「主張自体失当」と評価されるような主張の提出は避けるように促す行為規範としてしか機能していないのが実情である。

理論的には、陳述が準備された主張について、有理性がないことを理由に、主張自体を却下し、その陳述を認めず、口頭弁論に上程させないことで、弁論主義の下、判決の資料にしないということも可能であるにもかかわらず、実務では、一般にそのような処分はなされていない。裁判長が釈明権を行使して、そうした主張を任意に撤回するように当事者に促すだけで、当事者が維持に固執すれば、陳述自体は許され、口頭弁論に上程される。裁判所としても、当事者が維持に固執する場合には、あえて却下せずとも、終局判決で一応触れて簡潔に退ければよいと考えているものと思われる[69]。

これに対して、簡易判断手続では、「主張自体失当」が実効的な評価規範として機能している。「主張自体失当」に該当する場合には、通常手続ではなく、簡易判断手続で退けられるという固有の手続的制裁を受ける危険を生じる効果を持つ[70]からである。

４ 「主張自体失当」概念を媒介とした理解の危うさ

日本の民事訴訟では、主張自体失当という概念が利用されているものの、主張自体失当を要件として簡易判断がなされる実務運用が機能しているとは言い難く、主張自体失当という概念を媒介として早期却下手続を正確に理解するのは困難である。

おわりに（結語）

国際商事仲裁の早期却下手続については、ICSIDや英米国内訴訟での簡易判断手続の運用を参照した解釈の必要性が指摘されているところ、それらの運用を確認すると、本案に関する証拠評価に踏み込むことも不可能ではない状況にある。

したがって、国際商事仲裁の早期却下手続においても、同様に、本案に関する証拠評価に踏み込んだ運用となる可能性がある。そのため、主張自体失当とは評価されない主張であっても、その根拠が薄弱であると評価されれば、早期却下の対象となり得ることも予想されることから、今後の手続運用の展開を十分に注視していく必要がある。

---

68 三木ほか・前掲注２）227頁参照。詳細につき、角田・前掲注１）41・42頁参照。

69 詳細については、角田・前掲注１）43-45頁参照。

70 もっとも、主張自体失当は、簡易判断の十分条件ではあれ、必要条件ではなく、主張自体失当に該当してはじめて簡易判断手続で退けられるというわけではない。

角田報告コメント

長田　真里
大阪大学大学院法学研究科 教授

角田雄彦会員による論文は、シンガポール国際仲裁センター（以下、SIACとする）が導入した早期却下手続（early dismissal of claims and defences, Rule 29）を利用するための要件の１つとされる、請求もしくは抗弁が明らかに法的根拠を欠く（manifestly without legal merit）との要件につき、それが日本の民事手続法上の主張自体失当と同義か否かを検討するものである。検討のために、角田会員は、まず、SIACに先駆けて早期却下手続類似の手続を導入した投資紛争解決国際センター（以下、ICSIDとする）の判断基準を概観し、SIACの規則の内容を紹介した後に、without legal meritの解釈の視座を提供するとして英米における簡易判断手続の運用を概観、日本における主張自体失当との概念の解釈及び実務での運用を概観して、最終的に日本の実務では主張自体失当概念が実効的な評価規範として機能していないことを指摘し、それが実効的な評価規範として機能している簡易判断手続における概念とは異なることを指摘する。理論上も実務上もこれまで曖昧に理解されてきた概念を日英米の理論や判例、実務の状況を具に調べた上で解明している本論文およびその結論は、まさに日米の実務に精通した角田会員ならではの分析および指摘であり、高く評価されよう。

早期却下手続は、SIACでの導入以降様々な機関等で導入の動きが見られる。

まず、ロンドン国際仲裁裁判所（以下、LCIAとする）は、2020年に規則を改定し、その22.1条(viii)で早期判断手続を導入した。そこでは、当事者からの申立によるか自らの裁量で、請求等が明らかに仲裁廷の管轄外であるか、もしくは請求等が明らかに根拠を欠く（manifestly without merit）と判断することを認めている[1]。SIACの規則と比較するとLCIAの早期判断手続の規則は、①いつまでに判断をするかについての期限を定めておらず、②当事者の申立がなくとも自らの裁量で早期判断をすることが認められているという点で異なっている。

さらに、2018年から始まったUNCITRALにおける迅速仲裁手続の導入にかかる議論も注目に値しよう[2]。UNCITRALでは、近年仲裁手続が煩雑化し、商事の領域で効率的な紛争解決手段と捉えられなくなっていることへの懸念から、新しく迅速仲裁手続に関する新しいルールの策定作業を進めることとなった。この作業の中で、早期判断もしくは早期却下手続に関する新しいルールの導入にかかる議論もされているところである。議論開始当初は、

[1] (viii) to determine that any claim, defence, counterclaim, cross-claim, defence to counterclaim or defence to cross-claim is manifestly outside the jurisdiction of the Arbitral Tribunal, or is inadmissible or manifestly without merit; and where appropriate to issue an order or award to that effect（an "Early Determination"）;

[2] A/CN.9/959

meritを欠く請求について早期判断もしくは早期却下の手続を導入することは、迅速仲裁手続とは異なる問題と捉えるべきであり、特に当事者がそれを望んでいないような場合には当事者の適正手続が問題となり、その結果として執行の局面で問題が生じうるとの指摘もされていた[3]が、特にICSIDでの早期判断導入もあり、導入が検討されることとなった[4]。その後も、そもそも迅速手続と早期却下手続や早期判断手続は異なるとの指摘もあった[5]ものの、一旦早期却下手続（early dismissal：法的根拠を欠く請求等につき仲裁廷がそれらを却下する手段）と早期判断手続（preliminary or early determination：仲裁廷に対して、争点、法的問題、あるいは事実の一部について、手続のすべてを経ることなく、当事者が早期に判断することを求める手段）とにつき、別々に定めを置くことが提案された[6]。その後、早期却下手続と早期判断手続には重なる部分も多いとの判断から、２つの手続を１つの条文にまとめる方向で議論が進み、最新の草案では以下のような規定を置くことが提案されている。

Draft provision 17（Pleas as to the merits and preliminary rulings）

［1．A party may raise a plea that:

(a) A claim or defence is manifestly without legal merit;

(b) Issues of fact or law supporting a claim or defence are manifestly without merit;

(c) Certain evidence is not admissible;

(d) No award could be rendered in favour of the other party even if issues of fact or law supporting a claim or defence are assumed to be correct;

(e) …

2．A party shall raise the plea as promptly as possible and no later than 30 days after the submission of the relevant claim/defence, issues of law or fact or evidence. The arbitral tribunal may admit a later plea if it considers the delay justified.

3．The party raising the plea shall specify as precisely as possible the facts and the legal basis for the plea and demonstrate that a ruling on the plea will expedite the proceedings considering all circumstances of the case.

4．After inviting the parties to express their views, the arbitral tribunal shall determine within［15］days from the date of the plea whether it will rule on the plea as a preliminary question.

5．Within［30］days from the date of the plea, the arbitral tribunal shall rule on the plea. The period of time may be extended by the arbitral tribunal in exceptional circumstances.

6．A ruling by the arbitral tribunal on a plea shall be without prejudice to the right of a party to object, in the course of the proceeding, that a claim or defence lacks legal merit.］[7]

---

3 A/CN.9/969, at para.20
4 Ibid., at para.116
5 A/CN.9/1003, paras. 83-87
6 A/CN.9/WG.II/WP.209, at paras.73-78

この最新草案においても、早期却下手続の要件としてのmanifestly without legal meritは維持されており[8]、角田論文の重要性は今後さらに増すことになると思われる。

[7] A/CN.9/WG.II/WP.216

[8] なお、この点例えばフランス語版ではmanifestement dénué de fondement juridiqueとされており、日本語に訳すと「明らかに法的根拠を欠く」との訳が適切ではないかと思われる。

現代ロシアにおける信用状（L/C）の状況と課題

キセリョフ・エフゲーニ
関西学院大学大学院 研究員

要　旨

2014年、ウクライナ東部の情勢が緊迫化するにつれて、欧米諸国によるロシアへの制裁は経済制裁へと発展した。現在においても制裁は続けられ、その内容が強化される傾向にある。一方で、ロシアも欧米諸国に対抗制裁を実施している。この影響を受けて、ロシアの貿易がカントリーリスクの拡大に伴い不安定な状況にある。こういった状況のなか、商取引の信用リスクを回避する手段として用いられる信用状の使用を把握することが重要である。

本研究では、ロシアにおける代金決済方法の商慣習を把握し、対ロシア経済制裁の影響と信用状の使用状況に焦点を当てたい。近年、ロシアにおける信用状の使用が拡大する傾向にあるが、この原因についてはまだ十分には検討されていない。本論文では、ロシアの信用状に関する金融機関からアニュアル・レポートに基づいてロシア国内信用状に関して分析を行う。最後に、ロシア連邦民法典と信用状統一規則（UCP600）の不統一による課題について考察したい。

Ⅰ　はじめに

1993年６月にロシアが関税および貿易に関する一般協定（GATT）（世界貿易機関：WTOの前身）への加盟申請を行ってから９年を経て、2012年８月、ロシアのWTO加盟が実現した。WTOへの加盟の効果として貿易拡大が期待されていたが、2014年、ウクライナ東部の情勢が緊迫化するにつれて、欧米諸国によるロシアに対する制裁体制が導入され、さらに経済制裁に発展した。現在においても、この制裁が続けられ、その内容が強化される傾向にある。一方で、ロシアも自らの欧米諸国に対抗制裁を実施している。

このような国際関係の悪化は、ロシアの経済と貿易を低迷させる要因になっている。ロシア財務省は、経済制裁が毎年400億ドルに上る経済損失をもたらすと予測している（Dreyer & Popescu, 2014）。Gurvich & Prilepskiy（2015）によると、短期的には、制裁によってGDPの２～３％分に相当する経済損失が生じる。IMF（2015）は、経済制裁と石油価格の影響の区別は難しいと留意しながら、これらの要因がロシアのGDPを１％程度縮小させ、中期的にはGDPの９％に相当する経済損失をもたらすと予測している。さらに、Shirov et al.（2015）によると、制裁が長期化した場合に、ロシアのGDPは８～10%にも及ぶ経済的な損失を受けると指摘されている。

この影響を受けて、ロシアの貿易はカントリーリスクの拡大に伴い不安定な状況にある。経済制裁が５年ほど続いている状況のなか、貿易に対する影響を把握し、貿易決済方法に変化があるかを検討することが重要であ

る。また、商取引の信用リスクを減少する手段として用いられる信用状の使用を把握することが重要であると言える。特に、ロシアにおける信用状の使用に関する商慣習には、貿易決済としてだけでなく、国内信用状の使用が90年に近い歴史がある。本稿では、ロシアにおける信用状の使用に焦点を当て、次の視点から考察したい。まずは、ロシアにおける信用状に関する商慣習について検討し、信用状の使用状況を把握する。また、貿易環境が悪化するなか、金融機関のアニュアル・レポートに基づいてロシアにおける信用状の使用拡大について検討する。最後にロシアにおける信用状の使用に関する課題について考察する。

Ⅱ　ロシアにおける代金決済の背景

1　ロシアにおける信用状の商慣習

現代ロシアの代金決済方法に関する特徴は、ソビエト連邦時代の商慣習に関係しているため、現代ロシアの状況に直面する前に、ロシアにおける代金決済の発展、特にソビエト連邦時代のロシアにおける信用状の使用に焦点を当てたい。朝岡（1975）によると、商慣習とは、商業の概念をどのように把握するかによって、広義または狭義に使用される。例えば、商法の規定にみられるように、商人が自己の営業のためにする行為をすべて商行為であると解する場合には、商業の概念は広義に把握されている。このような場合に商慣習という言葉は広義に用いられ、一般に商人が日常繰り返して行なっている営利活動に関する慣行または習慣を意味する。これに対して、経済学や商学上の分類において、商業を狭義に解し、これを固有の商業であると解する時は、商慣習の意味は商品の売買取引に適用される売買慣習または取引慣習に限られることになる。本稿では、商慣習を「営業のためにする行為をすべて商行為である」という意味で考察する。

1917年のロシアの革命以降、ロシアは計画経済制度を導入するとともに、欧米と異なるビジネスに対するアプローチを持つようになった。特に、1960年代の貿易拡大以前では、ロシアの信用状に関する商慣習は独立した環境に近い状況で存在していた。ロシアでは、信用状における商慣習の区分として①初期（1931 ～ 1956）、②中期（1956 ～ 1967）、と③後期（1967 ～ 1992）、３つに分けることが一般的である（Gasanova, 2019）。

⑴　ソビエト連邦における信用状の使用（1931 ～ 1954）

20世紀の初期から米国を中心に国際的統一規則を制定しようという動きが始まり、パリに本部を置く国際商業会議所（International Chamber of Commerce：ICC）がその業務に着手した。その結果、1933年に、「商業荷為替信用状に関する統一規則及び慣例（Uniform Customs and Practice for Commercial Documentary Credit）」、略称、「UCP」または「信用状統一規則」が成立した。しかし、この規則を法律として取り入れた採択国は米国と欧州諸国（イギリスを除いて）であり、ソビエト連邦はこれを採択しなかった。一方、ソビエト時代の取引における信用状の使用は、1931年から始まる。当時のソビエトの基本規定と言える民事法には、信用状などの代金決済方法に関する貿易規制がなかった。当時のソビエト連邦人民委員会議の法令（“Regarding measures to improve the practice of the credit system”，1931年１月）に基づいて、ソビエト連邦中央銀行（Gosbank of the USSR、略称、「ゴスバンク」）は、買主の指示に従い

売主に請求金額を支払う権利を取得した。当時、信用状を代金決済方法として選択する権利は、契約の当事者の裁量にあったが、ゴスバンクの指示により強制的に適用することもあった。信用状が適用される場合は、買主は配達された商品が契約条件に準拠していることを確認する義務があった。

一方、企業間の取引で使用される決済方法と同時に、個人向け信用状が存在していた。旅行や出張に必要とされる現金の持ち込みを避けるため、または、高額な取引に対する条件付き銀行振込の手段として使用されていた。銀行小切手が一般化されなかったソビエト連邦では、個人向け信用状の使用率が、1970年代に信用状決済の30%をしめた(Polishuk, 2004)。つまり、ロシアにおける信用状は、貿易用決済方法として発展していただけでなく、国内取引のツールとして一般化されていたと言える。

⑵ ソビエト連邦における信用状の使用（1954～1967）

第二次世界大戦後の1951年に、国際商業会議所は信用状統一規則の第一次改訂を行い、戦後以降ドル圏に属した日本もこれを採択したが、ソビエト連邦は、前回と同じく今回も採択しなかった。ソビエト連邦では、同国の慣行と判例に従って信用状取引を行っていたが、上記信用状統一規則にはこれらと相容れない点があるなどの理由から、この統一規則を採択しなかったのである。このため、世界の信用状取引は、欧米を中心とする信用状統一規則の導入が進行していたが、ソビエト連邦がこのプロセスに対して積極的に参加していた姿を見せていなかった。しかし、第二次改訂作業が1957年以降行われ、1962年に改訂が完了し、これまでに採択しなかった英国を始め英連邦諸国とソビエト連邦など共産圏諸国もこれを採択した。この第二次改訂の採択国数は175の国と地域に達し、ついに世界的な信用状統一規則が誕生したのである。

一方、ソビエト連邦国内の信用状の使用に関しては、統一規則が導入されず、この時期から国内取引用の信用状（個人向けと法人向け）と貿易用（荷為替）信用状の分かれ道になり、信用状の慣行に関する規制の調整は、各部門に対してゴスバンク（国内部門）と外国貿易銀行（貿易部門）の条例[1]により行われていた。さらに、1964年に改定されてソ連民法典には、企業間取引における代金決済に関する条が１つだけあったが、信用状の法的性格に関してははっきりした規定がなかった（ロシア連邦民法典第391）。当時の国内慣行については、ゴスバンクが発行する代金決済に関する回状により、買主が支払義務を履行しないときには、買主に対して未払リスクを回避する（減少する）手段として、ゴスバンクの判断に基づいて契約の代金決済方法を信用状に変更することがルール化された(Gasanova, 2019)。つまり、初期に始まった取引先に対する「制裁」機能がさらに強化され、国内信用状の使用は、生産、分配、流通と金融を直接的に統制していた国家により運営されていた。

⑶ ソビエト連邦における信用状の使用（1967～1992）

貿易に使用される荷為替信用状に関しては、国際商業会議所が1983年に改訂した「荷為替信用状に関する統一規則及び慣例」が

[1] 信用状取引を説明する内部資料（例えば、Instruction of Gosbank of the USSR dated 27.04.1979 N 64 “The procedure for conducting banking operations with foreign currency” or Instruction of Vneshtorgbank of the USSR dated 25.12.1985 N 1 “The procedure for performing banking operations for international settlements”）

あった。本規則は、全部で55ヵ条からなり、総則と定義、信用状の形式と通知、義務と責任、書類、雑則および譲渡の見出しのもとに信用状取引における手続き、当事者の義務および責任について規定していた。ソビエトの銀行も欧米や日本と同じように本規則を一括採択していた。当時の荷為替信用状は、発行銀行の確約の有無を基準として、取消不能信用状と取消可能信用状に分けられる（統一規則７条）。取消不能信用状は、関係当事者全員の同意がなければ発行銀行が取消・条件変更のできない信用状のことをいう（統一規則10条）。これに対し、取消可能信用状は、発行銀行が事前の通知なしにいつでも取消・条件変更のできる信用状のことをいう（統一規則９条）。実務では圧倒的に取消不能信用状が利用されていた。ソ連から輸出では信用状による決済が主体になっていた（桑原1998）。

一方、国内信用状の慣行に関しては、制裁機能としての適用判断がゴスバンクだけにあったが、1967年以降売主は自ら契約の決済方法を最大６月間まで信用状に変更することが可能になった。さらに、当時の国内取引では、国際業務と異なって、原則として取消可能信用状が適用されていた。例えば、当時のソ連の研究者は、信用状の機能に関して、次のように述べた。Zaydenvarg（1955）は、信用状の使用に関して４つのパータンがあると指摘した。これは、第１、信用状決済は、政府の決定または契約条件によって経済の特定のセクターに対して確立された場合に使用；第２、１回限りの取引の場合に使用；第３、請求書が支払われる前に、品質チェックを伴う特別なオンサイト受け入れ手続きが必要な場合に使用；第４、請求の支払いを体系的に遅らせる支払人に適用される制裁としての使用である。つまり、ソ連時代末期までにロシアにおける信用状の商慣習が欧米と異なり、国内と海外取引に対して異なる目的で使用されたことが明らかになっている。

２　代金決済とロシアの法律

ソビエト連邦時代、このような信用状の二重性に関して、国家による運用されていた計画経済では、大きな問題になっていなかったが、ソ連崩壊後から、ロシアの民法が改定されて以降、この不統一は、研究者や貿易の専門家により注目を集め始めた（Gavrilov, 2010; Ilovaysky, 2010; Efimova, 2017; Chub, 2018; Gasanova, 2019; Sidorova, 2020）。ここでは、ロシアの民法と商法と代金決済に焦点を当てたい。

ロシア民事法の基礎（ロシア連邦民法典）の中には、国際私法に関する規定が設けられている。ロシア連邦民法典第1211条１項によれば「貿易に関する法律行為により生ずる当事者の権利及び義務は、当事者による別段の定めがない限り、行為地法によって定められる」ものとされている。法律行為とは一定の法律効果の発生を目的とする行為であり、法律効果とは権利・義務の発生やその内容の変更などをいう。この規定によれば、ロシアにおいても、貿易取引契約の準拠法について当事者自治の原則が採用されている。したがって、いかなる国の法が適用されるかは、一次的には当事者の合意によって定まることになる（桑原, 1998）。この点に関して桑原（1998）は、ロシアの組織と日本の商社との貿易取引契約で、当該契約がイギリスに何ら関連するものでなくとも、当事者の合意によってイギリス法を適用することとし、同国法によって権利・義務を定めることが可能となると指摘している。次に、当事者による別段の定めがなければ、行為地法（契約締結地法）による

ことになる。この行為地について、ロシア連邦民法典第1211条２項はつぎのように定めている「法律行為の行為地は契約の成立と実施に対して最も大きな役割を持つ当事者の地に定められる」。つまり、モスクワの貿易会社は売主として在外商社と契約を締結すれば、この契約の法律行為はロシアの民法に従うものとみなされる。

この点は、貿易と信用状の使用に大きな影響を及ぼすことがある。ロシア連邦民法典867条では、信用状による決済方法の規定があり、ソビエト時代の商慣習に基づいたもので、国内取引に適用される信用状を主な使用に応じた法である。ソビエト時代の国内信用状は、現代ロシアの国内信用状に変わり、ゴスバンクによる回状ではなく、ロシアの民法により定め、市場経済に応じた使用目的に変化されたものである。つまり、国内信用状は、ロシア国内のルーブル建取引における信用状であり、充足した呈示を引受することの発行銀行の確約となる取決めであるため、債権回収リスク（個人向けと法人向け）を低減させる手段として使用されている。2017年のロシア連邦民法典が改定されるまで国内信用状に関する規則は、貿易用信用状において一般的に適用されている信用状統一規則（UCP600）と大きく異なっていた。これにより、貿易の行為地法はロシアになった場合、統一規則よりロシアの民法が優先される事例があった。例えば、ロシア連邦最高仲裁裁判所は、契約で信用状統一規則（UCP600）に関する記載があっても国内取引において統一規則が当てはまらないと説明した（Resolution of the Presidium of the Supreme Arbitration Court of the Russian Federation, No. 15479/04, 2005年５月31日）。また、モスクワ市商事裁判所は、中国の企業に対してロシアの銀行による未払いの件で信用状の有効性確認に関してロシアの法典を優先した（事件番号Ａ40-121404/2011号、2013年８月12日）。

Ⅲ　ロシアにおける信用状の現況

１　対ロシア経済制裁によるロシアの貿易の変化

現代ロシアの貿易における最も大きな制約要因は対ロシア経済制裁である。志田(2018)は、現在、欧米諸国によるロシアへの制裁の内容が３つのレベルで展開していると指摘した。第１レベルは政府交渉や国際組織（OECD、G７、NATO、EUなど）の協議停止などを含む外交制裁である。第２レベルは渡航禁止と資産凍結を含む個人・団体に対する制限措置である。第３レベルは部門別制裁（sectoral sanctions）の特徴を持つ経済制裁である。第３レベルの経済制裁に関しては、米国では、財務省外国資産管理局（OFAC)、商務省産業安全保障局（BIS)、国務省防衛通商管理部（DDTC）の３組織が携わっている。OFACの制裁（大統領令13662）は、部門別制裁対象者（Sectoral Sanctions Identification: SSI）リストに従い、金融・エネルギー・軍需産業をターゲットとする制裁である。金融部門では、ズベルバンク、VTB銀行、ガスプロムバンク、対外経済銀行（VEB)、モスクワ銀行、ロシア農業銀行が制裁対象となり、償還期間30日を超える取引（新しい債券の売買、信用供与）が制限されている。ロシアは、欧米諸国による制裁への対応として、2014年８月に対抗的な制裁措置を実行した。その内容は、政治家や軍人の渡航禁止、果実、野菜、肉、魚、乳製品の５分野にわたる農産品の輸入禁止である。

この制裁は現在も継続中であり、拡大と強

表１　ロシアにおける輸入・輸出実績（単位：10億米ドル）

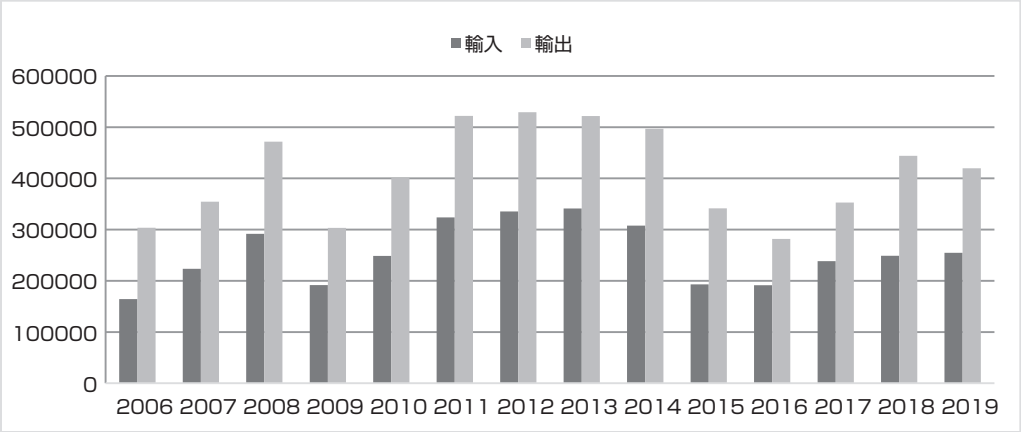

出典：WTOデータ（2006年～ 2019年）から整理

化される傾向にある。対ロシア制裁の影響は、ロシアの貿易変動で把握することが可能である（表１）。2009年のリーマンショックによる影響を受けて、ロシアの貿易が改善しつつであったが、2014年以降再び大きな減少が現れた。

具体的に、貿易に対する影響として、外国銀行（主に米国とカナダの銀行）は、ロシアの銀行とのクレジットラインを停止した。また、国際金融機関はクレジットラインを取止めまたは一時停止した例もあり。特に、国際金融公社（IFC）、国際復興開発銀行（IBRD）と欧州復興開発銀行（EBRD）は、現在のプロジェクトを維持することのみにし、新たな取引を行わない方針に変更した。制裁の間接的な影響として、コンプライアンスや管理手順の強化により、多くの支払いがコルレス銀行のチェーンに無期限に「行き詰まって」、顧客の支払いに問題を引き起こしたケースが増加することについて報告がある（Masykova, 2016; Ermakov et al., 2018）。セクター制裁および特定の個人および企業に対する制裁は、特定の取引のための国際金融を引き付けることができないことにつながっている。

Orlova（2016）と志田（2018）は、制裁が広範囲に影響する経路を３つに分けて議論している。第１の経路は、制裁による政府系銀行への直接的な影響である。主要な政府系銀行が制裁対象となったということは、ロシアの銀行部門の資金残高の半分が制裁の対象となったということに等しい。この状況は、制裁対象の銀行に債務再建と国内資金への転換を迫ると同時に、その副次的な影響として、これらの銀行から借り入れを行っていた銀行や企業の財務状況を悪化させ、資金調達を困難にした。第２の経路は、SDN（Specially Designated Nationals and blocked Persons）リストの企業や銀行への影響である。リストには中小の民間銀行や企業も含められている。これらの企業や銀行は、外貨支払を禁止され、取引の対象地域の変更を迫られた。第３に、最も深刻な問題として受け止められている「ソフト」な制裁の影響がある。制裁実施以降、欧米金融当局はロシアの銀行や企業の国際決済への監視を強化し、制裁対象の企業や銀行の取引関係を手作業で確認しはじめた。このことが

決済の遅延やビジネス環境の悪化につながった。

ロシア企業が直面している資金調達の困難には、制裁に伴う政治・経済・地政学的な不確実性の増大も影響している（Ulyukaev & Mau, 2015; Tuzova & Qayum, 2016; Ahn & Ludema, 2017）。海外からの信用供与や外国技術へのアクセス制限は、投資の不確実性とカントリーリスクプレミアムを高め、借入金利を上昇させ、資金の借り控えや予防的動機による貯蓄を促した。このことは資本逃避の増加やFDI流入の減少に反映されている。ロシアでは、国内の金融機関への信頼が低いため、貯蓄は外貨で行われる。またインフレの進行により、実質所得が減少した。将来の見通しが不確かであるため、投資が行われない状況がある。一方で、油価が下落し、ルーブル減価が生じたことで、借り入れの返済額が増大した。これらすべてのことがあわさって企業の資金調達やその返済を難しくしている。

結果として、現在のロシア経済は、金融危機、構造不況、資源価格低迷、ルーブル減価、経済制裁などの相互に関係する成長抑制要因が混在した状況にある。これらの要因の中でも、今後長期化し、内容がさらに厳しくなると予想される経済制裁は、ロシアの将来的な経済成長にとって大きなリスク要因になる可能性があると言える。

2　ロシア国内信用状の使用拡大とその原因

対ロシア経済制裁の影響の中、ロシアの代金決済には、新たな動きが現れた。ロシア中央銀行が毎年発表している国内代金決済に関するデータには、近年に信用状に大きな使用増加が明らかになっている。この使用拡大は、頻度と金額にも同じく見られる。また、リーマンショック以前最大の数字である2008年の信用状合計金額は2014年に上回って、2016年の時点では2008年と比較すると倍以上に増加している（表２、３）。しかし、2014年から信用状の使用頻度が５倍増加しても、ロシアにおける取引のなか、信用状の割合が非常に低く、代金決済方法としての使用率が１％未満であることが明らかになっている。

ロシア中央銀行のデータでは、信用状の使用拡大を伴う原因を推論することが困難であるが、ロシアの最大銀行と言われるズベルバンクの近年のアニュアル・レポートの分析により、信用状の増加要因である「国内信用状」の急増が明らかになっている。したがって、ロシアにおける信用状の使用拡大に関しては、国内信用状の貢献が大きく、ロシアの貿易が減少するなか、主に国内信用状の使用が増加していると言える（表４）。

ロシア国内信用状の使用拡大理由に関しては、対ロシア経済制裁の影響のなか、リスクを削減できる代金決済を優先することが予測できる。例えば、IFC、IBRD、EBRDによるクレジットラインの閉鎖または一時停止による国際金融機関の代金決済サービスにアクセスが困難になって、ロシアの国内金融機関を通じて代金決済を実施する企業が増えていると思われる。また、カントリーリスクの強化により停止される恐れがある代金決済サービス（特に、制裁の強化に伴うSWIFTから排除されるリスク）を避けることも理由の１つとして考えられる。

さらに、近年の民法改定により、統一規則（UCP600）との統一と法的性格の明確化が信用状に対する信頼を強化する効果が推測できる。前に述べたように、1992年以降、ロシア民法には、ソビエト時代のゴスバンクの回状に基づいた信用状に関する規定が追加された。しかし、統一規則（UCP600）の一般化

表２　ロシアにおける代金決済方法の実績（単位：10億ルーブル）

	納付命令（Payment orders）	P/D, P/A（Collection orders, Direct debit）	**信用状（L/C）**	銀行小切手（Cheques）	銀行為替（Bank orders）	送金（Transfers）
2019	654,649.0	2,290.7	**2,449.0**	0.14	11,325.2	2,576.6
2018	599,387.1	1,977.4	**1,906.4**	0.00	7,644.0	3,043.6
2017	531,623.7	2,009.3	**1,081.2**	0.00	9,124.6	3,371.8
2016	508,630.4	2,242.7	**775.3**	0.00	7,848.3	3,613.4
2015	516,963.3	1,933.0	**440.0**	0.00	7,535.0	4,100.0
2014	519,514.7	1,843.0	**494.4**	0.04	6,571.1	4,352.8
2013	445,424.1	1,553.9	**355.9**	0.06	5,443.9	4,268.1
2012	388,812.6	1,299.9	**252.8**	0.17	4,987.5	4,093.0
2011	353,512.5	1,439.3	**163.7**	0.52	5,574.0	3,674.0
2010	308,642.2	1,330.1	**112.1**	2.15	4,927.4	3,174.6
2009	311,671.4	2,225.4	**36.2**	3.52	4,788.9	2,337.7
2008	449,044.1	6,603.5	**368.8**	7.52	9,376.2	2,596.0

出典：ロシア中央銀行のデータに基づいて筆者作成

表３　ロシアにおける代金決済方法の実績（単位：百万件）

	納付命令（Payment orders）	P/D, P/A（Collection orders, Direct debit）	**信用状（L/C）**	銀行小切手（Cheques）	銀行為替（Bank orders）	送金（Transfers）
2019	4,668.3	2,055.2	**199.0**	0.55	0.00	1,760.9
2018	4,305.1	1,780.6	**143.8**	0.44	0.00	1,606.7
2017	4,044.3	1,563.1	**104.9**	0.27	0.00	1,475.3
2016	4,369.0	1,494.6	**92.4**	0.20	0.00	1,747.0
2015	4,498.9	1,423.8	**77.4**	0.12	0.00	1,855.8
2014	4,627.4	1,389.4	**84.6**	0.12	0.00	1,895.4
2013	4,436.2	1,338.8	**84.8**	0.10	0.00	1,711.5
2012	4,039.5	1,263.0	**82.1**	0.07	0.00	1,458.5
2011	3,695.9	1,222.3	**118.0**	0.05	0.00	1,076.1
2010	3,561.1	1,116.3	**136.7**	0.05	0.01	971.6
2009	2,836.4	1,016.8	**136.1**	0.01	0.01	855.8
2008	2,914.2	1,087.6	**105.1**	0.04	0.03	908.0

出典：ロシア中央銀行のデータに基づいて筆者作成

に連れて、統一規則との不統一の問題が指摘されるようになった。特に、ロシアの民法では、「信用状は、原則として取消可能である」という規則（ロシア連邦民法典第868条）について批判が拡大し、2017年の改定に繋がった。改定された民法では、国内信用状の４種類（取消可能信用状、取消不能信用状、確認L/C、譲渡可能）が規定され、それぞれの信

表４　ロシアにおける国内信用状の実績（単位：10億ルーブル）

年	国内信用状の合計	国内・海外信用状の合計
2010	24	112
2011	37	163
2012	41	252
2013	101	356
2014	166	494
2015	288	440
2016	447	775
2017	702	1,081
2018	1,100	1,906
2019	1,500	2,449

出典：ズベルバンクの2010 ～ 2019年度のアニュアル・レポートに基づいて筆者作成

用状の開設・通知・変更・支払等の各手続きを明確化すると共に、受益者に対する金融機関（発行銀行または指定銀行）の支払義務に関する内容が含まれている。国内信用状は原則として取消不能信用状として扱われるようになった（ロシア連邦民法典第867条～第873条）。

また、電子化の影響を受けてプロセッシング時間とコストの減少により、今後の信用状の使用拡大が続くと考えられる。国内信用状に関しては、電子化の影響により、ロシアの金融機関が新たなサービスを提供することに力を入れている。例えば、ズベルバンクは2018年からインターネットにより「10分信用状申請制度」を導入し、特定な取引を対象にした手続きの自動化が続いている（Sberbank, 2019）。

Ⅳ　ロシアにおける信用状の課題

１　経済制裁による課題

経済制裁によりロシアの代金決済、特に信用状に対する課題としてNikolova（2018）は、①カントリーリスクの拡大による貿易の減少；②金融機関における書類検査の延長および厳格さ；③ロシア企業の視点から国際取引に対する信頼の減少という３つの問題点があると指摘している。第１、対ロシアの経済制裁は、信用状などの決済方法に対して直接に制限を与えることがなくても、輸出信用機関の視点からカントリーリスクが高まることがあり、取引の減少に繋がっている。例えば、取引先としてロシアの企業に対して、欧米の相手から「誤って危害を加えるよりも何もしない方が良い」（“it is better to do nothing than accidentally do harm”）というアプローチが広告されている（Nikolova, 2018, p. 39）。第２、アンチ・マネーロンダリングや安全保障貿易管理に関する規制（例えば、KYC：Know Your Customer）の手順に、さらにKYT（Know Your Transaction）の適用に伴いプロセッシング時間とコストの拡大である。これは、決してロシアだけに当てはまることではないが、コンプライアンスチェックにかかる手間がロシアに対する取引に影響を与える要素まで拡大する恐れがあると言える。第３、ロシア企業の視点から国際取引に

対する信頼の減少である。海外の取引先の視点から見た対ロシアの関係が悪化することだけでなく、ロシアの企業にとっても経済制裁の対象となるリスク、取引に利用されている金融機関に対する新たな制裁の導入リスクによる国際取引を避ける企業が増加することも考えられる（Orellana, 2010）。

ここまで見てきたように、対ロシア経済制裁によりロシアの貿易に大きな影響を与えて、今後は、この要素が続くと思われる。過去の制裁例（例えば、南アフリカやイラン）を振り返ると、制裁が長期化すれば、世界経済とのリンクが薄れ、将来への不安から設備投資意欲が衰える。南アフリカでは、1980年代前半には26%だった設備投資比率（設備投資／GDP）が、後半には19%に低下した（制裁が強化されたのは80年代中期）。資本ストックの伸び率は、1980年には４%であったが、1985年以降は１%に低下し、農業、製造業、建設業ではストックは減少したのである（志波 2016）。

一方、対ロシア制裁に関しては、欧米以外の多くの国が制裁措置を講じていない。そこで、制裁実施国との取引から他国との代替的な取引へ、例えばアジア諸国との取引へ転換できれば、それを「抜け道」として欧米諸国の制裁の影響を回避できる可能性もある。したがって、欧米資本市場へのアクセスの制限や国内資本市場の逼迫状況が、アジアへの転換によって解消されるかということも、検討すべき重要な論点である。

２　ロシア連邦民法典、中央銀行条例とUCP600の統一の問題

既に述べたように、ロシアにおける信用状の慣行に関しては、貿易用代金決済方法だけでなく、個人と法人向けの国内取引における代金決済方法となっている。また、ロシア連邦民法典では、信用状に関していくつかの規定があり（第867条～第873条）、ロシア国内取引に対して適用される法である。また、商慣習に関するセクションに述べたように、ロシアの民法では、国際取引に対して、場合によって統一規則（UCP600）が適用されず、ロシア連邦民法典の規制による判定されるケースがあった。近年まで原則として取消可能信用状が民法に定め、統一規則と大きく異なった点が存在していたが、2017年の民法改定以降は、統一規則（UCP600）との不統一の問題の一部が改善された。しかし、この対策は一時的な解決であり、長期的に考察すると十分な対応ではないと言える。

ロシアの民法と統一規則（UCP600）の違いに関していくつかの課題が残っている。特に、①期限付き信用状に関する規定；②買取に関する規定；③書類審査に関する規定；④確認銀行の役割に関する規定；⑤書類不一致に対する対応が例として取り上げられている。

第１、ロシア連邦民法第867条１項によると、発行銀行の義務とは、信用状条件と一致する書類の呈示を前提として、受益者に一覧後に支払うことである。つまり、ロシアでは一覧払（sight payment）のみが適応し、統一規則（UCP600）第２条に記載されている後日払（deferred payment）と引受（acceptance）の定義がない。

第２、ロシア連邦民法には、統一規則（UCP600）第２条の買取（negotiation）に相当する規定が存在していない。通常、信用状の発行銀行と指定銀行は異なる国に所在することが多く、輸出者（すなわち受益者）は発行銀行からではなく、自国に所在する指定銀行から支払を受けることができるが、ロシアの信用状に関する規定が国内信用状を重視

し、統一規則（UCP600）に似たようなコンセプトを提供していない。

第３、ロシアの民法と異なり、統一規則（UCP600）には、受益者によって提出された書類の点検にあったて詳細な規則が含まれている。例えば、国際商業会議所は「ICC UCP600に基づく書類点検に関する国際標準銀行実務」というガイドラインを備えている（ISBP745）。一方、このガイドラインは、ロシアの民法に反映されていない。

第４、統一規則（UCP600）第８条には、信用状を発行する銀行は、他の銀行に確認（“to confirm a credit”）を求める場合がある。確認を要請された銀行がそれに応じた場合、確認銀行（confirming bank）はいわば発行銀行と同等の義務を追うこととなる。しかし、ロシアの民法は、確認銀行による書類の受領と信用状の処理に関する規定がない。

第５、ロシア連邦の民法には、信用状の条件を満たさない書類に関する取り扱いと法的性格に関する説明が含まれていない。一方、統一規則（UCP600）第16条C項は、「指定銀行、確認銀行、発行銀行がオナーあるいはネゴを拒絶することを決定したときは、銀行は書類の呈示者に対して“Single Notice”を通知しなければならない」と指摘している。

最後に、統一規則（UPC600）とロシア連邦民法典の不一致の問題は部分的に解決されたが、根本的にロシアにおける信用状に関する規制には二重性（国内取引用と貿易用）の性格が残されている。統一規則（UPC600）に関して国際商業会議所が2007年に改訂してから、ロシアの法律に反映されるまでに10年が必要となった。今後の改訂を見込むと、同じ問題が繰り返して発生する恐れがあり、信用状に関する不統一の問題が解決されたと言い切れないと思われる。

おわりに

本稿では、ロシアにおける信用状の状況と課題に焦点を当て、ロシアにおける代金決済の商慣習について考察した。ロシアにおける信用状に関する商慣習について検討したとき、ソビエト連邦における信用状の二重性が明らかになって、特に国内信用状と貿易用信用状の慣行の違いについて説明した。次にロシアの貿易に大きな影響を与えている対ロシア経済制裁の仕組みと効果について検討した。また、貿易環境が悪化するなか、ロシアにおける信用状の使用拡大について議論し、最後にロシアにおける信用状の使用に関する課題について考察した。ロシアにおける信用状に関しては、外部的要素（経済制裁の強化）と内部的要素（法律の改革と手続きの単純化）の影響により信用状の使用拡大はさらに続くものと考えられる。一方、今回の研究は間接的なデータに注目し、先行研究と公的機関の統計情報を重視した。今後の課題としてロシアの企業や金融機関からのデータ取得にも研究を拡大し、第１次情報に基づいて再検討する必要がある。

【参考文献】

●ロシア文献

Zaydenvarg, V.（1955）. *Beznalichnyye raschety v narodnom khozyaystve SSSR*. Moscow.

Chub, D.V.（2018）. Some issues of settlements under a transferable（transferable）letter of credit under Russian law. *Kutafin University Bulletin*,（10（50））.

Gasanova, G. G.（2019）. Stanovleniye i razvitiye pravovogo regulirovaniya akkreditiva v Rossii. In

Problemy zashchity prav: istoriya i sovremennost'.

Efimova, M. V. (2017). A Comparative Analysis of the Letter of Credit Execution under the Civil Code of the Russian Federation and UCP-600. *Actual Problems of Russian Law*, 12, 63-67.

Gavrilov, A.A. (2010). Analiz praktiki zakonodatel'nogo regulirovaniya vneshnetorgovoy deyatel'nosti. *Financial analytics: problems and solutions*, (16).

Gurevich, I. S. (1959). Ocherki sovetskogo bankovskogo prava. Leningrad.

Ilovaysky, I. B. (2010). Species of letter of credit established in the civil code of Russian Federation. *Jurisprudentsia*, 2 (4), 16-23.

Kholopov, K. V., & Golubchik, A. M. (2006). Problemy primeneniya akkreditivnoy formy raschetov v praktike raboty rossiyskikh eksporterov i mezhdunarodnykh ekspeditorov. *Finansy i kredit, 26* (230).

Liberman, F. (1963). Shire ispol'zovat' akkreditivnuyu formu raschetov. Sovetskaya yustitsiya, (21).

Kuz'min, V. F. (1977). Pravovoye regulirovaniye raschetov v narodnom khozyaystve. Moscow.

Kuznetsova, R. G. (1968). Spory, svyazannyye s primeneniyem pri postavkakh akkreditivnoy formy raschetov. *Nauchno-prakticheskiy kommentariy arbitrazhnoy praktiki*. Moscow

Nikolova, L. (2018). Problems of trade financing development in the Russian. *The EUrASEANs: journal on global socio-economic dynamics, 6* (13), 34-44.

International Standard Banking Practice for the Examination of Documents under UCP 600. ICC publication No 745. M.: ICC Russia, 2013.

Polishuk, S. (2004). Dokumentarnyy biznes i praktika raboty s akkreditivami. *Raschety i operatsionnaya rabota v kommercheskom banke*. Izdat. gruppa BDTSpress.

Sidorova, A.A. (2020). Actual problems of settlement obligations in the form of a letter of credit. *Problems of Enforcement: Past and Present* (pp. 137-142).

Resolution of the Presidium of the Supreme Arbitration Court of the Russian Federation of May 31, 2005 No. 15479/04 in case No. A65-16139/2003-SG 1 - 5 //Bulletin of the Supreme Arbitration Court of the Russian Federation. 2005.No 10.

●英語文献

Ahn, D., and Ludema, R. (2017). Measuring Smartness: Understanding the Economic Impact of Targeted Sanctions, *Working Paper*, 2017-01, U.S. Department of State, Office of the Chief Economist.

Dreyer, I., and Popescu, N. (2014). Do Sanctions against Russia Work? *European Union Institute for Security Studies*, December.

Ermakov, V. A., Burmistrova, E. M., Bodin, N. B., Chursin, A. A., & Shevereva, E. A. (2018). A letter of credit as an instrument to mitigate risks and improve the efficiency of foreign trade transaction. *Revista ESPACIOS,* 39 (06).

Gurvich, E., and Prilepskiy, I. (2015). The Impact of Financial Sanctions on the Russian Economy, *Russian Journal of Economics,* Vol. 1, pp. 359-385.

Orellana, M. (2010). *Export Credit Agencies and the World Trade Organization*. USA: Center for International Environmental Law, 25.

Orlova, N. (2016). Financial Sanctions: Consequences for Russia's Economy and Economic Policy, *Problems of Economic Transition,* Vol. 58, No. 3, pp. 203-217.

Ulyukaev, A., and Mau, V.（2015）. Ot ekonomicheskogo krizisa k ekonomicheskomu rostu, ili Kak ne dat' krizisu prevratit'sia v stagnatsiiu, *Voprosy ekonomiki*, No. 4（2015）, pp. 5-19.

Shirov, A. A., Yantovskii, A. A., & Potapenko, V. V.（2015）. Evaluation of the potential effect of sanctions on the economic development of Russia and the European Union. *Studies on Russian Economic Development*, 26（4）, 317-326.

Tuzova, Y., and Qayum, F.（2016）. Global Oil Glut and Sanctions: The Impact of Putin's Russia, *Energy Policy*, Vol. 90, pp. 140-151.

Sberbank.（2019, December 3）. *Volume of trade finance deals and documentary operations of Sberbank tops USD29 bln over 11M19*［Press release］. Retrieved from https://www.sberbank.ru/en/press_center/all/article?newsID=6fb49dc6-8210-4dab-9f92-14f8f711b7b7&blockID=1539&regionID=77&lang=en&type=NEWS

●日本文献

朝岡良平「現代国際商慣習の概念と形成」『早稲田大学商学部創立70年・新制大学移行25年記念論文集』第248号（1975年）

八木功治「信用状生成史―その３―：荷為替信用状の誕生とその後の発展」『松山大学論集』第16号（2004年）

桑原康行「ソビエト・ロシアの貿易取引に関する法規制（サハリン石油・ガス開発プロジェクトと北海道経済の活性化）」『小樽商科大学ビジネス創造センター Discussion paper series』第44号（1998年）

志田仁完「対ロシア経済制裁の影響」『比較経済研究』第55号（2018年）

志波和幸「ロシア経済の現状と課題～原油価格は一服するも経済制裁により慢性的な疲弊状態が続く～」『国際通貨研究所』第16号（2016年）

●ネット資料

https://www.cbr.ru/eng/Psystem/statistics/

https://data.wto.org

https://www.sberbank.com/investor-relations/reports-and-publications/annual-reports

キセリョフ報告コメント

平野　英則
日本大学法学部 講師

はじめに

キセリョフ報告は、ソビエト連邦時代から今日に至るまでの代金決済の商慣習や信用状の利用状況に関するものであり、論題の「現代ロシアにおける信用状（L/C）の状況と課題」に沿い順次コメントする。

1　ロシアにおける代金決済の商慣習と信用状の使用状況

この点に関し、報告論文では、ロシアにおける代金決済方法としての信用状の使用比率は１％未満であり、ロシアに経済制裁が課された2014年から、貿易取引が減少したにもかかわらず、信用状の使用頻度が約５倍に増加しているのは、国内信用状の使用増加によるものである、と述べている。

日本での国内信用状の使用が極めて少ないのに比べ、大変興味深い点である。

2　ロシアにおける信用状の使用拡大の原因

報告者は、ロシアにおける国内信用状の使用拡大の理由として、経済制裁の影響のなか、リスクを減少できる代金決済を優先することをあげている。

信用状により減少させることができるリスクは、買主の信用リスクであるが、報告者は、経済制裁の影響により、ロシア国内の企業の業況が厳しく、その信用補完として信用状が利用されている、と考えている。

また、報告者は、ロシアにおける国内信用状の使用拡大の理由として、2017年にロシア民法が改正され、部分的にではあるが、現行の2007年改訂版信用状統一規則（UCP600）との統一が図られ、法的性格が明確化されたことにより、信用状に対する信頼が強化されたことをあげている。

2017年のロシア民法改正までは、原則として信用状は取消可能であり、批判が多かったが、改正により、取消可能信用状のほか取消不能信用状も規定され、部分的であり不充分ではあるが、UCP600第２条第８フレーズの信用状の定義と整合させ、売買契約当事者間で取消不能信用状の利用が可能となったことは、受益者の権利の安定性に寄与するものであるといえよう。

3　ロシアにおける信用状の使用に関する課題

⑴　対ロシア経済制裁による課題

①　報告では、対ロシア経済制裁により、代金を回収する輸出側から見れば、そのカントリーリスクは高まり、取引の減少につながっている、とのことであるが、この点に関しては報告の通りである。

②　報告では、課題の一つとして、KYCの手順およびKYTの適用に伴うプロセッシング時間とコストの拡大があるとのことであ

るが、この点に関しては、昨今、マネーローンダリング規制が厳しさを増しており、ロシア１国のみの問題ではなく、世界各国においても事情は同様である。

③　報告では、ロシア企業に対する信頼の減少が課題である、とのことであるが、経済制裁が課された以上、対外支払規制および輸出入規制が起こるのはやむを得ないことである。

⑵　ロシア民法とUCP600の統一の問題

報告では、ロシア民法においては、UCP600の適用が部分的であり、以下の①～⑤に関する規定がなく、その問題点を指摘している。

①　期限付信用状に関する規定

ロシア民法では、一覧払信用状のみが規定され、UCP600第２条が規定する後日払信用状や引受信用状に関する規定がなく、期限付信用状を利用することができないこと。

②　指定銀行による買取の規定

ロシア民法には、UCP600第２条の「買取」に相当する規定がなく、国際的な信用状取引と同様に、受益者が指定銀行から買取による支払いを受けることができるようなコンセプトを導入していないこと。

③　書類審査に関する規定

UCP600には、書類点検に関する詳細な規定があり、そのガイドラインとしてISBP745が存在するが、ロシア民法にはそれらが反映されておらず、信用状決済における訴訟リスクが内包していること。

④　確認銀行の役割に関する規定

UCP600第８条には、確認銀行の義務に関する規定があり、確認銀行は発行銀行と同様の義務を負うが、ロシア民法には、確認銀行による書類の受理と決済に関する規定がないこと。

⑤　書類の不一致に関する規定

ロシア民法には、UCP600第16条c項に相当する、信用状条件を満たさない書類の取扱いとその性質に関する規定がないこと。

⑶　上記課題に関するコメント

上記⑴の対ロシア経済制裁による課題については、ロシアの政治・経済的な努力に依存する問題であり、それにより経済制裁が解除されない限り、有効な処方箋はないであろう。

上記⑵のロシア民法とUCP600の統一の問題については、民法の改正による立法的な解決が図られるのがベストであるが、これまでの民法改正の経緯からすると、それには長い時間を要するものと思われる。

そこで、速効性のある処方箋としては、国内の売買取引の契約書に、UCP600に準拠した信用状を使用すること、および、使用する信用状にUCP600に準拠する旨の文言を挿入することが考えられる。

この処方箋を利用する前提として、貿易取引における準拠法の問題と同様に、国内の信用状についても、意思自治の原則に基づき当事者間の合意により、使用する信用状については、ロシア民法の適用を排除したうえで、UCP600が適用されるものとすることができることが必要である。

報告では、国内信用状のみならず国際的な貿易信用状についてもロシア民法が適用され、UCPは適用されないとの司法判断もあるとのことであるが、その理由は明確にされてはいない。もし、ロシア民法の信用状に関する規定の性質が強行規定ではなく、任意規定であると理解することが許されるのであれば、意思自治の原則により、当事者はその適用を排除することができ、UCP600と同様の取扱いが可能である。

ちなみに、日本の民法や商法では信用状に

関する規定はないが、信用状取引では、国際的な貿易取引であるか国内の売買取引であるかを問わず、UCP600に準拠する信用状が使用されている。これにより、日本では、上記①～⑤の全ての問題についてUCP600の規定そのものが適用されており、ロシアにおける民法とUCPの抵触の問題は発生していないのが実情である。

おわりに

報告では、ロシアにおける代金決済の商慣習、信用状の現状と課題について、ソビエト連邦時代からロシアの現在に至るまで俯瞰することができた。

また、報告者が問題であると指摘するいくつかの点についても、その解決の糸口を提供することで、コメンテーターとしての責務を果たすこととしたい。

運送書類の選択に商法改正が与える影響について

長沼　健
同志社大学商学部 教授

はじめに

2019年４月１日に、約120年ぶりに本格的に改正された商法が施行された（2018年には、商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律（平成30年法律第29号）が成立していた（同年５月25日公布））。そこでは、最近の実務や諸外国の法制を考慮し[1]、海上運送状に関する規定が新設された（商法770条）。近年、「船荷証券の危機[2]」などに対応するために、海上運送状の使用とその定着が指摘されていたために（新堀、1991、1993；合田、2006、2007；石原、2008、長沼、2008、2015b、2020；古田、2009；石原・合田、2010；戸塚、2011；蔵、2012；西口、2014）、その規則の立法化には妥当性があると考える。

その一方で、日本をはじめとするアジアで活用されているサレンダーB/Lの規定の新設は見送られた。法務省･法制審議会商法（運送・海商関係）部会では、サレンダーB/Lは問題の多い慣習であるという理由から、商法に、サレンダーB/Lに関する規律を設けることは相当でないと結論付けられていた[3]。

また、同様に、先行研究においてもサレンダーB/Lの問題点については指摘されていた（石原、2008；長沼、2008、2015b；古田、2009；石原・合田、2010；戸塚、2011；蔵、2012；西口、2014；松井・黒澤、2016；Kwon、2016；Lee and Lee、2017）。そこでは、以下のような指摘がある。例えば、送付されていない裏面約款の効力が認められる場合があること（「東京地裁H20.3.26判」およびその控訴審である「東京高裁H.20.8.27判」）、L/CやD/A・D/P取引などでは、銀行に受理されない可能性があること（蔵、2012）、さらには、サレンダーB/Lを取り巻く事実関係が様々であることから、同じ事案だとしても判断や規定は各国で異なり、その法律関係は不明確･不安定になってしまうこと（松井･黒澤、2016）、などがあげられる。

今回の立法化は、サレンダーB/Lから海

[1] それらの背景や改正された内容については以下のHPや文献を参考にした。法務省HP（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00219.html、2020年10月１日）、藤田友敬（2017）「日本における運送法･海商法改正の全体的構造（ハンブルク･シンポジウム報告）」『海法会誌』第61号、82-95ページ、松井信憲「商法改正法案（運送・海商関係）の国会提出（2017年ビジネスローの展望）」『NBL』第1089号、40-42ページ、松岡弘樹（2017）「商法（運送･海商関係）の改正の概要」『東京交通短期大学研究紀要』第22号、41-48ページ。

[2] 船荷証券の危機とは、コンテナ船などの高速化により船舶の目的地への到着が早くなる一方で、船積書類は旧態依然たる銀行経由のルートで処理されているため、本船が入港しても船荷証券が到着せず、荷受人も運送人も困惑するというケースを指している。新堀聰「海上運送状について」『国際商事法務』19巻４号､462ページを参照。また､この事態は「The Fast Ships Problem」とも呼ばれている。Paul Todd（1987）Cases and Materials on Bills of Lading，pp. 334.

[3] 「商法（運送・海商関係）等の改正に関する論点の検討(3)（部会資料４）」（http://www.moj.go.jp/content/000125502.pdf、2020年12月１日）を参照。また、商事法務研究会（2013）においても、サレンダーB/Lは、「その裏面約款が荷受人に送付されないことが多く，約款の効力が荷受人に及ぶかが争われるなど，問題の多い慣行である」との指摘がある。商事法務研究会（2013）『運送法制研究会報告書』、62ページを参照。

上運送状への切替えが推奨される中で(石原・合田、2010；西口、2014)、そのシフトを後押しする可能性があると考える[4]。つまり、サレンダーB/Lの使用率が低下し、海上運送状の使用率が上昇することが予想される。それでは、その立法化がおこなわれた2019年４月以後に、サレンダーB/Lの使用に変化はあったのだろうか。具体的には、その使用率は実際に低下しているのだろうか。この点について、サレンダーB/Lの変化の推移やその構造や仕組みについて具体的なデータを用いて考察している研究は少ない。そこで、本研究では、まず、最新の船会社の時系列データから、海上運送状の規定の立法化がサレンダーB/Lの使用率に与える影響について分析する。次に、上記の結果から、未だにサレンダーB/Lが定着している原因について考察する。最後に、以上の議論から、今後の運送書類の動向について展望を述べる。

Ⅰ　サレンダーB/Lの定義と機能的分類

サレンダーB/Lとは、運送品の積地港(Loading Port）において運送人が荷送人から船荷証券を回収し（その際に、運送人は“Surrendered”もしくは“Accomplished”などと表示された船荷証券コピーを荷送人に渡す)、荷受人は船荷証券を呈示することなく揚地港（Discharging Port）で運送品を受取るという実務慣行を指している。もしくはそこで使用される船荷証券のコピーそのものを意味することもある。元地回収船荷証券、Telex Release、そしてサレンダードB/L(Surrendered B/L)とも呼ばれている(長沼、2015b)[5]。機能面からみると、物品の受領書と運送契約の証拠という役割を果たしている。

サレンダーB/L（Surrender Bill of Lading）には、船荷証券や海上運送状のような成文法[6]（国際条約、国際規則、および各国法）は存在しない。これは日本をはじめとするアジア近海航路を中心におこなわれている実務慣行（商慣習）である（古田，2009；蒋，2009；長沼，2009，2015；石原・合田，2010；藤田，2010；西口，2014；Choi，2014）[7]。

近年、このサレンダーB/Lの使用方法に対する変化が指摘されている（戸塚、2011、163ページ)。具体的には、本来的な形態である「第１類型」から新しい形態である「第２類型」が生み出されたことである（池山、2012、１ページ；商事法務研究会、2012、61～62ページ）[8]。第２類型(新しい形態)とは、(記名式）船荷証券が作成されるが交付され

[4] 商事法務研究会（2013）では、「元地回収船荷証券の利用を抑制するためにも，海上運送状に関する規律を設けることが望ましい」といったコメントがあり、海上運送状に関する規律を設けることで、サレンダーB/Lの利用を抑制する必要があることが指摘されている。商事法務研究会（2013)、前掲注３、62ページを参照。

[5] サレンダーB/Lという言葉は、商慣習（商慣習のシステム）とそこで使用される運送書類（船荷証券）のコピーを指すという両方のケースが考えられる。一方、「船荷証券の元地回収」という表現は、商慣習のシステムそのものを指し、「元地回収船荷証券」といった表現は、その商慣習で使用される運送書類のコピーを指している。サレンダーB/Lに関する詳細な定義については、長沼健（2015b)『国際運送書類の歴史的変遷と電子化への潮流』、文眞堂、48-51ページを参照。

[6] サレンダーB/Lを利用した運送に関する判例は存在する。例えば、日本最初の判決は「東京地裁平20.3.26判」である（その控訴審は「東京高裁H.20.8.27判」である)。古田伸一(2012)「物流関係法判例の主要事項摘要(平成10年以降判決)」(http://www.rku.ac.jp/distribution/doc/distribution05_07.pdf)、49-50ページを参照、大塚明（2012)「元地回収B/L裏面約款の仲裁条項」『海事法研究会誌』、217号、２-８ページを参照。また、最新のものとしては「東京地裁H.23.12.13判」がある。LEX／DBインターネット（TKC法律情報データベース）を参照。これらの判例ではサレンダーB/Lが国際商取引の実務において存在していることを認めた上で、それは国際海上物品運送法が定める船荷証券ではないこと（船荷証券としての効力を失っていること）を述べている。

ずに、コピーだけが荷送人に送付される形態である。

さらには、サレンダーB/Lの中で、「迅速性」と「機能性」がより高くなった新しい運送書類が登場している（長沼、2015a）。それがサレンダーB/Lの第3類型である。第3類型とは、（記名式）船荷証券がデータとしてコンピューター上で作成されるが紙として発行・交付されずに、データだけが荷送人に送付される形態である。この形態では厳密には船荷証券が発行されていない。船荷証券のデータがe-mailで送信（PDFファイル添付）されるだけである。このように、サレンダーB/Lの第2類型および第3類型では、当事者がやり取りするのはサレンダーB/Lのデジタルデータだけである。そのため、このサレンダーB/Lの第2類型および第3類型ともに（簡易的ではあるが）「電子運送書類」と解釈することができるだろう[9]。

Ⅱ　運送書類の発行および使用状況について

近年、海上運送書類の発行率と使用率に変化がみられる。それは、流通運送証券である船荷証券から、非流通運送書類である海上運送状やサレンダーB/Lへのシフトである。ここでは、荷主への調査と船会社への調査でその現状と傾向を確認する。

まず，東証一部・二部に上場している企業204社におこなった調査（長沼、2019）[10]では，海上運送状の使用率は40％を超えていた。ま

7　長沼（2016）では、非流通運送書類における各国や各地域での使用率について以下のように述べている。アジアではサレンダーB/Lが定着し、欧米では海上運送状が使用される傾向にある。87社を調査した結果、アジアの取引では、サレンダーB/L（69％）の方が海上運送状（31％）よりも使用される傾向にある。一方で、北米と欧州では、海上運送状の使用率（北米89％、欧州88％）がサレンダーB/Lの使用率（北米11％、欧州12％）よりも高かった。サレンダーB/Lだけを取り上げると、それぞれの地域の使用率は、アジア（69％）、北米（11％）、そして欧州（12％）となる。長沼健（2016）「国際商取引におけるサレンダーB/Lの普及と多文化の影響について」『国際ビジネスコミュニケーション学会研究年報』第75号、25ページを参照。

8　このメモは2012年に開催された「サレンダーB/L研究会」で配布された資料である（池山明義氏の作成）。この研究会のメンバーは、新堀聰理事（貿易奨励会・座長）、椿弘次教授（早稲田大学）、遠藤健二氏（三井物産）、池山明義氏（阿部・阪田法律事務所）、長沼健（同志社大学）である。

9　ここでの電子化は、Boleroなどが目指している「貿易取引の電子化 」そのものではなく、その一部であることに注意が必要である。「貿易取引の電子化」とは、取引全体で使用される書類およびその業務を標準化し電子処理することによって、代金決済および貨物引渡の業務処理を自動化することである。

10　本調査では、東証一部・二部の企業から運送書類を使用すると予想される企業約1700社からランダムサンプリングで1200社を選出し、それらの企業に電話で調査を依頼した。その後，調査の協力を受諾した（もしくはアンケートを受取った後に検討すると返事した）企業511社にアンケートを送付した。その内，204社から有効な回答を受領した（有効回答率40.5％）。調査実施期間は2018年３月～ ５月である。また、サンプル企業の数や特徴は以下の通りである（第１表および第２表を参照）。

第１表　サンプル企業の業種と企業数

業種	企業数	割合
製造業	135	66％
卸売業	37	18％
小売業	32	16％
合計	204	100％

第２表　サンプル企業の規模

企業規模		割合
大企業		62％
中小企業	中小規模企業	38％
	小規模企業	０％

第１図　東証一部・二部　186社および204社における運送書類調査の比較（2014年調査と2018年調査）

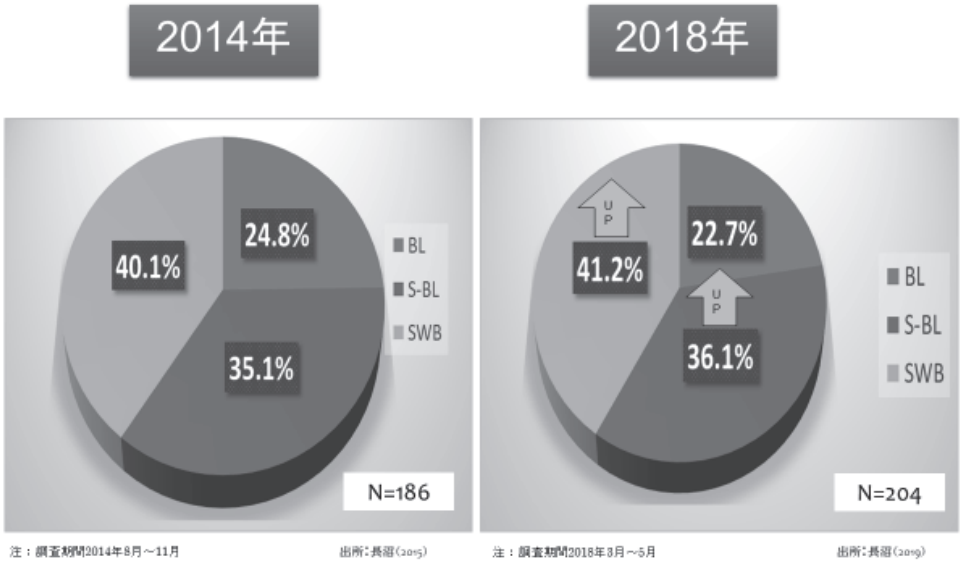

た、サレンダーB/Lが約35%となっている。2014年の調査（長沼、2015）と比較すると、海上運送状およびサレンダーB/Lの割合は増加していた（第１図を参照）。

第１図　東証一部・二部　186社および204社における運送書類調査の比較（2014年調査と2018年調査）

このように、船荷証券に代わり非流通運送書類である海上運送状やサレンダーB/Lが運送書類の主役になっていることを明確に把握できる。まず、海上運送状の発行率および使用率は多くの資料において運送書類の中で一番高い数値となっていた。1992年の資料では、その普及率が９％であったことを考えると、驚くべき数字である（新堀、2001、220ページ）。また、成文法（法律、国際規則、そして条約など）に存在しない商慣習であるサレンダーB/Lがこれほど国際商取引のツールとして定着していることは注目に値する。サレンダーB/Lは主にアジア域内で使用されているが、特に中国向けの取引で使用されていることが指摘されている（長沼、2015b）。

次に、これらの傾向は、運送人である船会社の運送書類発行率をみても確認できる。ここでは、船会社２社のデータを紹介する[11]。まず、第２図は、日中航路でも高いシェアを持っている台湾の船会社A社が発行する運送書類の時系列データである。

ここでは、多くの場合、非流通運送書類であるサレンダーB/Lと海上運送状が発行さ

日本の場合、企業数で0.3％の大企業が全体の付加価値額の約半分（45.5％）を占めるために、限られた企業数から、運送書類使用の全体的な傾向を知るためには、大企業が集まる東証一部・二部の企業を対象にデータを収集することが有意義であると考えた。中小企業庁調査室『2018年版 中小企業白書・小規模企業白書 概要』（http://www.chugoku.meti.go.jp/latestnews/pdf/chiikikeizai/180723_1.pdf、2018年12月）を参照。

[11] 本調査はA社における関連業務担当者（部長クラス）の社員と電話およびメールで聞き取り調査をおこなった。調査期間は、2020年５月～７月である。

第２図　船会社A社の運送書類発行率の時系列データ（輸出）[12]

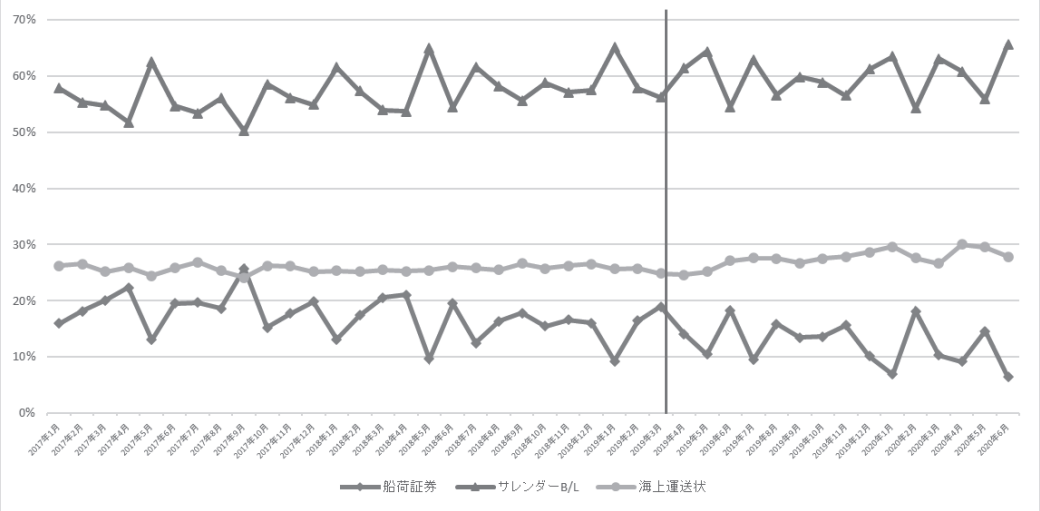

第３図　船会社B社の運送書類発行率の時系列データ（輸出）

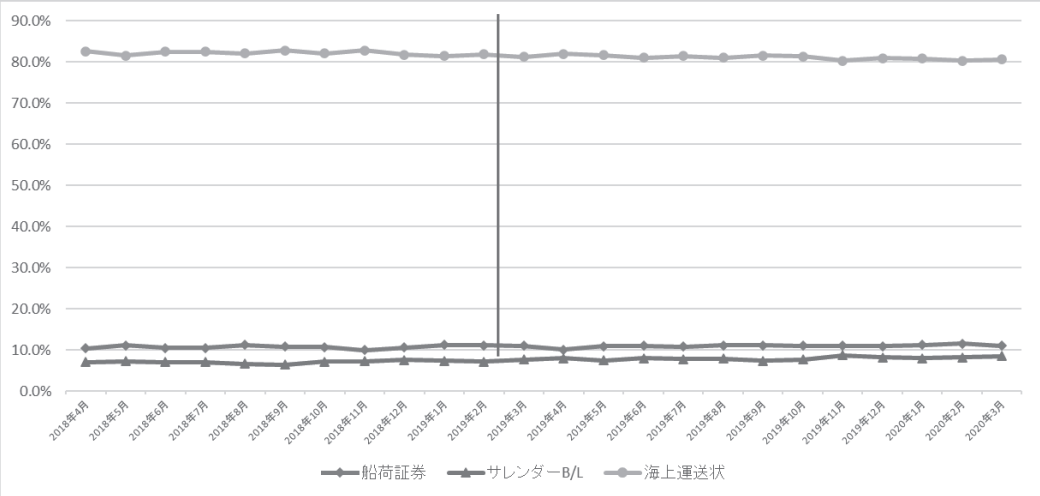

れている。もっとも多く発行されている運送書類は、サレンダーB/Lである。また、その傾向は、改正商法が施行された2019年４月以降も続いている。B社で発行している運送書類の多くはアジア向けであるために（全体の約７割がアジア向けである。2019年度の実績では、台湾23%、中国14%、そして香港が13%である）、サレンダーB/Lの使用率が高くなる傾向にある（長沼、2016）。

また、第３図は、世界でもトップクラスの

[12] 本調査はB社における関連業務担当者（課長クラス）の社員とメールで聞き取り調査をおこなった。調査期間は、2020年４月～６月である。

第３表　船会社２社におけるサレンダー B/L発行率の基本統計量

	船会社Ａ社	船会社Ｂ社
平均	57.9%	7.5%
中央値（メジアン）	57.4%	7.4%
標準偏差	3.8%	0.5%
最小	50.2%	6.4%
最大	65.1%	8.7%
データの個数	37	22

コンテナ船事業を運営している船会社B社が発行する運送書類の時系列データである。

ここでも、多くの場合、非流通運送書類である海上運送状とサレンダー B/Lが発行されている。もっとも発行されている運送書類は、海上運送状である。また、その傾向は、改正商法が施行された2019年４月以降も続いている。B社の場合、欧米への輸出を引き受けるケースが多いために（欧米航路が占める割合は約５割である）、海上運送状の発行率が高くなる傾向にある（長沼、2016）。

このように、運送書類においては、荷主の使用率および船会社の発行率をどちらからも、非流通運送書類である海上運送状やサレンダー B/Lの数字が高いことを確認することができる。その中で、海上運送状の代替物として考えられているサレンダー B/Lが、海上運送状の規定が立法化されたにもかかわらず、未だに定着していることに大きな驚きがある。それでは、なぜサレンダー B/Lはこれほどまでに使用されているのだろうか。

Ⅲ　船会社の時系列データの予測分析と考察

１　分析データの概要と分析結果

本研究では、海上運送状の規定の立法化がサレンダー B/Lの使用率に与える影響を探るために、船会社から入手した時系列データを分析する。選定企業は、日中航路でも高いシェアを持つＡ社と世界でもトップクラスのコンテナ船事業を運営しているＢ社である。全体的な傾向を把握するために、両社ともに規模が大きい船会社を選出した。データの種類は、サレンダー B/L発行率の月毎のデータである[13]。海上運送状の規定の立法前後の相違を分析できるように、少なくとも１年前（2018年４月）から入手したデータを採用した（Ａ社は、2017年１月から2020年１月。Ｂ社は2018年４月から2020年１月までのデータを採用した）。２社の時系列データの基本統計量は以下の通りである（第３表を参照）。

本研究では、Wintersの加法を採用している。これは、過去のデータから、未来の動向（データ）を予測する分析方法である（SPSS Forecasting（SPSS Statistics 27）を使用）。

[13] 本データは、A社における関連業務担当者（部長クラス）との聞き取り調査（電話およびメール）とB社における関連業務担当者（課長クラス）の社員との聞き取り調査（メール）によって入手した。それぞれの調査期間は、A社が2020年５月～７月であり、B社が2020年４月～６月である。

第４図　船会社A社におけるサレンダー B/L発行率の実績値と予想値

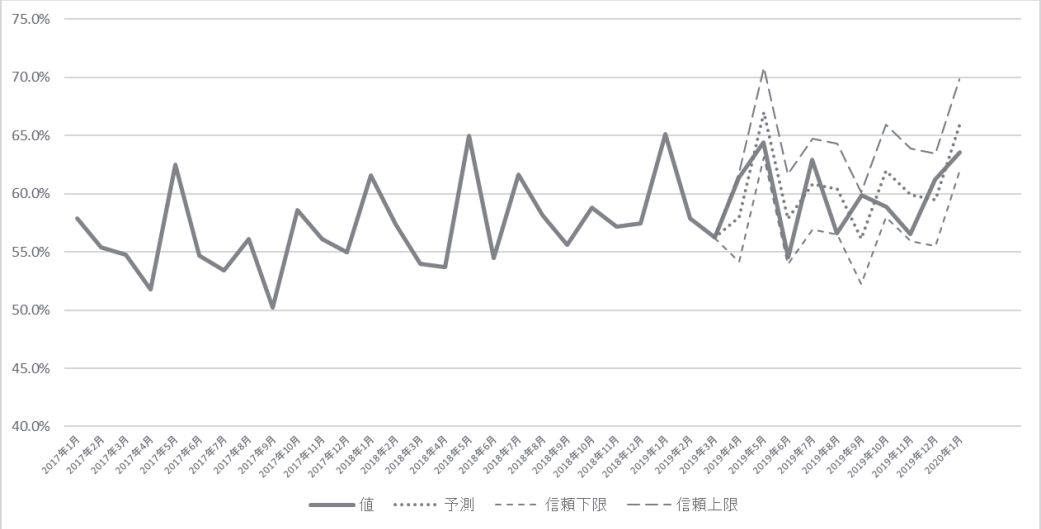

第５図　船会社B社におけるサレンダー B/L発行率の実績値と予想値

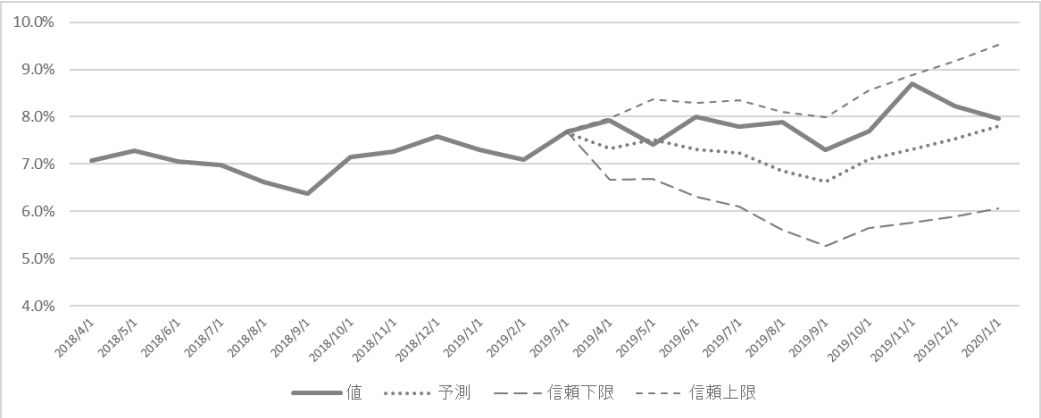

ここでは、2019年３月までのデータから、2019年４月以降（立法化以降）のデータを予測し、そのデータと実績値を比較することで、立法化の影響を考察する。具体的には、（立法化を加味していない）予測値よりも、実績値が落ち込むようであれば、立法化の影響を受けている可能性があると考える。一方で、予測値と同じ、または、それを超える場合には、立法化の影響を受けていない可能性があると考える[14]。

まず、船会社A社の分析結果は第４図の通りである。第一に、A社のサレンダー B/Lの発行率（実績値）は、予想された発行率（予測値）の信頼区間99％の間で収まっている（Winters

[14] 他の要因が影響を与えている可能性はあるので、この点を加味した上で議論を進める必要はある。

の加法モデルの決定係数は0.806であり、適合度は高いと言える。その他のモデル適合統計量は、RMSE（Root Mean Squared Error）が0.002、MAPE（Mean Absolute Percentage Error）が0.001、MAE（Mean Absolute Error）が7.161、回帰式全体の有意性確率が0.009である）。第二に、サレンダーB/Lの（2019年４月以降の）予測値の平均値は60.1％であり、その実績値の平均値は60.0％である。つまり、実績値と予測値の平均値にほぼ差異はない（立法前後でその傾向に変化がない）。以上から、A社のサレンダーB/Lの発行率は、立法化の影響を受けていないと考えられる。

次に、船会社B社の分析結果は第４図の通りである。第一に、B社のサレンダーB/Lの発行率（実績値）は、予想された発行率（予測値）の信頼区間99％の間で収まっている（Wintersの加法モデルの決定係数は0.869であり、適合度は高いと言える。その他のモデル適合統計量は、RMSEが0.014、MAPEが1.754、MAEが0.01、回帰式全体の有意性確率が0.185である）。第二に、サレンダーB/Lの（2019年４月以降の）予測値の平均値は7.9％であり、その実績値の平均値は8.0％である。ここでも、実績値と予測値の平均値にほぼ差異はない（立法前後でその傾向に変化がない）。以上から、B社におけるサレンダーB/Lの発行率においても、立法化の影響を受けていないと考えられる。

このように、２社のデータを分析した結果、サレンダーB/Lの実績値は予測値（信頼区間99％）の範囲に収まっており、その平均値にも違いはなかった（立法前後でその傾向に変化がない）。海上運送状の規則が立法化されても、サレンダーB/Lの使用が減少していることはなかった。つまり、（限られたサンプルではあるが）海上運送状の規定の立法化は、サレンダーB/Lの使用率に影響を与えていないことが明らかになった。なぜ海上運送状の代替物として考えられているサレンダーB/Lが、海上運送状の規定が立法化されたにもかかわらず、未だに定着しているのだろうか。

２　分析結果の考察

以上の分析の結果、サレンダーB/Lの実績値は予測値とほぼ同じであった（立法前後でその傾向に変化がない）。海上運送状の規則が立法化されても、サレンダーB/Lの使用が減少には転じていない。つまり、海上運送状の規定の立法化は、サレンダーB/Lの使用率に影響を与えていないことが明らかになった。それでは、なぜサレンダーB/Lは使用されているのだろうか。ここでは先行研究（長沼、2014、2015b、2020）をもとに、サレンダーB/Lの使用理由について考察する。

まず、近年、サレンダーB/Lの新たな使用方法が判例や先行研究で明らかになった[15]。そこでは、サレンダーB/Lに新たな機能（決済補助機能）が追加され、利用されていることが指摘されている。具体的には、決済時に、疑似的かつ簡易的ではあるが、船会社（およびその代理店）を介して決済の安全性を担保するシステムを構築しているのである[16]。こ

[15] 東京地判（平成23年12月13日）では、国際海上物品運送契約の荷送人である原告が、運送人である被告に対し、被告が船荷証券と引換えによることなく荷受人に運送品を引き渡したことに対して損害賠償を求めた裁判である。ここでは、荷送人が運送人に元地回収の処理の取消しという便宜を求め、運送人がこれに応じたことへの法律上の合理性を認めている。また、日本貿易関係手続簡易化協会の報告書（2013）では、荷送人が代金送金を促すためにTelex Release（サレンダーB/L）が利用されていると述べられている。日本貿易関係手続簡素化協会（2013）『海上運送書類に関する手続き簡素化に向けた調査研究委員会報告書』、94ページを参照。

の使用方法をおこなうために、サレンダーB/Lを利用するケースがある。

次に、船会社が引渡しのリスクを避けるためにサレンダーB/Lの使用を求めてくる場合もある（長沼、2013、2015b；日本貿易関係手続簡易化協会、2014）。船会社の多くは、「海上運送状に関するCMI統一規則」を摂取した海上運送状を使用している。その第7条には荷渡しに関して船会社の責任と義務を規定している。船会社の中には、サレンダーB/Lの代わりに海上運送状の使用を要求すると、荷主に荷渡しの責任を求める念書やミスリリースを防ぐための委任状を求めることがある。これらの煩雑な手続きを避けるために、荷主がサレンダーB/Lを選択することがある。

さらに、法律や規則がサレンダーB/Lの使用に影響を与えているという考え方がある。例えば、中国でサレンダーB/Lが使用される背景には、法律（1993年中国海商法第71条）や規定（2009年3月5日最高人民法院規定第2条）が影響を与えていたという見解である（西口、2014）。そこでは、運送人が船荷証券を呈示しないものに対して連送品を渡してはいけないという条文や規定があるために、海上運送状ではなく、サレンダーB/Lが使用される傾向にあったと述べられている[17]。

最後に、中国をはじめとするアジアでは、船荷証券の使用が定着しているために、取引相手や船会社が船荷証券の変形バージョンであるサレンダーB/Lを使用しているという考え方がある。この点について、長沼（2011、2013）は長年の商慣習が運送書類の選択に影響を与えていることを指摘している。同様に、新堀（1998）も（サレンダーB/Lを含む）船荷証券の使用率が高い理由として、過去の慣習を変えたくないという人間の習性にあると述べている。さらに、海上運送状に関するCMI統一規則の起草にも参加したLloyd卿も「しかし古い慣習は簡単には滅びない。船荷証券への訣別には、不思議なほど気が向かない人が多いようである」と嘆いている[18]。

この中で、特にサレンダーB/Lの定着に影響を与えていると考えられるのは、「サレンダーB/Lの新たな機能（決済補助機能）」であると考える。その理由は、サレンダーB/Lが誕生した当初にはなかった機能であり（使用方法であり）、海上運送状では代替できない機能だからである。実務では、代金回収の危険性に対して、サレンダーB/Lを以下の二つの方法を用いて回避している。

まず、サレンダーB/Lから船荷証券への切換えで対応するケースである（東京地判平23.12.13；長沼、2015b）。ここでは、代金が未回収の場合には、売主が運送人（およびそ

---

16 商業信用状を決済の手段とする場合、銀行は海上運送状の使用を避ける傾向にある（新堀、1991；古田、2007；蔵、2012）。その理由は、海上運送状には担保権が無いためである。特に、取引相手先が資本関係にない場合には、海上運送状ではなく船荷証券が求められる。一方で、サレンダーB/Lも海上運送状と同じ様に権利証券ではないので担保権は無く、上記の取引には向いていない。

17 その後、「2012年の海上貨物運送代理の紛争事件に関する中国最高人民法院規定」が施行され、海上運送状に船荷証券と同じ地位が与えられているために、今後、海上運送状の使用の使用率が増加する傾向にあることが示唆されている。西口博之（2014）「B/L元地回収後の荷送人の運送品処分権行使の可否：中国向けサレンダーB/Lに関連して」『国際金融』、第1260号を参照。

18 Lloyd, A.（1989），The bill of lading: do we really need it ?, *Lloyd' s Maritime and Commercial Law Quarterly*, part I（February），p.50. このような規範や慣習の生成と変化については経済学の分野でも大きな関心が向けられている。Sugden, R.（1986），The Economics of Rights, Co-operation and Welfare, Blackwellを参照。この問題は新制度派経済学や比較制度分析といったアプローチとも関連している。ダグラスC.ノース（竹下公規訳）（1994）『制度・制度変化・経済効果』晃洋書房、青木昌彦（瀧澤弘和・谷口和弘訳）（2001）『比較制度分析に向けて』NTT出版を参考。

の代理人）にサレンダーB/Lの処理の取消しを依頼し、その後、船荷証券の再発行を依頼することで、修正合意をおこなっている。この手続きによって、代金が未回収の場合には、運送人が荷物を荷受人（買主）に渡すことを防いでいる。次に、船荷証券からサレンダーB/Lへの切換えもある。売主が代金の回収を確認すると、売主が運送人に元地回収の処理を依頼し、荷物を荷受人（買主）に引渡されるというやり方である。これにより、船荷証券の弱点となっている代金回収の遅さを補い、迅速な引渡しを可能とさせている。

このように、サレンダーB/Lが海上運送状の単なる代替物ではなく、新たな機能（決済補助機能）を持つイノベーションとして定着していると考えられる。つまり、サレンダーB/Lが海上運送状の単なる代替物ではなくなっているのである。具体的な機能の一つは、海上運送状と同じような非流通運送書類の機能である。元々の機能と言っても良いだろう。もう一つは、船荷証券のように、（簡易的ではあるが）決済の安全性を保証する機能（エスクロー機能）である。このように、サレンダーB/Lは、二面性を持ったイノベーションとして実務の世界で受け入れられていると考える。この二面性は、両性具有（androgynos（アンドロギュノス））とも表現できるだろう。

海上運送状の規則の立法化によって、サレンダーB/Lの使用が抑制されると考えられていた（商事法務研究会、2013）。しかしながら、予想以上に、サレンダーB/Lが定着していることが分析結果から明らかになった。その理由の一つは、サレンダーB/Lが海上運送状の代替物ではなく、二面性を持つ新たなイノベーションとして定着しているからだと考える。ただし、将来的には、サレンダーB/Lは、立法化の影響を緩やかに受けながら、電子船荷証券の普及とともに消滅していくと考える[19]。

おわりに

近年、サレンダーB/Lや海上運送状といった非流通運送書類の使用率は上昇傾向にある。特に、以前から問題点が指摘されてきた商慣習であるサレンダーB/Lが今でも高い使用率となっている。ところが、近年、この流れに一石を投じるような出来事が起こった。約120年ぶりの商法改正である。これによって、日本においても、海上運送状の規定が商法（および国際海上物品運送法）に新設されることになった（一方で、サレンダーB/Lに関する規定の立法化は見送られた）。今後、海上運送状に関する規定の立法化によって、サレンダーB/Lの使用は減少に向かうと考えられていた。

そこで、本研究では、その影響を明らかにするために、船会社2社の時系列データをForecast分析によって分析している。その結果、その立法化がサレンダーB/Lの使用率にほとんど影響を与えていないことが判明した。また、未だにサレンダーB/Lが定着し

[19] 現在、運送書類の電子化は、essDOCSのもとで進展している。essDOCSとは、e-B/L（電子船荷証券）プラットフォームプロバイダーである。これは、2005年に設立され、2010年よりe-B/Lのサービスを開始した。本社はロンドンであり、現在世界72か国で約4100社が加盟している。https://www.essdocs.com/（2020年12月1日）、佐藤武男「SWIFTによる新たな国際決済に対するコメント」（国際商取引学会・東西合同部会、2020年7月）を参照。このような電子船荷証券を使用することによって、船荷証券のデメリットである手続きの遅さおよびそれに伴う荷受けの遅延を解消することができる（船荷証券の危機を解決することができる）。また、送金ベースの取引においても、電子海上運送状を使用することで対応することが可能となる。つまり、サレンダーB/Lを使用する理由が無くなると考えられる。

ている理由については、以下の４点を提示している。

① 決済補助機能の確保
② 煩雑な手続きの回避
③ 条文や規定による定着
④ 商慣習による定着

特に、①については、サレンダーB/Lが誕生した当初にはなかった機能であり、海上運送状では代替できない機能である。この新たな機能がサレンダーB/Lの定着に寄与している可能性がある。今後、サレンダーB/Lの使用は、立法化の影響を緩やかに受けて、徐々に減少していくことが考えられる(Gently push)。ただし、このように、二面性を持つ新たなイノベーションとして定着している場合には、船荷証券の電子化が実現されるまでは、サレンダーB/Lが使用され続ける可能性もあると考える。

今後の課題としては、以下の３点があげられる。まず、今回の分析では、船会社２社の時系列データを用いた。しかしながら、さらに、多くの船会社からデータを入手し、分析することで一般化を図りたい。また、フォワーダーおよび荷主からもデータを入手して、データの種類と数を増やす必要があると考える。次に、立法化が反映される時間についても十分に考慮しなければならない。改正商法が施行された日は、2019年４月１日であり、それ以後のデータを収集し、変化を分析する必要がある。この点については、今後もデータを継続的に収集したいと考えている。さらに、分析結果の考察の箇所で提示したサレンダーB/Lが定着している理由については、現時点では仮説の段階であり、これを実証していく必要がある。今後、アンケート調査からデータを入手した上で実証分析をおこなう予定である。

【参考文献】

〔１〕Aikens, R., Lord, R. and Bools, M.（2006）, Bills of Lading. London ,informa.

〔２〕Boyd, S., Eder, B.,Burrows, A., Foxton, D., Berry, S., and Smith, C.（2008）.Scrutton on Charterparties and Bills of Lading, 21th ed, London, UK: Sweet & Maxwell.

〔３〕Glass, D.A. and Cashmore, V.（1989）, *Introduction to the law of carriage of goods*, Sweet & Maxwell.

〔４〕Grőnfors, K.（1991）, *Towards sea waybills and electronic documents*, Gothenburg, Gothenburg Maritime Law Association.

〔５〕Kwon, Chang Young（2016）, The Legal Effect of the Terms & Conditions on the Reverse Side of a Surrendered B/L -Supreme Court Decision 2016Da213237 decided on Sep. 28, 2016-, *The Journal of Korea Maritime Law Association*, Vol.38, No.2, pp.115-152.

〔６〕Lee, J.H. and Lee, J.S.（2017）, Study on the Legal Aspects of Carrier, Contract Carrier, Actual Carrier, and Subject Carrier Arising under the Surrender Bill of Lading, *Journal of Korea Trade*, Vol.33, No.95, pp.477-496.

〔７〕Mitchelhill, A.（1982）. *Bills of lading: Law and practice. London*, UK: Chapman and Hall.

〔８〕Naganuma, K.（2006）, The Diffusion of the Sea-Way Bill and the Progress of e-Trade, *The Journal of Korea Research Society for Customs*, Vol.7,No.3, pp.379-94.

〔９〕Sako, M.（1992）. *Prices, quality and trust, Interfirm relations in Britain and Japan*. Cambridge, Cambridge University Press.

〔10〕Soyer, B. and Tettenborn, A.（2014）*Carriage of Goods by Sea, Land and Air,*

inform law.

〔11〕Snyder, F.D.（1993）The Effectiveness of European Community Law: Institutions, Processes, 'Ibolsand Tbchniques, The Modern Law Review, No.56, p.32.

〔12〕Tetley, W.（1983）. Waybills, the modern contract of carriage of goods by sea. *Journal of Maritime Law and Commerce*, 14, pp.465-511.

〔13〕Todd, Paul（1987）, *Cases and Materials on Bills of Lading*, Oxford, BSP Professional Books.

〔14〕Todd, Paul（1990）, *Modern Bills of Lading*, 2nd ed, Oxford, Blackwell.

〔15〕Todd, Paul（2007）, *Bill of Lading and Bankers' Documentary Credits*, 4th ed, London, Lloyd's of London Press.

〔16〕Treitel, G. and Reynolds, F.M.B.（2011）, *Carver on Bills of Lading*, 3rd ed, London, Sweet & Maxwell.

〔17〕石原伸志「B/Lをめぐる問題事例に関する一考察」『日本貿易学会年報』第45号、2008年。

〔18〕石原伸志・合田浩之『コンテナ物流の理論と実際―日本のコンテナ輸送の史的展開』、成山堂書房、2010年。

〔19〕池山明義「運送品処分権及び運送品の引渡」『海法会誌』53号、2009年。

〔20〕池山明義「船荷証券元地回収に関するメモ（サレンダーB/L研究会での配布資料）」、2012年。

〔21〕江頭憲治郎「海上運送状と電子式運送書類」『海法会誌』第32号、1988年。

〔22〕合田浩之「船荷証券の元地回収について」『日本貿易学会』第43号、2006年。

〔23〕合田浩之「記名式船荷証券・海上運送状の卓越―その意味するところについて―」『国際商取引学会年報』第９号、2007年。

〔24〕蔵和弥「サレンダーB/L」『Global Angel』No.71、2012。

〔25〕商事法務研究会『運送法制研究会報告書』、2013年（https://www.shojihomu.or.jp/documents/10448/126833/unso_report.pdf/ed423b9f-268b-458c-926f-d8a74158e408、2020年10月１日）。

〔26〕蒋躍川（張秀娟翻訳）「中国におけるサレンダーB/Lの法的問題」、2009年（http://www.win-cls.sakura.ne.jp/pdf/24/14.pdf、2015年１月10日）。

〔27〕戸塚健彦「元地回収された船荷証券上の当事者の立場について」忽那海事法研究会編『国際取引法及び海商法の諸問題Ⅱ』、2011年。

〔28〕長沼健「サレンダーB/L第２類型の普及が運送書類電子化に与える影響について」『国際商取引学会年報』第15号、2013年。

〔29〕長沼健「サレンダーB/Lの使用要因に関する実証研究」『国際商取引学会年報』第16号、2014年。

〔30〕長沼健「国際商取引における電子運送書類の必要性とその普及理論」『同志社商学』第66巻第１号、2014年。

〔31〕長沼健「国際商取引におけるサレンダーB/Lの普及と新たな変化について」『同志社商学』第66巻第６号、2015年a。

〔32〕長沼健『国際運送書類の歴史的変遷と電子化への潮流』、文眞堂、2015年b。

〔33〕長沼健「国際商取引におけるサレンダーB/Lの普及と多文化の影響について」『国際ビジネスコミュニケーション学会年報』第75号、2016年。

〔34〕長沼健「国際商取引における非流通運送書類の採用モデルについて」『商学集志』、第86巻第４号、2017年a。

〔35〕長沼健「アジアにおける保証渡しの問題点とその新しい対応策について」『商学論究』、

第64巻第４号、2017年b。
〔36〕長沼健「国際商取引におけるソフトローの形成とその循環モデルについて―運送書類を事例として―」『同志社商学』第70巻第１号、2018年。
〔37〕長沼健「運送書類におけるソフトローの現状とその循環モデルについて」『国際商取引学会年報』第21号、2019年。
〔38〕長沼健「日本におけるサレンダーB/Lの現状とその使用の理由について」『国際商事法務』第48巻第10号、2020年。
〔39〕新堀聰「海上運送状について」『国際商事法務』第19巻第４号、1991年。
〔40〕新堀聰『貿易取引の理論と実践―最近の貿易取引における旧来のメカニズムの破綻とその解決策に関する研究―』、三嶺書房、1993年。
〔41〕新堀聰『実践　貿易取引』、日本経済新聞社、1998年。
〔42〕新堀聰『現代 貿易売買』、同文舘、2001年。
〔43〕新堀聰『国際物品売買契約<国際化>のすすめ』、同文舘、2012年。
〔44〕西口博之「B/L元地回収後の荷送人の運送品処分権行使の可否：中国向けサレンダーB/Lに関連して」国際金融、第1260号、2014年。
〔45〕西口博之「船荷証券の元地回収と貨物海上保険代位請求権：平成20年８月27日東京高裁判決に関連して」損害保険研究、第３巻第76号、2014年。
〔46〕藤田和孝「海上運送状（Sea Waybill）の現状と法的諸課題（上）」『海事法研究会誌』、第155号、2000年a。
〔47〕藤田和孝「海上運送状（Sea Waybill）の現状と法的諸課題（下）」『海事法研究会誌』、156号、2000年b。
〔48〕藤田和孝「船荷証券の元地回収と荷受人の運送品引渡請求：いわゆるサレンダーB/Lについて」『Cosmica』第36号、2006年。
〔49〕藤田和孝「船荷証券の元地回収と荷受人の運送品引渡請求―いわゆるサレンダーB/Lについて」『海事法研究会誌』第206号、2-7ページ、2010年。
〔50〕古田伸一「船荷証券元地回収による運送」『物流問題研究』第48号、2007年。
〔51〕増田史子「条約の適用範囲、責任期間、複合運送的側面」『海法会誌』53号、2009年。
〔52〕松井孝之・黒澤謙一郎『設問式　船荷証券の実務的解説』、成山堂書店、2016年。

長沼報告コメント

増田　史子
岡山大学学術研究院社会文化科学学域（法）　教授

長沼論文は、①平成30年商法（運送・海商関係）改正で海上運送状の規定が設けられたことによってサレンダーB/Lの使用率は低下するという仮説を実証的なデータによって検証し、立法化による影響はみられないと結論づけた上で（長沼論文Ⅱ、Ⅲ１）、②その理由の考察として、サレンダーB/Lの定着に影響を与えているのは「新たな機能（決済補助機能）」ではないかという仮説を提示している（長沼論文Ⅲ２）。以下、法学的観点から、この仮説・分析結果（下記Ⅰ）と考察（下記Ⅱ）に関しコメントする。

Ⅰ　長沼論文の仮説・結果について

平成30年改正の内容を把握している者からすれば、①の仮説にはやや違和感があり、結果には納得感があるといったところではないだろうか。仮説に対する違和感は次の事情に起因する。(a)新設された海上運送状についての規定（商法770条）は、海上運送状に特殊な法的効力を認めるものではなく、改正前後で海上運送状の法的位置づけはさほど変化していない。むろん、海上運送状の交付義務や記載事項、電子データによる提供の許容について明文の規定が置かれた点は、実務に一定の指針を提供するものであろう[1]。しかし、平成30年改正では1990年の「海上運送状に関するCMI統一規則」５条２項のような海上運送状の記載に文言責任を認める趣旨の規定は設けられず[2]、海上運送状は現在でも証拠証券であるにすぎない。なお、関連する点として、運送品が到達地に到着した場合に加えて全部滅失した場合にも荷受人に運送契約上の権利の取得を認める明文の規定が新設されたことが挙げられる（商法581条１項）。ただ、この規定は船荷証券不発行の場合に適用されるから、サレンダーB/Lが使用され実質的に船荷証券不発行と法的に評価される場合と海上運送状が使用される場合とで、状況にほとんど差はないと思われる。(b)サレンダーB/Lについて明文規定が置かれなった背景にサレンダーB/Lに対する否定的評価があることは長沼論文の指摘通りであるが、この立法者の立場は、海上運送状への切替えを促そうとする実務の潮流を反映したものであり[3]、サレンダーB/L、海上運送状の使用率に影響する要因として単独で取り上げるべきものかやや疑わしい。(c)海上運送書類は主に国際運送で使用されるものなので、一国の現状追認型の法改正の影響は限定的なはずである。

1　関連して国際海上物品運送法９条３項も参照。
2　法制審議会商法（運送・海商関係）部会第４回会議・部会資料４「商法（運送・海商関係）等の改正に関する論点の検討(3)」14－16頁（2014）、同第７回会議・部会資料８「商法（運送・海商関係）等の改正に関する論点の補充的な検討(2)」13－14頁（2014）参照。

(d)先行文献で指摘されている通り、サレンダーB/Lの定着に外国の法制や慣行が関係しているのであれば（長沼論文Ⅲ２参照）、その使用率に影響するのはそのような外国の法制や慣行の変化ではないかと思われる。以上からは、平成30年改正はサレンダーB/L、海上運送状の使用率に顕著な影響を与えないという仮説を導く方が自然であり、影響はみられないという分析結果はこれと整合的である。

Ⅱ　イノベーション？

長沼論文の中でもっとも議論を呼びそうなのは、②の考察の部分であろう。代金回収リスクに対応するために、サレンダーB/Lから船荷証券、あるいは船荷証券からサレンダーB/Lへの切替えによって対応する実務を、長沼論文は新たな機能（決済補助機能）をもつ「イノベーション」であると表現する。しかし、このような実務によって代金回収リスクに適切に対処できているかは検討を要する問題で、「本来B/Lが想定していなかった便宜的な使い方」に新たなバリエーションが生じただけの可能性もないだろうか[4]。代金回収リスクへの対処としては、法的には(a)運送品処分権の帰趨と(b)運送品の所有権、占有の移転が鍵になると思われる。(a)について日本法の適用を前提とするならば、運送品処分権の帰趨は船荷証券発行の有無によって異なるから、この新たな「イノベーション」は徒に適用される規範を複雑にしているだけにもみえる[5]。イングランド法のように運送書類ごとに権利義務の移転を定める法制のもとでも、このような場合にどの運送書類についての法的枠組みが適用されるのかという問題が生じうるのではないか[6]。(b)は、物権変動や担保権の効力が問題となる地の物権法制に依存する（法の適用に関する通則法13条参照）。日本法であれば、どの時点で運送品の所有権、占有が移転したのかを、船荷証券のイレギュラーな使用方法を踏まえて法的に評価する必要が生じ[7]、海上運送状による場合と比して法的安定性を確保できているかは必ずしも明らかではない。敢えて船荷証券を使う利点があるとすると、船荷証券はdocument of titleであるという比較的強固な確信が（実はその意味内容に準拠法による相違があるにせよ）国際的に存在しているために、有効な船荷証券が存在する間の法律関係が多少は分かりやすいといったところであろうか。

3　例えば、（一社）国際フレイトフォワーダーズ協会は、サレンダーB/Lに関し「法務委員会では、条約、国内法及び国際規則に規定がなく、本来B/Lが想定していなかった便宜的な使い方であり、元地回収を巡るトラブルが国内外で発生していることから、紛争に巻き込まれるリスクを軽減するために、元地回収を要請する荷主に対して、商取引上の支障がない限りWaybillへの切り替えを働きかけるよう提案して」いる。＜https://www.jiffa.or.jp/documents/waybill.html＞参照（2021年２月17日最終閲覧）。

4　（注３）参照。なお、運送品先着への他の対応について、Časlav Pejović, *Transport Documents in Carriage of Goods by Sea: International Law and Practice*（informa law from Routledge 2020）, sec 8.15参照。

5　サレンダーB/Lと船荷証券の切替えによる場合、有効な船荷証券が発行されている場合（商法768条参照）以外の運送契約上の権利の帰趨は商法のデフォルト・ルール（商法581条～582条参照）に従って判断すべきことになると思われる。海上運送状において運送品処分権の移転時期を明文で定めておくといった処理の方が合理的ではないだろうか。

6　Carriage of Goods by Sea Act 1992（c 51）は、船荷証券、海上運送状、荷渡指図書それぞれのもとでの運送契約上の権利義務の移転について定める。概況は例えばDavid Foxton and others, *Scrutton on Charterparties and Bills of Lading*（24th edn, 2020 Sweet & Maxwell）paras 3-004 ff参照。古くは、記名式船荷証券が制定法上の船荷証券に該当するか争われた例として*The Rafaela S*［2005］UKHL11がよく知られている。

7　サレンダーB/Lが使用され譲渡担保権者である銀行が対抗要件を具備しているか争われた例として、最決平成29年５月10日民集71巻５号789頁がある。

Ⅲ　おわりに

以上の通り、①の仮説、②の考察いずれについても、法学的観点からは詰めるべき点があると思われるが、運送書類の選択に関する動向の一端を実証的に明らかにした点において、本研究は重要な意義を有する。今後の研究によって、サレンダーB/L定着の理由や貿易取引電子化の影響が明らかにされていくことを期待したい。

報告シラバス

RegTechの現状と課題
―オープンイノベーションの観点から―

渡邊　崇之
早稲田大学リサーチイノベーションセンター 招聘研究員

はじめに（序）

昨今の複雑化する規制環境によるコンプライアンス強化、リスク監視、消費者保護、またデータセキュリティといった観点で規制当局や金融機関双方からの注目が高まっているのが、テクノロジーを活用した規制および規制対応プロセスの自動化である。それを実現する技術は、「Regulation + Technology」の造語で「RegTech」と呼ばれる。また、規制当局による規制プロセスのデジタル化・自動化を進める技術を特に“SupTech”（「Supervisiory + Technology」の造語）と表現することもある。そういった「流行の」用語を用いて技術の進歩は語られるが、現状はどうなっているのだろうか。規制当局などの概念実証の進捗、新興企業の状況、RegTech導入に当たっての課題など、今後の検討を進めるに当たっては現状整理が必要である。

先行研究を見ると、RegTechの分野では、2017年に発表されたArnerの論文において、RegTechの発展段階が示されている。これによると、バーゼルⅡ規制などの規制対応に当たってのリスクの定量化、異常行動の検出に向けた定量的なリスク管理手法の進展を「RegTech1.0」と定義し、金融危機後の規制強化に伴うコンプライアンスコストの増大に対応した規制および報告プロセスのデジタル化を「RegTech2.0」と定義、さらに「RegTech3.0」は、多様なビジネスが金融機能と連携することを想定し、AIのアルゴリズム監視やデータを活用した柔軟な規制オペレーションが実現している状態を定義している。この枠組みを援用すると、現状は「RegTech2.0」と位置付けられ、規制および報告プロセスのデジタル化が推進されている段階といえる。一方、将来像としての「RegTech3.0」に至るためには各種の概念実証を通じて課題の洗い出しとその解決を経る必要がある。本稿では、その将来像を見据えた課題についても言及したいと考えている。

なお、報告内容の詳細については、本報告の元となった、久保田隆・渡邊崇之「国際取引法研究の最前線〔93〕RegTechを巡る法規制・実務の現状と課題」国際商事法務48巻５号（2020年）675頁以下を参照されたい。

Ⅰ　RegTechの現状

World Bankレポートによると、あらゆる経済活動にかかわる人が金融サービスを活用できるようになる「金融包摂」の目的達成に当たっては、多様な参加者が想定されることから強固なマーケットコンダクトの監督が重要であること、また効果的な監督に当たっては、多様な情報源から幅広いデータを収集す

ることが求められると述べられている。さらに同時に、規制当局はプリンシプル・ベースまたはジャッジメント・ベースの規制遵守状況を判断するという定性的かつ複雑な分析を実施する必要があると記載されている。データの収集においては、金融機関からのデータ収集の自動化およびフォーマットが共通化されていることが重要なポイントである。また、「多様な情報源からの幅広いデータの収集」に基づきモニタリングことが必要になると、対象のデータはフォーマットが決まっているデータだけではなく、会議の議事録やレポート、さらには会話データなどの「非構造化データ」も含まれる。グローバルビジネスにおいては、英語だけでなく多言語を含む非構造化データから不正等を効果的に検知・対応することが必要になる。

一方、そのような定性的かつ複雑な分析をするためには人海戦術では限界がある。そこで先端技術の活用が想定される。一方、「半導体の性能は18か月で2倍になる」というムーアの法則に示される通り、様々な新技術やビジネスモデルが日々開発される。その中で、技術やビジネスモデルの探索を常に実施し、導入を試行する必要がある。一方、既存の金融機関は過去の意思決定により導入した既存システムの保守・運用を実施する必要がある。そこで、既存の資産を活用しつつ、過去に縛られず新技術を獲得したスタートアップと連携して新しいプロセスを作る進め方が一般的になる（オープンイノベーション）。

2020年に公表されたトムソンロイターの調査によると、G-SIFIsの85%で取締役会が自社のRegTechソリューション（規制の自動化等の、技術を用いた課題解決策）の探索に関して少なくとも部分的には関与しているとのことである。各国の金融機関はRegTechに関するソリューションの探索に一定のリソースを割いている。また、RegTechソリューションはAIなどの先端技術が活用される領域で、新興企業が欧米中心に数多く立ち上がっている。その結果、探索活動の一つとして、規制当局や金融機関が解決したい課題を公開し、それに対して新興企業が事業案を応募する形式のプログラムも実施されている。

新興企業では、規制当局への報告・監視や口座開設時や取引時の本人確認、また法規制の分析といった点において、先端技術を駆使し、金融機関のニーズを満たすソリューションを提供する新興企業が現れている。例えば、RegTechにかかわる新興企業においては、構造化データはもちろん、会話や文書といった「非構造化データ」から不正リスクを検知するような企業も存在している。

規制当局はモニタリングのため暗号通貨のトラッキングを行いたく、暗号通貨取引所は暗号通貨をスクリーニングしたいというニーズが考えられるが、そういったニーズに対応し、暗号資産の取引状況をトラッキングし、企業等が保有する暗号通貨が不正な手段で取得されたものでないかを検知するソリューションを提供している新興企業が現れている。この種の技術は、規制当局のみならず、暗号通貨を取り扱う各種企業が取引モニタリングに活用することが想定される。

ただし、規制に絡む分野では技術導入は慎重にならざるを得ない。規制当局や金融機関の立場からすると、RegTechの活用事例を作り、効果を確認する必要がある。その際は「概念実証」として実際にシステムを稼働させて効果測定を行い、課題抽出を実施する。そういった概念実証は各地で実施されている。例えばルワンダ国立銀行は、監視対象企業のシステムから生データを自動的に抽出し

(場合によっては15分毎)、その生データを独自のソフトウェアを通じてレポーティングフォーマットに落とし込むことができるという。もちろん、プライバシーやオペレーション上のリスクも存在するが、データのやり取りを自動化できるとデータの正確性・一貫性はもちろんコンプライアンス対応コストの減少にもつながる取り組みである。ルワンダ国立銀行は、こういったデータプルアプローチを使った最初の監督機関の一つとのことである。

Ⅱ　RegTechの課題

先端技術の導入に当たっては、政府機関による導入を先行させるか、また民間企業におけるビジネス化を先行させるかは大きな課題である。RegTechにおいてはAIの活用が必須であり、データ量の確保およびアルゴリズム整備、またアルゴリズムの透明性確保が重要である。例えば、AIのアルゴリズムに関して、当事者でもアルゴリズムの解析ができるメンバーは限られてしまった場合、適切なモニタリングができているかのモニタリングが難しくなるリスクがある。

導入を進めていくと思わぬ課題が生じる可能性があることから、RegTechは民間企業において小規模なビジネス活用から小さな成功を積み重ねながら、徐々に大規模な活用を進めることで効果的に進めるのが重要と想定する。政府機関への導入は精度が求められること、また大規模な導入となることが想定されるため、小規模なビジネスへの導入から大手金融機関の基幹システムへの接続を果たし、妥当性が認められた技術に関して規制当局への導入を行うというプロセスで大規模化を目指していくことが順当である。

一方、規制当局側も早期に規制適用の自動化を推進するため、適宜Regulatory Sandbox等を設定し新興企業に技術実装を促す取り組みを行うことは想定される。新興企業の技術を活用して規制オペレーションを改善する取り組みを推進しながら、運用データの蓄積、また課題の洗い出しを進めていくものと想定される。ただし、大規模導入はリスクが伴うため、上述の民間での導入で実績がでたソリューションにて実施されるものと考える。

また、新興企業個別ではプロセスの一要素のみの対応に特化していることも多い。規制当局や金融機関側でプロセスの全体感を踏まえて設計を行うノウハウが必要になる。例えば、非対面による本人確認（eKYC）では、Customer Identification, CDD（Customer Due Diligence），EDD（Enhanced Due Diligence），Onboarding, Monitoringというプロセスが存在するが、新興企業はプロセスそれぞれに特化した強みを持つ。その際は技術を活用する金融機関サイドが旗振り役となり、それら企業のソリューションを連動させてプロセスを組み立てるといった取り組みが必要である。

異業種連携という観点も存在する。オープンバンキング規制による金融のアンバンドリング、また暗号資産などの新技術に対応するため、既存の金融機関も規制対応を行いながら顧客接点を維持・拡大するために異業種との連携により課題解決を行う活動が必要になっている。その際の規制対応も課題である。AIを活用して顧客情報管理をしていくことになったときに、異業種に連携した金融機関保有情報の使われ方、また金融機関側での情報の活用方法それぞれを規制当局観点でどのようにガバナンスをきかせていくかを検討しなくてはならない。

規制当局側のその他の課題は、各種制裁など国際的な規制への適時の対応である。規制の自動化に当たっては国内法対応が最優先となるが、米中の制裁合戦などを踏まえると、適時に対応できる体制を整えておくことが重要である。新興企業を含め先端技術を保有するRegTech企業は、各地域の金融機関や規制当局に技術導入をすでに進めている。各国法規および制裁への柔軟な対応体制を確保する観点では、「仲介者」としてRegTech企業を活用するのが第一歩になる。

おわりに（結語）

上述のような規制当局や金融機関の課題は、先端技術を有する新興企業には伝わっていないことも多々ある。海外では、規制当局や金融機関が解決したい課題を公開する仕組みがあり、技術を保有する企業や研究者とのコミュニケーションが図られている。例えば、各地で行われているイノベーションプログラムでは、多数の課題を新興企業に提示し、解決策を募集している。例えばシンガポール金融監督庁が主催するアクセラレーションプログラムでは、70の課題を新興企業に提示している。提示された課題に対する解決策を新興企業が提示し、規制当局や金融機関が新興企業を見極められるという仕組みである。同時に、それら企業が保有する特許や技術へのアクセスを確保することにもつながる。

そのような活動に参画するためには、既存業務を離れて様々な技術を評価し、試し、また現有リソースと新技術を組み合わせながら新しいプロセスを検討するといったオープンイノベーション活動を推進する「出島」のような組織を作ることが必要になろう。複雑化する規制環境を前提にすると、「両利きの経営」を意識して先端技術を活用して先んじて適応していく取り組みが必須になるのではと想定する。

報告シラバス

デジタル通貨間競争と通貨主権

久保田　隆[1]
早稲田大学大学院法務研究科 教授

はじめに

報告内容の詳細については、本報告の元となった拙稿「デジタル化された通貨間の競争と通貨主権」国際商事法務48巻10号（以下、拙稿）を参照されたい。

Ⅰ　報告概要

1　デジタル通貨を巡る直近の動き

この部分は拙稿では述べていないので、やや詳細に説明する。報告直近の10月９日、日本銀行は、中央銀行デジタル通貨（CBDC）に関する自身の取組み方針[2]と共に、日本銀行を含む主要国中央銀行・国際決済銀行の報告書「中央銀行デジタル通貨：基本的な原則と特性」（2020年10月）[3]を公表した。

⑴　日米欧の動き

まず、日本銀行の取組みでは、今後実証実験を進め、制度設計（中央銀行と民間事業者の協調・役割分担のあり方、CBDCの発行額・保有額制限や付利に関する考え方、プライバシーの確保と利用者情報の取扱い、デジタル通貨に関連する情報技術の標準化のあり方等を検討）や関係者との連携に努めつつCBDCの挿入を検討するとした。日本は現段階でCBDCの発行計画はないが、2021年度に実証実験を実施する方針で、法整備についても2019年９月に秋に報告書[4]を出し、法貨としてCBDCを発行するには法整備が必要とした。なお、欧州は2021年の実証実験を検討中で、米国は当初CBDCに否定的だったが、リブラや中国への対抗意識から日欧等の共同研究に途中参加した。

一方、主要国の取組みでは、日米欧７中央銀行と国際決済銀行（BIS）が報告書で、①物価や金融システム安定を妨げない、②現金や銀行口座など既存の決済システムと共存する、③決済のイノベーションや効率性を向上するといった３原則を呈示した。この内容にはあまり新味がなく、中国を含むG20の今後の出方に注目が集まる。本報告の課題である通貨主権についても問題の所在を言及するに止まる（後述）。したがって、通貨主権は今後の検討に委ねられた重要課題といえよう。

⑵　中国の動き

これに対し、日米欧が脅威と考える中国では2020年10月にCBDCであるデジタル人民元の市中実験を開始し、2022年冬季北京五輪ま

1　本研究は、JSPS科研費17K03392、セコム科学技術振興財団助成金、早稲田大学特定課題研究助成費に基づく研究成果の一部である。
2　詳細はhttps://www.boj.or.jp/announcements/release_2020/rel201009e.htm/参照。
3　https://www.boj.or.jp/announcements/release_2020/rel201009f.htm/参照。
4　https://www.boj.or.jp/announcements/release_2019/rel190927b.htm/参照。

でに発行する計画であるほか、CBDC発行の法的根拠を記した中国人民銀行法改正草案を公表するなど先行している。G７は10月13日の共同声明で中国を牽制し、透明性や法の支配（例：プライバシー保護）の確保を求めるとした。CBDCで人民元の国際化が急速に進展すれば、米ドルによる覇権構造が崩れ金融制裁等の秩序が変容するほか、中国がドルや円のCBDCを勝手に発行すれば日米の通貨主権を脅かす国際法上の問題を惹起し得る。他方、既にアリペイ等の民間電子決済が広く行き渡る中で、CBDCが人々に本当に需要されるかについては懐疑論も根強い。

⑶　仮想通貨を巡る動き

こうした中、デジタル通貨の登場で需要低が見込まれた仮想通貨（暗号資産）は、世界で３億人のユーザーを持つ米国の決済大手PayPalが、2021年初めに加盟店2600万店以上で仮想通貨を使った支払を可能とする方針を2020年10月に公表すると、ビットコインの相場が急騰し、2018年１月以来の高値となる[5]など、底堅い状況にある。今後、仮想通貨やデジタル通貨など様々な通貨間競争が激化すると、何が勝ち残るのか。様々な予測が飛び交う中、未だ着地が見えていない。

２　報告概要

⑴　デジタル通貨の発展史

ここから拙稿に沿って報告し、まず、デジタル通貨間競争を局面ごとの発展史と捉えた。すなわち、局面１（仮想通貨の生成・発展）、局面２（デジタル通貨の生成・発展）、局面３（近未来のデジタル通貨間競合）であり、局面３において「巨大民間通貨vs法貨」、「法貨vs法貨」の競合が生じる（既に一部発生）点で通貨主権と大きく絡む。前述の報告書（2.3.2通貨主権の保護）は、「…極端な場合、このような「デジタル通貨代替」が起こると、自国通貨が他の通貨に取って代わられ、当該国の中央銀行が徐々に通貨のコントロールを失うこととなる。…既存の決済システムの改善にかかる原則は、国際的に適用されるものである。既存のクロスボーダー送金インフラは、改善される必要がある」と記すが、未だ問題意識の域を出ておらず、本報告はこれを深めたい。

⑵　法的課題の技術による克服

次に、様々な法的課題を技術によって克服する試みについて、セコム科学技術財団の助成を得て報告者が携わってきたものを紹介した。たとえば、①仮想通貨の差押えの実行でマルチシグ（秘密鍵を顧客・交換所＜有事に裁判所へ＞で持ち合うことで単独で移動不可）を活用する案、②プライバシーを保護しつつ規制強化することを暗号技術の活用（複数のハイパー台帳を匿名認証で繋ぐ技術＝SK４SCの開発）で行う案、③海外無登録交換業者への監督について、欧米における著作権違反サイトへの扱いと同様に、監督庁の命令に背く場合はブロッキング（接続遮断）する案である。

⑶　論点の相互関係とミスマッチ

さて、仮想通貨・デジタル通貨の法的論点には、公法（資金洗浄対策、利用者保護、課税、金融安定化等）や私法（倒産時における顧客保護等）など様々あるが、各論点に対する各国の対応や裁判所の対応は区々である。しかし、各論点は相互に深く関連するため、論点の相互関係を踏まえて対処すべきと唱え、報告者は科研研究でこれに当たってきた。

[5] 日本経済新聞オンライン2020年10月21日付記事（https://www.nikkei.com/article/DGXMZO65298600R21C20A0000000/）参照。

この結果、公法同士の論点相互調整は、担当官庁間の政策調整や国際協調で何とかなるが、公法と私法の調整は、行政庁と裁判所との調整になる場合に三権分立から困難な面があると考える。たとえば、ある裁判所が仮想通貨を一律に物権とした場合、国内事例の個別判断に止まらない影響（国内一般、国際取引、公法政策の阻害、法貨の通貨主権を脅かす等）が生じ得るが、三権分立により政策調整は困難である。したがって、拙稿で提案した国際モデル原則による裁判官への啓蒙が重要と考える。

⑷　通貨主権とは何か

拙稿に示したように、通貨主権を巡って国内法と国際法の現状を確認し、通貨を巡る環境変化に対応した通貨主権や貨幣法の現代化を果たす法整備が必要なことを述べた。その後、ハイエクの貨幣発行自由化論を紐解いた。ハイエクは法貨よりも民間通貨に信頼を置くが、報告者は懐疑的である。また、ハイエクは本旨弁済効力を裁判所の裁量に任すべきとするが、報告者は法貨を支払のデフォルト条件として維持すべきと考える。一方、通貨主権を巡っては、リブラ以外にもCBDCで既に新たな法的課題が生じている。すなわち、国内法では法貨が駆逐されそうなスウェーデン、②国際法では、カンボジアが自国通貨以外に米ドルのCBDC（バコン）を発行する点である。このため、国際モデル原則を提示し、バコンの例のように通貨主権を巡る国家管轄権の競合が生じ、これが紛争に至った場合には、元の通貨発行国の管轄を優先すべきとした。

Ⅱ　主な質疑応答内容

1　予定討論の概要

予定討論者（田中誠和・名古屋商科大教授）からは、ご自身が関与したヤフーポイントの開発とリブラとの類似性に関するコメントがあった後、通貨主権を巡って、中国がデジタル人民元以外に米ドルや日本円をデジタル発行した場合に現状、米国や日本が採り得る対抗措置は何か、という質問があった。

これに対し、筆者は、仮に中国がそうしたデジタル外貨を勝手に発行した場合、①法的には国際慣習法違反を根拠に国際司法裁判所に提訴する方法があるが、本報告でも述べたように通貨主権に関する国際法上の扱いが不明確なので明確な解決が望みがたい上、審理に多大な時間がかかるが、通貨は事実上人々に受容されてしまうと後で法律によって規制することは困難なので有効ではないこと、②金融上は、通貨発行国以外の国（本想定では中国）が通貨発行国に無断で発行したデジタル通貨について日米での取り扱いを禁じたり、対抗措置として当該国の通貨自体の国内取扱いを禁じたりすることも考えられ、これは中国人民元よりも米ドルや日本円が相対的に強い現状は有効だが、人民元が優位に立てば使えないこと（ゆえに途上国にはリスクがあること）を述べると共に、③中国のデジタル人民元やFacebookのリブラに対する日米欧当局の危機感がCBDC開発に繋がっているとの見方を示した。これに加えて、筆者は、①既に民間の電子決済が広く使われる中で、CBDCはそれほど利用されないのではないかとの懐疑論も根強いこと、②リブラと同様に民間グローバル企業が発行するデジタル通貨が隆盛する可能性があること（実際、同様の民間デジタル通貨を容易に発行可能な国も存在）を付言した。なお、フロアから、予定討論者が提起したポイント決済について、現行法制下の扱いに関する詳細な説明がチャット機能を通じて補足された。

2　フロアとの討論の概要

一方、フロアからは、ハイエクの貨幣発行自由化論は現代においてどの程度受け入れられているかとの質問がまずあった。報告者は拙稿の該当部分とフリードリヒ・ハイエク『貨幣発行自由化論：改訂版」日経BP（2020年）を示しつつ、①本書の帯に「ビットコイン、リブラ、中銀デジタル通貨など＜暗号通貨＞の時代に蘇る天才ハイエクの「理想の通貨」論」と、②巻末解説で「まさに私たちが生きる現代の文脈で精読する方が、お行儀よく古典として葬り去ってしまうよりも、この著作にふさわしい」と書かれている点を説明した。

次に、デジタル人民元の一帯一路戦略への活用可能性に関して「実証実験が終われば、中国から新興国への融資（開銀・輸銀等）での活用検討やAIIBから加盟国向け融資への活用検討に入るとみている。一帯一路諸国における人民元経済圏の成立により米ドル支配からの離脱を長期的に企図するはずであり、国際ローンや開発援助の世界での検討も必要になるのでは」とのコメントがあり、筆者も同意した。

その他、時間外にも個別に様々な質問を受けたため、筆者からは、本報告や質疑応答を踏まえて、2021年６月５日（土）午後に更なる深掘りを予定していること[6]を述べて、報告を終えた。

[6] 国際商取引学会シンポジウム（オンライン）にて、シンポジウム「デジタル通貨・仮想通貨のセキュリティとプライバシーの保護」を開催し、筆者のほか、中島真志・麗澤大学教授、寶木和夫・産業総合研究所サイバーフィジカルセキュリティ研究センタープロジェクト統括、中崎隆・弁護士とパネル討論し、湯淺墾道・明治大学教授、渡邊崇之・早稲田大学招聘研究員、堀口宗尚・京都大学経営管理大学院特命教授にコメント頂き、フロアとの討論を実施する予定。

CISG40周年とシンガポール条約について

久保田　隆
早稲田大学大学院法務研究科 教授

国際商取引学会では、2020年10月24日（土）11～12時に国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）アジア太平洋センター（RCAP）所長Athita Komindr（アシータ・コミンドル）氏をお招きし、オンライン講演を実施した。以下、所長のプロフィール、講演概要、主な質疑応答の順に簡単に紹介する。なお、所長のご厚意で講演料等をご辞退されたこと、冒頭で先に物故された曽野和明・当学会顧問（CISG起草時のUNCITRAL事務局長）への弔辞を頂いたことを記し、当学会を代表して改めて深く御礼申し上げたい（文責・久保田隆）。

Ⅰ　所長のプロフィール

講演に先立ち、所長のプロフィールをご紹介する。タイ出身で、ジョージタウン大学やハーバード大学ロースクールをご卒業後、ニューヨーク弁護士資格を取得され、タイ商務省でWTO関連業務に従事された後、国連に入所された女性法務官である。以下、写真、Eメール・アドレスは省いた上で、所長から頂いた英文のまま掲載する。

Athita Komindr

Athita is Head of the UNCITRAL Regional Centre for Asia and the Pacific (UNCITRAL RCAP), managing technical assistance and capacity building programming available to over 50 States in Asia and the Pacific in key areas of commercial law, including dispute resolution, MSMEs, international contract practices, sale of goods, electronic commerce, transport, insolvency, international payments, secured transactions, and procurement. In that capacity, she coordinates with Governments and international and regional organizations with respect to trade law reform activities aimed at achieving the Sustainable Development Goals.

Athita has over a decade of experience in the fields of international trade and economic law, arbitration, multilateral dispute resolution, and the rule of law and development. Prior to joining the United Nations, Athita mainly advised and worked with numerous Thai agencies, including the Thailand Institute of Justice, the Thai Ministry of Science and Technology, and the Thailand Arbitration Center where she managed the Arbitration and Legal Affairs Divisions. She also worked for the Thai Ministry of Commerce in Bangkok (2002-2005) and Geneva (2005-2010), representing Thailand in bilateral, regional, and multilateral trade negotiations, WTO dispute settlement, and treaty drafting.

Admitted to the New York Bar since 2002,

図１：CISG加盟国（2020年９月現在）

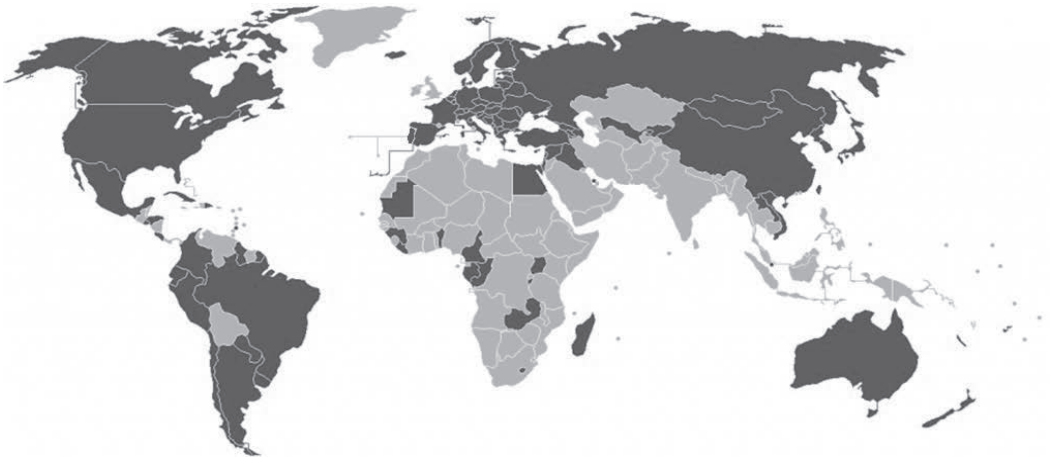

Athita has experience in both common and civil law traditions in the public and private sectors, and holds degrees from Harvard College, Georgetown University Law Center, and Harvard Law School.

UNCITRAL RCAP
3rd Floor, 175 Art Center-daero, Yeonsu-gu, Incheon, Republic of Korea 22004

Ⅱ　講演概要

ご講演は、法学者のみならず商学者や実務家が多い本学会の性格に鑑み、45枚にも亙るパワーポイント資料を用いて、UNCITRALやRCAPの概要、ウィーン売買条約（CISG）の概要、シンガポール条約の概要といったかなり広範な範囲に亙って、基礎から応用まで幅広くカバーするものであった。以下、かいつまんでご紹介する。

１　UNCITRALの概要

UNCITRALは、1966年に国連によって設立され、国際商取引法分野では国連の中核をなす組織である。その使命は、商事法の重要分野について各国の立法に資する材料を提供し利用を促進することで、国際取引法の調和化や現代化を進めること（Progressive harmonization and modernization of international trade law by preparing and promoting the use of legislative instruments in key areas of commercial law）である。

例えば、UNCITRALが起草したCISGは2020年９月現在で94か国（世界貿易の80％以上に相当）が加盟しており（図１参照）、同じくニューヨーク条約も165か国が加盟している（図２）。また、最近起草したシンガポール条約（United Nations Convention on International Settlement Agreements Resulting from Mediation）も53か国が署名し、既に６か国が加盟している。このシンガポール条約については、国連事務総長の2020年の年次報告でも、国際司法上の成果の１つ（a positive achievement in the area of International Justice and Law）と評価された。

図２：ニューヨーク条約加盟国（2020年９月現在）

図３：RCAPの管轄区域

２　RCAPとは

一方、私の所属するRCAPはUNCITRALの活動を支える地域センターとして、2012年に韓国・仁川市に設立された。RCAPの管轄区域は図３のとおりである。

3　CISGの概要

CISGについては、かなり初歩的な説明から説き起こされたので、以下では幾つかかいつまんで要約する。

まず、CISGの目的は、前文にあるとおり、To contribute to the removal of legal barriers in international trade and promote the development of international trade" through the "adoption of uniform rules which govern contracts for the international sale of goods and take into account the different social, economic and legal systems" である。CISG以前には、1930年以降の私法統一国際協会（UNIDROIT）による２つの条約起草、すなわちハーグで1964年に採択されたConvention relating to a Uniform Law on the International Sale of Goods（ULIS）とConvention relating to a Uniform Law on the Formation of Contracts for International Sale of Goods（ULF）がある。その後、1968年からUNCITRALの作業に移行し、CISGが1980年に成立し、1988年１月１日に発効した（CISGに先立ち、時効条約（日本は未加盟）も存在）。

2020年９月現在、加盟国数94で世界貿易の８割以上を占め、アジア太平洋地域の加盟国としては、中国、韓国、日本、北朝鮮、豪州、ニュージーランド、ラオス、ベトナム等がある。最近の動きとしては、2019年９月24日にラオスが加盟し（2020年10月１日に発効）、2019年12月11日にグアテマラが加盟し（2021年１月１日に発効）、2020年９月24日にポルトガルが加盟した（2021年10月１日に発効）。

次に、CISGの中身を見てみよう。CISGは四部構成で成り立ち、第一部（適用・総則）、第二部（契約の成立）、第三部（物品の売買）、第四部（最終規定）で構成される（当日は各条文の詳細もご説明頂いたが、紙幅の関係で省略）。また、無料のデータベースが充実しており、CISG各条文の詳細なコンメンタールについてはUNCITRAL Digest of Case Law on CISG（https://www.uncitral.org/pdf/english/clout/CISG_Digest_2016.pdf）を、裁判例等はCLOUT等を参照されたい。さらに、最近、国際商事契約に深く関わる①UNCITRALが制定するCISGと②UNIDROITが制定するユニドロワ国際商事契約原則（UPICC）、③ハーグ国際私法会議の制定するHCCH Principles on Choice of Law in International Commercial Contractsに関するリーガル・ガイド「Legal Guide to Uniform Legal Instruments in the Area of International Commercial Contracts（with a focus on sales）（A/CN.9/1029）」（通称"Tripartite Guide"）が制定されたので，是非ご活用いただきたい。

4　シンガポール条約の概要

2018年に成立したシンガポール条約は正式名　をThe United Nations Convention on International Settlement Agreements Resulting from Mediationと呼び、調停に関する条約である（2020年９月現在で署名53か国、加盟６カ国＜シンガポール、サウジアラビア、フィジー、カタール、ベラルーシ、エクアドル＞）【要約者注：本条約は、調停で締結された和解合意に基づく強制執行を容易にすることで、仲裁に関するニューヨーク条約と同様に、加盟国の裁判所で別個の裁判や仲裁を経ずに強制執行を行えるようにするもの。中国・印度・米国等が署名したが、日本は未署名】。

アジア太平洋地域における調停は、欧州に次いで活用されており、2019年のICC仲裁における割合（出典：ICC, '2019 ICC Dispute

図４：ICC Mediation（2019）

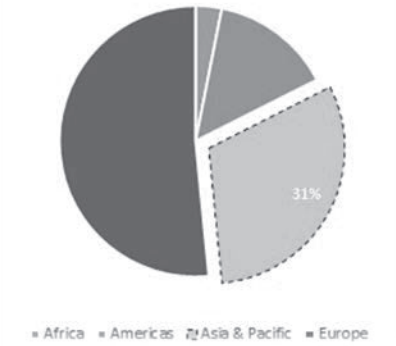

Resolution Statistics', ICC Dispute Resolution Bulletin［2020］）は図４のとおりである。

UNCITRALの調停に関するテキストは、1980年UNCITRAL Conciliation Rules、2002年UNCITRAL Model Law on International Commercial Conciliation、2018年UNCITRAL Model Law on International Commercial Mediation and International Settlement Agreements Resulting from Mediation、2018年United Nations Convention on International Settlement Agreements Resulting from Mediation（シンガポール条約）がある。シンガポール条約の主要条文は、１条（適用範囲）、２条（定義）、３条（総則）、４条（要件：Requirements for reliance on settlement agreements）、５条（拒否事由：Grounds for refusing to grant relief）、８条（留保）である。ベラルーシ、サウジアラビア、イランが留保を行っている。

なお、同じ2018年にシンガポール条約の調停部分を反映して旧法（UNCITRAL Model Law on International Commercial Conciliation（2002））を改訂したUNCITRAL調停モデル法（UNCITRAL Model Law on International Commercial Mediation and International Settlement Agreements Resulting from Mediation 2018）についても言及され、主要条文として１条（適用範囲・定義）、７条（Conduct of mediation）、10条（Confidentiality）、11条（Admissibility of evidence in other proceedings）、15条（Binding and enforceable nature of settlement agreements）、16-20条（International settlement agreements）が列挙された。

Ⅲ　主な質疑応答の内容

事前にコーディネータ（筆者）から参加者に対し、所長の報告予定資料を示した上で、先方は法律学者ではないので条文の学説対立について問うのではなく、全体の方向性に関するご質問を英語でご準備されたい、と要望してあった。また、質問の例として、「CISGが成立してから40年が経ったが、仮にCISGを改正するとしたら、貴方はどの部分の規定を整備すべきと考えるか」、「アジア太平洋地域の国々の法整備支援はUNCITRAL以外に日本など国単位でも行ってきたが、両者の協力関係は如何にあるべきか」、「北朝鮮が昨年３月27日に90番目にCISGに加盟したが、これに伴い、日本の債権法改正のように、北朝鮮の契約法に何か改革の動きはあるか」などを例示した。

その上で、当日はフロアから以下の質問が英語でなされ、活発な討議が行われた。

まず、「契約における準拠法条項で準拠法を指定するに際し、『日本法（CISGを除く）』というように、未だにCISGを個別排除する実務が一般的であるが、この点に鑑みると、CISGは国家単位では受け入れられているが、未だ実務的にはそれほど受け入れられていないようにも思われる。この点について、所長はどのように考えるか」との質問があり、所

長からは、確かにこれまではそうした実務が主流であったが、今後、CISG関連の裁判例の蓄積やCISGに関する認知度の向上に伴い、実務的にも徐々に受け入れられていく可能性があるとの回答を得た。

次に、「Athita所長の資料に、UNCITRALの使命として「harmonization」と「modernization」を明記している。どちらも、CISGの解釈の文脈で、議論がなされている。そこで、UNCITRALが考える「harmonization」と「modernization」の内容がどのようなものかを、具体例をあげて説明してほしい。それを示すUNCITRALの文書をご紹介頂けるのなら、なお好ましい」との質問があり、所長からは、既に報告の中でも説明したようにCISG加盟国が増加することで各国の国際売買法が調和化（harmonization）し、CISGを受容した国において、例えば日本の債権法改正のように、民法の現代化（modernization）が進んだ点などが説明された。

全国大会シンポジウム

「コロナ禍と不可抗力」シンポジウムの概要

早稲田大学大学院法務研究科 教授　久保田　隆
弁護士　川中　啓由
大阪経済法科大学法学部 准教授　小野木　尚
中央大学法学部 教授　梶田　幸雄
富山大学経済学部 専任講師　小池　未来
三菱電機本社知的財産渉外部専任　志馬　康紀
早稲田大学 招聘研究員　渡邊　崇之
関西学院大学商学部 准教授　高森桃太郎

Ⅰ　はじめに（文責：久保田隆）

2020年10月24日に「コロナ禍と不可抗力」と題するシンポジウムを開催した。パネリストは、法学から久保田隆・早稲田大学教授、川中啓由・弁護士、小野木尚・大阪経済法科大学准教授、梶田幸雄・中央大学教授、小池未来・富山大学専任講師、志馬康紀・三菱電機本社知的財産渉外部専任、商学から渡邊崇之・早稲田大学招聘研究員、高森桃太郎・関西学院大学准教授（報告順）であり、パネル討論の後、質疑応答を行った。冒頭で①問題提起とサプライチェーン（SC：以下SC管理はSCM）におけるウィーン売買条約（CISG）とユニドロワ国際商事契約原則（UPICC）の簡単な検討を行った後、②日本法（民法、国際私法、国際民事訴訟法）、③中国法、④英米法、⑤国際統一法等の各分析を法学専門家から、⑥国際SCM、⑦交渉学からの分析を商学専門家から報告し、討論した。以下は、その報告概要である（なお、詳細な報告は、国際商事法務2020年12月～2021年２月号に掲載）。

Ⅱ　各パネル報告の概要

1　問題提起（文責：久保田隆）

コロナ禍に伴う債務不履行が天災やハードシップと捉えられ、不可抗力や障害、フラストレーション等の名で様々な法的効果をもたらす場合が国際SCの典型問題である。そこで、以下の仮想事例を設定する。

⑴　仮想事例

コロナ禍の下、中国の売主Xから日本の買主Yがマスクを購入するとする。売買契約に基づきYが代金を支払ったが、Xはコロナ禍の不可抗力による法定免責を主張し、マスク引渡しを拒否した。仮にこの免責が日本法やCISGでは認められないが、中国法では認められ、Xの財産は中国国内にのみ存在する場合、Yは如何なる対応が可能か。

この問題を出発点として、日本法や中国法、英米法、大陸法、CISG等の扱いを各パネル報告（後述２～５）で検討していく。また、法的処理の対象とならず交渉や実務対応に任されるケースは渡邊・高森報告（後述６・７）で扱う。

⑵ 準拠法、訴訟・仲裁

準拠法がCISGや日本法ではなく中国国内法となる場合、日中双方で並行訴訟が生じると判決が相矛盾する危険がある。また、Yが日本で確定勝訴判決を得て中国で承認・執行しようとすると日中間で外国判決の承認・執行に関する「相互の保証」がない点が課題になる。他方、中国国内裁判所の中立性にYは疑問を持つかもしれない。そこで、仲裁を行う場合、YがNY条約加盟国で仲裁判断を得て中国で承認・執行しようとすると、中国が条約５条で拒否するリスクが残る。すると、比較的信頼度の高い中国のCIETAC仲裁に頼るのが合理的であろう。ただし、訴訟や仲裁は時間がかかり柔軟な解決が難しいため、当事者は相手方と敵対し易い法的解決よりも取引関係を維持する代わりに短期間の支払猶予を柔軟に認めたいと考える可能性が高い。

⑶ 交　渉

そこで、交渉が考えられる。交渉は法的措置を必ずしも必要とはしないが、法が交渉を支援する場合もある。たとえば、不可抗力ほどでないが契約当事者間の均衡を著しく阻害する場合（例：ハイパーインフレ）には法的にも再交渉義務が認められる（例：UPICC6.2.2条、6.2.3条）ほか、そうした措置を予め契約に盛り込んでおくことも多い。

本シンポジウムでは、国際SCを円滑に機能させるための方策を法学･商学･実務の様々な観点から多角的に考察したい。

２　日本法の視点（文責：川中啓由・小野木尚）

⑴ 日本法実務からの一般的視点

不可抗力条項は、ボイラープレート条項の一つとして、商取引契約の条項や裏面約款に含まれており、一種の免責条項として機能することが多い。実務では不可抗力事象として何を例示すべきかについて契約交渉段階で議論となり得るが、今般のコロナ禍について見ると、「パンデミック」等について条項で明示されているケースであれば、基本的には不可抗力事象に該当すると考えて良いように思われる。もっとも、そうでない場合には、解釈や事実認定に委ねるほかなく、契約条項の文言のほか、国際機関の声明、各国政府や地方自治体の対応などを基礎として、各事案の個別具体的な事情に依存することになる。ただし､不可抗力該当性が認められるとしても、この条項を機能させるためには、当該事象と債務不履行との因果関係を立証する必要があるが、その立証は極めて困難である。また、これと複合的に損害論（コロナ禍によるものと認定可能な期間や損害額）についても争点となり得るため、不可抗力条項が機能する場面は必ずしも多くはない。

不可抗力条項の適用が困難な場合には、原則的な債務法の規律に従うことになり、債務者に帰責性の有無に応じて債務不履行責任（民法415条１項）や危険負担の問題となる（民法536条１項）。ただし、これが行政の要請に応じざるを得なかったような場合であれば、債務者の帰責性が否定される可能性もあるところ、今般の民法改正において契約解除の要件として帰責事由が不要とされたため（民法541、543条）、実務的には相手方からの解除を誘発しないような慎重な交渉が不可欠である。このほか事情変更法理に基づき契約の改訂･修正や解除を求めることも考えられるが、民法改正と相俟って、その適用場面はより限定されるものと思われ、たとえコロナ禍であっても、一般条項の発動を正当化するほどの事情があるといえるかは、慎重に検討すべきである。実務的には事情変更を当事者間の

交渉機会の再設定の契機と位置付けるべきであろう。

⑵　国際私法からの視点

日本が法廷地となった場合、国際売買契約に関する不可抗力の成否については、原則的に「法の適用に関する通則法」に従って決定される準拠法により判断される。ただし、準拠法が外国法となり、その法によれば不可抗力が認められるものの、日本法によれば認められない場合には、公序規定（通則法42条）により、当該外国法の適用が排除されうることに注意を要する。また、準拠法が日本法の場合、外国当局が発行する不可抗力証明書等については、単なる事実として考慮すれば足り、不可抗力事由の存在や免責等の効力については、専ら日本法によって判断すればよい。さらに、不可抗力による免責を認める外国判決の承認・執行の際にも、わが国の公序との関係性が問題となりうる（民訴法118条３号）。

⑶　小　括

不可抗力条項の適用には、因果関係立証の困難性を克服する必要があり、その実効性も各事案における個別具体的な事情に依存する。そこで、このような事態に直面した実務のあり方としては、不可抗力条項を交渉の手がかりと捉え、当事者双方の交渉の場を早期に設定すべきであり、当事者双方は自身の損害を最小化するBATNAを模索しておくことが肝要である。また、わが国が法廷地となることが想定される場合は、契約中に挿入される不可抗力条項につき、契約準拠法のみならず、わが国の法秩序に合致するようなドラフティングをするといった、その実効性を担保できるような工夫をしておくことが必要となろう。

３　中国法の視点（文責：梶田幸雄）

中国全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会は、2020年２月10日に「新型コロナウィルス（以下、COVID-19）は、予測不能で避け難く、かつ克服できない不可抗力である。契約法の規定により、契約が履行できない場合には、免責される。」と発表した。そこで、⑴中国における不可抗力の概念を確認し、⑵COVID-19への不可抗力の適用時の論点を整理し、⑶不可抗力と事情変更の原則の適用について検討した。

⑴　不可抗力の概念

不可抗力とは、中国民法典180条２項によれば、⑴予見することができず、⑵避けることができず、かつ⑶克服することができない客観的な状況をいう。不可抗力が認定されると、以下のとおりの効力が生じる。不可抗力により、民事義務を履行することができない場合には、原則として民事責任を負わない（180条１項、契約法117条）。また、当事者の一方が違約した後に、相手方は損失拡大を防止するため適切な措置を講じなければならず、適切な措置を怠ったことによって、損失を拡大させた損失につき賠償を請求することはできず、当事者が損失の拡大を防止するために支出した合理的費用は違約方が負担する（契約法119条）。

⑵　COVID-19への不可抗力の適用

最高人民法院は、2020年６月８日に「法により新型コロナウイルスに関わる民事事件の若干の問題を適切に審理することに関する指導意見（三）」７条において、渉外商事海事紛争などの事件は、中国渉外民事関係法律適用法など関係法の規定により、外国法を適用する場合には、当該外国法における不可抗力に関する規定や判例を正確に解釈し、CISGを適用するときには79条により審査するとした。不可抗力を主張するための根拠となる証明書については、中国国際貿易促進委員会が

「COVID-19流行の事実証明書」を発行している。ただし、この証明書は、企業が契約違反の責任を軽減または免除されうることを主張する場合の重要な書類になるにとどまる。

⑶　不可抗力と事情変更の原則の適用

中国企業の中には、COVID-19の発生を口実に契約不履行を正当化しようとする行為が見られることがある。しかし、不可抗力ではあっても、安易な対応は認められない。民法典533条により、不可抗力は、ビジネス・リスクと同様に事情変更の原則の適用からは除外されている。上述の方針をより明確にすべく、2020年５月15日に最高人民法院が「法により新型コロナウイルスに関わる民事事件の若干の問題を適切に審理することに関する指導意見（二）」を発布している。不可抗力は、法定免責事由となるが、当事者が不可抗力事由の発生後に、事実を証明し、かつ必要な通知、保全などの義務を行った後にはじめて違約責任が免責されるものであり、契約の履行が不能となれば契約解除もできる。一方、事情変更の原則は、契約変更や解除の効力を生じるものの、法定免責事由ではなく、当事者が契約の履行に関して再協議をし、可能な限り契約の安定性を保持しなければならないものである。

４　英米法の視点（文責：小池未来）

本報告では、英米法の視点から、コロナ禍における契約の不履行と不可抗力について検討した。

⑴　英文契約書の不可抗力条項の解釈

英文契約書に規定される不可抗力条項の主旨は、債務の履行が不可抗力によって妨げられたことを要件として債務者を免責することであり、同条項では不可抗力に該当する事象を例示列挙することが多い。コロナ禍の影響で発生した不履行について同条項により債務者が免責されるかどうかの判断においては、不履行の原因となっている事象が不可抗力条項において例示されているかどうか、コロナ禍が不可抗力条項に規定されたように債務の履行を「中止させ、又はその障害とな」ったこと等を債務者が証明できるかなどが問題となる。

⑵　各国の法理及び特別立法

⒜　英国法

英国法には、当事者が不可抗力により契約上の義務を履行することができなくなった場合に、それが自動的に消滅し、当該当事者を履行責任から免れさせるフラストレーション（契約目的不達成）の法理がある。フラストレーションの１類型である履行不能の中でも、コロナ禍で起こり得そうな態様として、目的物や履行の目的にとって重要な物又は人が使用不能となった場合、目的物が特定国から輸入されることになっていたが、それが輸出禁止等により不可能となった場合、契約上の義務の履行が実現不可能となった場合がある。ただし、義務の履行が商業上困難となっただけでは、フラストレーションにはならず、両当事者を当初の契約に拘束することが「全く不当（positively unjust）」であることが要求される。

Coronavirus Act 2020には、商事契約の内容に介入する規定も置かれているが、その範囲は限定的である。

⒝　米国法

統一商事法典及び第２次契約法リステイトメントは、履行の実行困難性（impracticability）による免責について定める。後発的な事由が契約の履行を実行困難にしたことが要件の１つであるが、その判断において、履行コストが後発的な事由により当初の予定より高く

なったというだけでは実行困難とはされない。

米国法にもフラストレーションの法理が存在するが、詳細は割愛する。

また、米国でも、限られた範囲のものではあるが、商事契約の内容に介入する規定を導入する州がある。

(c) シンガポール法

シンガポールでは、2020年4月7日、COVID-19（Temporary Measures）Actが制定された。同法は、実質的な範囲で新型コロナウイルス感染症によって引き起こされた契約債務の不履行について、債権者による一定の行為（訴訟・仲裁手続の開始・継続、担保権の実行等）を禁止する。もっとも、同法において対象となる契約類型は限定されており、具体的には建築、イベント、観光関係の契約等である（また、時間的な制限もある。）。同法が適用されない場合、コモン・ロー上のフラストレーションの法理に従って処理されることとなる。

(3) おわりに

以上の検討から、今後の契約書ドラフティングにおける検討事項として、不可抗力条項の例示列挙及び要件の見直し並びに契約における契約目的の明示を指摘することができる。現在の不履行が免責されるかどうかを確定するには、訴訟や仲裁に臨むしかない。とりわけ訴訟が従来通りに機能しているわけではない中では、不可抗力条項を材料に相手方と交渉することが最善・最速の解決のために有効となるだろう。

5 国際統一法等の視点（文責：志馬康紀）

コロナ禍でも市場取引とSCMを機能させるため、免責や解除を安易に認めるべきではない。以下、原契約を基礎として、コロナ禍で困難化した履行を猶予期間の付与や債務の軽減等で柔軟に支援するための法技術を、国際統一法を中心に概観する。

(1) CISG

CISGを典型とする「契約中心主義」の契約法体系では、個別の契約が重要であり、当事者の共通の意思・取引を巡る諸事情（意志の擬制を含む）・これらを補完する信義則等の法規範を重視して、契約法の解釈が行われる。CISG79条の「リスク配分」の法理は、不可抗力等を契約解釈の問題とみる。障害のリスクの配分は、当事者の合意次第である。この法理では、明示の合意（契約書等）に加えて、黙示の合意（8条）や当事者間と業界の慣習（9条）に基づく擬制も重要である。個々の契約次第であるとはいえ、79条の判例等は、契約不適合・サプライヤー・代理人に起因するリスクは売主に、市場価格下落後の原契約に基づく購入のリスクは買主に配分されると、判示している。

CISG77条は、契約違反から生ずる損失を軽減するために、相手方が状況に応じた合理的な措置をとる義務である。国際取引の信義則（例：UPICC 5.1.3条）の現れでもある。免責や解除のような、妥協を許さない有りか無しかの法理ではなく、損害やコストを分担し解決策を模索する両当事者の再交渉を支援する法理である。以下の事例で、損害軽減義務が再交渉を促進する態様を示す。締結時の売主の調達コストは10円だったがコロナ禍で20円に高騰した。売主の損害は10円である。ここで売主は、高騰コストの半額5円を原契約に上乗せして買主の購入価格を5円増にする再交渉案を提案した。買主が合意すれば、売主も買主も損害は5円である。再交渉不成立の場合に、77条がなければ裁判所は、①不

可抗力等で売主を免責するか、または、②5円増提案を売主による重大な契約違反とみなして買主に解除権を認めるかを判示する。しかし77条があることで、③再交渉案への買主の合意を事実上促し、売主に有利に判示できる。

1⑴の仮想事例でいえば、8条、9条による契約解釈や事実・慣行の認定に基づき、免責の認否と義務の詳細が決まる。

⑵ 欧州の動向

一方、欧州をみると、フランス法（不可抗力）の感染症の判例等は容易な免責を認めていない。2020年5月の英国国際法比較法協会のコロナ禍提言“Breathing Space”は、「異例の事態には異例の対応」が必要であるとした上で、①契約履行を可能とする再交渉を法が支援すべきこと、②再交渉に応じたことのみをもって権利放棄と認定すべきでないこと、③英米法圏の裁判所では、商事契約の黙示の条件を活用して、履行可能な時期まで「一息つく」ことが容易な事案もあること、④大陸法圏の裁判所は、因果関係を元に法理を柔軟に活用して対応できること、⑤法圏を問わず事実関係に最も左右されることを指摘した。

6 国際サプライチェーン（SC）の視点（文責：渡邊崇之）

⑴ 国際ビジネスにおける「不可抗力」条項の影響

国際ビジネスの場面では「系列取引であるか否か」、「売手と買手の交渉力の差異」などにもよって、このコロナにおける「不可抗力」条項適応への対応が異なる。買い手の前払決済の中で売手が輸出しないという状況である設例のケースでは、交渉力の関係性が売主＞買主であるため、買主としては不可抗力を受け入れざるを得ない。その中で統合型交渉を行っていくことが必要になる。

その他、現実には多国間SC（以下MSC）のケース、技術ライセンス契約や技術援助契約をセットで現地生産を行っているケースも想定される。MSCのケースでは、SCMにおいて個々の国ごとの対応の違いを調整し、SC各社が個別最適にならないようにするプレイヤーが必要になる。また技術援助契約では人の移動が制限されている中で、生産体制を確保することが難しくなった場合の対応など、（簡単にサプライヤーを変更することも難しいため）ビジネス交渉も含めてより複雑な課題をはらんでいると想定される。

⑵ 設例（売買代金前払決済）のケース

前金にて売買契約を行っている場合、不可抗力でなくとも詐欺等のリスクが高い。したがって、そのような条件でも契約をせざるを得なかった状態が想定され、力関係として当初より売り手の交渉力が強い状態（売主X＞買主Y）が推定される。また、同時に輸入者にはL/Cが開設できないほどに銀行の与信枠が少ない状態、またはL/Cに関連する手続きを行うリソースがない状態が想定される。

したがって、売主Xが不可抗力にて物品を引き渡さなかった場合、買主Yとしては法的措置に訴える手段もあるが、現実的にはL/Cを処理するリソースがないほどの体制であるため、法的措置も難しく、不可抗力を受け入れざるを得ない。一方で、交渉の余地は残っているため、次回以降の取引では前払決済ではなく、D/P・D/A決済やユーザンス取引などを要求することで取引条件の改善を行うことが想定される。

⑶ MSCにおける影響

MSCにおける、各国法規のコロナ対応（不可抗力適用）の相違およびサプライヤー間の

▽交渉の３つの側面

人間	1．対人関係 2．縦の関係（指令） 3．利害関係者マップ
問題（交渉の内容）	4．動機 5．交渉による解決策 6．正当化規準 7．交渉外での解決策（訴訟やBATNA）
プロセス	8．組織 9．コミュニケーション 10．ロジスティクス

交渉力の差異によりSC内の各種調整が必要になる可能性がある。国をまたいだ取引が複数あり、国ごとに対応が異なる状況の中、各企業が個別最適を追求すると、SCMが毀損しうる。特に、今後は先端技術を保有しているスタートアップの活用などが進むと、SCの中に体力が少なく、交渉力が弱いプレイヤーが出てくる可能性が十分にある。

国をまたいだSCMでは、中核となるプレイヤーが、調達先を決めるための手続きを定めておくことが重要である。通常はコロナによるロックダウンでモノを出せなくなったプレイヤーがいたときに、ロックダウン期間は調達先再選定よりも短いことが多いことから、そのプレイヤーと真摯に対話を行い、別の手段での対応方法がないかを検討することになるだろう。ロックダウンが終了した段階で当該サプライヤーからのモノの流れを再開すればよい。

長期継続的な取引を行っている関係では、法的措置は起こりにくいと想定する。ただ、ステークホルダーへの説明のために「不可抗力証明書」等により、行政に不可抗力であったと一定の証明をしてもらうという手続きは必要になりえる。特に、SCM維持のために何らかのファイナンスを行う際はそういった証明書や統一的な実務対応指針があると金融機関等の各種ステークホルダーに対しても説明がつきやすいのではないかと想定する。

7　交渉学の観点（文責：高森桃太郎）

本報告は、シンポジウムのテーマに関し、交渉学の観点から考察するものである。ここでは我が国で一般的に「ハーバード流交渉術」と呼ばれる体系の原則を含む交渉概念を援用し、論じたい。紙幅の都合上、シンポジウムにおける発言を２つのポイントにまとめる。

⑴　人を中心に置くアプローチ

交渉における様々な側面を、ランペレール＆コルソン（2014年）は「人間」「問題」「プロセス」に大別している。

コロナ禍で契約が履行されない状況が想定された場合、その事を巡り当事者間で摩擦が生じるという事態が考えられる。このような状況下において交渉研究者たちが推奨するのは、まず人にフォーカスをするということである。交渉において当事者が合意に至る理由のうち、交渉の内容と関係があるものよりもむしろ、対人関係についてのものの方が多いというダイアモンド（2012年）の指摘がある。それは交渉というコミュニケーションにおい

て人間の認識が大きな役割を担っているからである。「ハーバード流交渉術」と呼ばれる体系を構築したフィッシャー＆ユーリー（1999年）は「究極的には、争いは客観的事実にあるのではなくて、当事者の頭の中にある」と述べ、問題の状況を相手方に立って見る能力こそ交渉者の持つべき最も重要な資質であると指摘している。

実はこの部分が、問題解決を志向する交渉にとり重要となる。交渉における当事者の主張には必ず動機（認識）が存在するが、その内容を把握することにより、単に主張のみを見るよりも創造的な交渉ができる可能性が開ける。フィッシャー＆ユーリーはこれを「立場ではなく利害にフォーカスする」と表現している。

⑵　多くの選択肢の検討

相手の認識を理解することは、問題解決のための選択肢を多く検討することに繋がる。場合によっては当該取引と直接関係のない条件や論点を付け加え、ログローリング（論点を跨いだ取引のこと。不等価交換とも表現される）の可能性を吟味できる。そこでは相手が求めるものを与える代わりに、自分が重要視するものを得られるかを考える必要がある。例えば、納期、支払い条件、品質、契約期間、再交渉権規定、仲裁条項、独占契約、サービスやサポートのレベル、保証、将来の取引（マルホトラ＆ベイザーマン：2016年）を交渉材料とすることが考えられる。

基本的な取引条件の観点から述べれば、数量に関する論点も当然含まれる。例えば、本シンポジウムの登壇者による報告にも「数量」「将来の取引」といった論点が含まれている。

⑶　まとめ

交渉学においては、（少なくとも交渉の開始時は）相手が合理的であるという前提に立ち、協調的な態度で交渉を進めることを推奨している。しかしこれは常にソフトな態度で相手に対応するべきであるということではない。状況に応じて、ハードな対応を行う必要もあるであろう。また不可抗力による免責を甘受する場合、条件を増やす、また交渉相手の範囲を広げるなど、論点を増やす。例えば納期遅延変更を受け入れる代わりに値引き交渉（有利な立場から）する、同業新規サプライヤー（友人・知人の企業、あるいは例え競争相手でも）を紹介してもらうよう交渉するなどの案が考えられる。

全国大会シンポジウム

シンポジウム「実務における国際商慣習 ―インコタームズを中心として―」の概要

元拓殖大学教授　絹巻　康史
東京大学名誉教授　柏木　昇
早稲田大学名誉教授　椿　弘次
弁護士　長谷川俊明
日商検定推進アドバイザー　三倉　八市
早稲田大学招聘研究員　遠藤　健二
AIBA認定貿易アドバイザー　水口久仁彦
早稲田大学商学部教授　田口　尚志

Ⅰ　シンポジウム全体概要

2020年10月25日の午後１時から３時までの２時間にわたって「実務における国際商慣習[1]―インコタームズを中心として―」と題するシンポジウムを開催した。パネリスト（以下、全て敬称略）は、絹巻康史（拓殖大学元教授・経営経理研究所所長・丸紅米国会社元副社長）、柏木昇（東京大学名誉教授）、椿弘次（早稲田大学名誉教授）、長谷川俊明（弁護士・長谷川俊明法律事務所）、三倉八市（日商検定推進アドバイザー・元矢崎総業）、遠藤健二（早稲田大学招聰研究員・元三井物産）、水口久仁彦（AIBA認定貿易アドバイザー・元三菱UFJ銀行調査役）、田口尚志（兼コーディネーター・早稲田大学教授）の計８名であった[2]。

周知のように、インコタームズは、国際商業会議所（ICC；International Chamber of Commerce）によって制定された定型取引条件の使用に関する国際規則である。その昔、個別の取引条件の解釈が当事者によってあるいは国ごとに異なりしばしば紛争の原因となっていたため、今を遡る80余年前の1936年に、これらの条件の解釈の相違・誤解を回避する目的で制定された規則であった。同規則は出版物の形で世に出され（通常1936年に出されたものを初版あるいは1936年版と称する）、それ以降、実務上の変化に伴って数次の改訂が行われてきた。そして、昨年2020年１月１日から個々の契約への援用の用に供されるようになったのが最新版たる2020年版である。

本シンポジウムは、この2020年版を主な対象として事前に選定したテーマに基づく座談会方式で行われた。実務での使用に供されてから一年未満の2020年版であり、同版を扱ったシンポジウムはわが国学術団体の全国大会レベルでは恐らく初めてのものだったと思わ

[1] 本シンポジウムにおける「商慣習」の意味については，シンポジウム・スライド資料からの抜粋・スライド１および２参照。

[2] 本概要の文責は本シンポジウム・パネリスト８名全員にあるが，取り纏め作業は田口が行っている。この点記しておきたい。

＊ シンポジウム当日に使用したPPTスライド資料からの抜粋　【スライド１】

シンポジウム

「実務における国際商慣習 ― インコタームズを中心として ―」のタイトル名について

ここでの「商慣習」という言葉

→ あくまでも商学的かつ一般的な用語としてご理解賜りたい。

したがって，ここでは「貿易実務において非常に多用される，よく用いられるルールであるインコタームズ」と読み替えていただければ幸いである。 1

れ、大いに意義のあるシンポジウムとなった[3]。

シンポジウムは、主として「2020年版に特化したテーマ項目」と「特定の年版に限定されないテーマ項目」の２項目から構成され、それぞれの項目における複数の具体的なテーマについて話し合われた。当初はそれらのテーマを世間一般から広く募集することを企図していたが、2020年に世界を襲ったコロナ禍により、本学会もオンラインで本学会会員に限定する形で開催せざるを得ず、結果として本学会会員から寄せられたテーマに限定することとなった。約２か月間にわたって本学会のウェブサイトを通して集められたそれらのテーマはその後一つ一つ検証されつつ絞り込みが図られ本番で議論されるべきテーマとして整えられていった[4]。ただ、是非とも議論の対象とすべきと思われるテーマも少なくなく、「無理に削減する必要はないのでは」との意見や「容赦のない絞り込みは控えた方がよいのではないか」等の意見に基づきやや多めにテーマが残されたため、本番ではそれらの一つ一つについてじっくり議論を深めることはかなわなかった（各テーマに10分から15分ほどの時間しか割り当てることができなかったため）。

しかし、そうではあったものの、幅広い専門分野から検討する機会を得たことで、複眼的な見方の重要性を供することが可能となったのは大変有意義であったと思われる。さらに、思いがけず得た効果としては、座談会方式による速いテンポでの進行によって、パネリストの意見表明も簡潔明瞭となり、無駄のない議論の展開に繋がり、議論が盛り上がったことがあげられる。シンポジウム終了後、一般参加者から判りやすく大変面白かったとの声を多数頂戴した。誠に僭越ではあるが、

[3] シンポジウム・スライド資料からの抜粋・スライド３参照。
[4] シンポジウム・スライド資料からの抜粋・スライド４参照。

＊　シンポジウム当日に使用したPPTスライド資料からの抜粋　【スライド２】

本学会創設者・故新堀聰商学博士の言が参考になろう

『貿易取引の理論と実践』三嶺書房，1993年，285頁より抜粋

「・・・　法律は，旧来のメカニズムが破綻し紛争が発生した場合，一時的に傷口からの出血を止めるための解決策を提供するが，メカニズムを根本的に再構築することはできない。新しいメカニズムの構築は，かつて旧来のメカニズムに発展した商慣習を生み出したのが商人であったのと同じように，貿易の第一線で取引に従事している人々によってその時点で活用可能な技術の水準を反映した形で新しい商慣習によって行われる。新しい商慣習はやがて法律のシステムによって認知され，取引のメカニズムとして定着するが，文明の進歩とともに再び破綻し，更に新しい商慣習を生むことになろう。商慣習によるメカニズムの構築，法の認知によるメカニズムの定着，メカニズムの破綻，商慣習によるメカニズムの再構築，法の認知によるメカニズムの再定着というプロセスが繰り返されるのである。・・・・」

この事実をここに記させていただく次第である。

Ⅱ　テーマ考察時の留意点

具体的なテーマについて触れる前に一言しておきたい。シンポジウムで議論されるべきテーマは主としてインコタームズについての様々な質問・疑問を基に形作られたといえるが、それらの質問・疑問に対する解答は、本来、インコタームズが用いられる実際の取引の具体的コンテクストの下で獲得されなければならない。

世界のインコタームズ利用者からICC本部に寄せられた各種の疑問・質問に対してICCが出すいわば解答集ともいうべき著作[5]も、確かにインコタームズに関して、より具体的にはそこで用いられる定型取引条件に関して、解釈する際の指針や準則的な役割を担っており、実務家に一定レベルで便宜を供するものと言えるが、それらが与えてくれる解答は決して唯一無二のものではない。実務家は当該取引の具体的な状況に適うように別途の明示の補充を行いそこでの定型取引条件に当該契約特有の息吹を吹き込んで用いているからである。つまり、そこでの定型取引条件は、当該契約特有のコンテクストの下、契約全体の中で有機的に活きた条件となって機能しているのであって、この点を考慮せず、単にFOBやCIFの表記を当該契約のコンテクストから切り離し分析してみても本質的な解答を得ることはできないのである。この限界をよく踏まえた上で、本シンポジウムにおける各テーマの議論を検討・考察していただきたい

[5] インコタームズの2020年版に関しては，ICCの手によるそのような解答集たる出版物はいまだ刊行されていないが，インコタームズの2010年版時代にはICC, *Incoterms 2010 Q & A* : questions and expert ICC guidance on the incoterms 2010, ICC publication no. 744E, 2013.が，1990年版時代にはICC, *Incoterms 1990 Questions and Answers :* 42 Cases and Official ICC Responses，ICC Publication no. 589, 1998.が出版されている。

＊ シンポジウム当日に使用したPPTスライド資料からの抜粋　【スライド３】

シンポジウム開催にあたって

2020年版のインコタームズ（以下，単に2020年版と略す）が世に出されてから約1年が過ぎた。

2020年版が用いられるようになってからインコタームズに関する研究シンポジウムは側聞したことがなく，今回のシンポジウムは学会全国大会レベルではわが国初と言ってよい。大変意義のある貴重な議論の場と位置付けることが可能であろう。

2時間の限られた時間枠である。この制約の下でどのようにインコタームズと向き合うかを種々検討した結果，実務の現場を重視した考察法を貫くことを決定した。

徹頭徹尾インコタームズ利用者の立場からインコタームズを眺めてみたいというのが今回のシンポジウムである。[1]

と強く願う。

以下、パネリストの発言を、便宜上、A氏、B氏、C氏…による発言として掲げているが、厳密的にはそれは必ずしも一人の発言ではない。その発言内容の内には他のパネリストのやりとりを含む複数人の発言内容などが含まれており、それらを総じた内容とご理解いただければ幸いである。紙幅の制限上、代表的な意見についてのみ掲げている。ご了承賜りたい。

Ⅲ　各テーマの発言概要

1　2020年版およびインコタームズ一般についての基調コメント

A氏　歴史的には、インコタームズはそれまであった慣習を集大成したものとして出発したが、2000年版以降は、逆に、将来的にこうあるべきとの内容を提示し、それらが商慣習というより、さらに法的ルールとなることを目指している印象である。確かにインコタームズの中には、FOB、CIFのように広く国際的通用性をもつものもあるが、2020年版にはそのような通用性を持たない定型取引条件も存在しているようにも思われ、かつての前世紀バージョンと比較した場合には商慣習性は低いと呼べるのではなかろうか。周知のように、ウィーン売買条約（CISG）９条は、当事者が合意した慣習及び当事者間で確立された慣行に拘束される旨を規定している。契約に黙示的に適用される慣習は、(a)当事者が知っていたか知るべきであったこと、かつ、(b)国際貿易において、関連する特定の取引で行われている種類の契約の当事者に広く知られており、かつ、常に遵守されていることの２要件を充たすものでなくてはならないとされるが、これに鑑みた場合、個人的には2020年版は黙示的に適用される慣習にはあたらないと考える。

B氏　インコタームズは近年ではほぼ10年毎に改訂されているが、貿易慣習は10年毎に変わるものではない。1980年版頃からローマ

＊ シンポジウム当日に使用したPPTスライド資料からの抜粋　【スライド４】

シンポジウムに先立ち： 本学会HP上の告知文

会員の皆様からインコタームズに関する質問を募集します！

・・・ 国際商取引学会本年度全国大会では，標記の題目の下，2020年版はもちろん，インコタームズに関する質問を本学会会員の皆様から募集します。インコタームズに関する質問であればどのようなものでも結構です。シンポジウムでは，寄せられた質問を幾つかに絞り，パネリストの間で自由に議論・討論することを予定しています。ご質問を国際商取引学会HP掲載のEMAILアドレスまでお寄せください。お送りいただきましたご質問ならびにご質問情報につきまして，学会事務局が質問者に対する通知や返還を行うことなく破棄できることも事前にご承知置きいただければ幸いです。また，パネリストによる自由討論の前提として，各パネリストの発言は，ICC本部・日本委員会はもちろん，パネリストの所属団体・所属機関とは関係がございません。これらの点につきご了解いただいた上でご質問くださいますようお願い致します。

締切りは2020年10月2日（金）です。シンポジウムの内容につきましては来年度の国際商取引学会年報に概要のみですが記載する予定です。（2020年8月上旬掲載）[1]

字３文字の略称に統一されるなど実務で使われる定型取引条件をより合理的なものに導こうとする意図が鮮明になってきた印象があり、実際に行われている「商慣習」という実質から離れてきたように思われる。また、インコタームズが作成される上で、世界の貿易慣習に関する世界的な実証的調査がなされているのだろうか。個人的にはそのような調査はなされていないように思われる。それがすべての理由ではないが、個人的には2020版に存在する定型取引条件のあらゆるものが商慣習とは思われない。但し、そうだからといって2020年版には価値がないというのではなく、信用状統一規則のように指導的ルールとして国際売買取引の実務を合理的に導くスタンダードとしての価値は高いといえよう。

Ｃ氏　確かに諸説あろうが、インコタームズの中でもCIF、CFR、FOBの３つの定型取引条件が世界の実務家に多用され続けている実態があることは重んじられなければならない。何ら支障がないというのに止まらず、それらの条件の採算面と契約上の履行面からみれば自己にとって都合の良い国際ロジスティクスの展開が可能となることから、実務においては積極的にそれらの条件の活用が図られ、その果たす機能の大きさとそれらの条件への信頼感は高く評価されるべきものである。したがって、そのような条件を含んだインコタームズはそれなりに評価してよいと考える。

Ｄ氏　1980年版以降は、10年毎に改訂され、実務の実体調査を基礎にするよりもモデル規則を志向し、「契約は成立させる方が良い」とするdefault terms or rulesの性質を帯び、契約締結を円滑にするものであると評価できる。したがって、当事者による契約への援用の明確な合意を前提にし、またはCISG第９条２項に規定する要件を充足する場合に限り、trade usage（practice、customなど呼び名を問わず）として、2020年版がdefault termsになるように思われ、この点でインコタームズの貿易取引に対する永年の貢献は大きいもの

がある。但し、インコタームズの射程は狭いので、個々の契約において具体的内容が明示的に補充されることが重要であることは明白であろう。

2　2020年版に特化したテーマ項目

⑴　FCAに積込済付記のある船荷証券を規定した点について

Ｅ氏　航空輸送の場合、received形式でAWBは発行されている。もっとも、あえて荷送人がOn Board形式のAWBの発行を求めれば、そのようなAWBの発行は可能であるが、通常の貿易取引でOn Board AWBが利用されることはない。

FCAはコンテナ船に適した規則とはよく言われることであるが、もしそうであればわが国を起点とする通常の貿易取引（定期船（機）を利用した場合であって不定期船や傭船契約を利用した貿易取引は除く）ではコンテナ船の利用が一般的であるため、UCP（信用状統一規則）がFCAの普及を拒んでいるように見えてしまう。そのため、スムーズな貿易取引を促進するために、UCPはOn Board原則を改めるべきではないかと考える。

Ｆ氏　本来FCAの引渡しは、船舶に物品を載せる以前に完了しており、売主は運送業者から「積込済の付記のある船荷証券」を取得できない。しかし、対銀行との関係においてはFCAであっても「積込済の付記のある船荷証券」の呈示を必須とする銀行が一部に存在していることも知られている。そこで売主は何とかして「積込済の付記のある船荷証券」を得るための工夫を行う。売主は、買主と個別に合意する方法でもって、買主に対して、運送人に「積込済の付記のある船荷証券」を発行するように指示してもらうのである。つまり、買主を介した形で運送人に依頼を行い、それに基づいて、売主は「積込済の付記のある船荷証券」を取得し、そのような船荷証券を銀行に呈示する義務を果たし得るようにしたのである。

2020年版のFCAは、買主の義務第６項で「当事者がその旨に合意すれば、買主は、積込済の付記がある船荷証券のように、物品が積込済である旨の記載がある運送書類を、買主の費用と危険により、売主宛に発行するよう買主は運送人に指示しなければならない」と定めている。今回の改訂は、これまでのICCのFCAに関する立場とは相容れないものではあるし、好ましくないものではあるが、実際に行われている実務の存在を肯定し、かかる実務をFCAに取り入れた規定と呼べるのではないか。

Ｇ氏　2020年版においてICCは、FCAにそのような船荷証券を認めたことを「幾分、不幸な組み合わせ（somewhat unhappy union）」と表現している。その表現の通り、ICC日本委員会は検討段階でなぜそのような組合せを認めたのかとICCの起草委員会に疑問を提起したようである。その照会に対して、ICC本部からは決済取引の実務の要請からこのような船荷証券が認められる必要があるとの説明がなされ、結局のところ改訂案が維持された模様である。これまでのICCのFCAの規定の在り方とは相容れない内容を盛り込んだ理由にはICC内部に諸事情があるものと思われる。なお、2020版のFCAの解説にある例示（運送品をラスベガスで受取り、ロサンゼルスで船積みするという事例）は一般的ではなく、適切な事例とは言い難い。実務では物品の受取地が海港コンテナ・ターミナルにより近い場所が選好されているからである。

⑵ DAPとDPUの関係について

前述のFCAに関するテーマの議論が長引いたため議論できなかった。

⑶ 他の留意点を含む2020年版の全体講評について

上述のFCAに関するテーマの議論が長引いたため議論できなかった。コーディネーターにより、これまでの議論に象徴されるように様々な見解があり、現時点で2020年版全体を評するのは時期尚早であると結論づけられた。

3 特定の年版に限定されないテーマ項目

⑴ 伝統的な条件であるFAS、FOB、CFR、CIFについて

Ｈ氏　実務的観点からFOBの問題点を２点挙げてみたい。FOBの最大の問題点は、民法第182条で規定するところの現実の引渡しは陸上で行われているのにも拘らず、船上でその行為が行われることを定めているところにある。物品の引渡しには、引渡人が目的物を受取人に移転させることが必要であるが、荷送人は当該物品を船上まで持ち運ぶことは仕組み上できないため、通常の運送実務では本船（機）への積込みや積み降ろしは運送人が行なっている。FOBのコストの分岐点は本船上での引渡しによってなされるとするが、実務では陸上で運送人が物品を受け取り、積込みは運送人が行っており、その費用は運賃として荷受人によって支払われている。そのため、FOBを根拠に、売主は買主からこの積込み費用を請求される可能性がある。もしそのようなことが生じた場合、売主はどのような回答をするのかは興味のあるところである（FOBやCIFは運送人が本船（機）への積込みを行っているが、不定期船や傭船契約の場合、それぞれの荷役は当事者のどちらかが負担するかを決めることになるためFOBであっても特別、問題は発生しない）。

この解決方法につき、ここでは次の３つを挙げておく。

一つ目として、FOBを止めてFCAを利用する。

二つ目として、インコタームズからFOBをなくす（それでもFOBに固執するようであれば2010年版のFOB条件が利用できる）。

三つ目として、インコタームズを定期船（機）と不定期船（機）に大別し、FOBは定期船（機）には利用できない旨を明記し、それでも定期船にFOBが使われた場合、インコタームズ自体が援用できない規則にする。

Ｉ氏　FOBのある種の多様性は認めるものの、初版である1936年以来のインコタームズに規定されている伝統的なFOBを無くしてしまうというのはいかがなものか。FOBのみならず、CIFやCFRなどの伝統的な条件が実務においては通常に使われており、大きな信頼感を得ている。例えば米国・カナダ産の穀物取引では、二通りの標準契約約款が知られている。具体的には米国発祥の取引約款のNAEGA、英国発祥の約款のGAFTAであるが、前者ではFOBが、後者ではCIFが採用されている。このような現実に鑑みれば伝統的な条件を不要とすることには賛同できない。

Ｊ氏　FOB 不要論は、とりわけ、永い歴史と判例法の裏付けのあるバラものの商品取引（commodity trade）における標準売買約款は、FOBをshipment termsとして扱っているので、不要論者が主張されるdelivery termsでないことを確認すべきではないか。それらの標準約款は、インコタームズの適用除外を定め、詳細な条項が盛られているのが

普通である。また、改正アメリカ貿易定義（1941）のように陸上売買にもFOBが使用されている点にも留意すれば、不要論は説得力にやや欠けるように思われる。

K氏　FOBに関しインコタームズから外すべきかと問われれば、FOBを敢えて外す必要はないと考える。FOBが取引形態によってはそぐわないのであればほかの条件による旨の合意をすればよいと思われ、海上運送を中心に、インコタームズ2020におけるFOBを選ぶ当事者がいる限り、残しておくべきではなかろうか。

⑸　EXW、DDPに対する見方について

L氏　この２つの条件に関して特に問題となるのは、異国において非居住者が輸出入申告者となるケースである。非居住者が当該国で納税義務者等となって商行為を行う場合、違法行為があってもその国の法令等で強制執行を行うには限度があるため、各国ともこれに対する制約を設けていることが多い（居住者が納税義務者となるような規定を設けている米国やEU諸国、台湾などは居住者が納税義務者となるため、特段、問題はない）。わが国の場合は関税法第95条で定める税関事務管理人制度と会社法の規定が代表的なものである。前者については手続き上それほど大きな問題ではないが、会社法の規定は継続的取引を行う場合、外国会社の日本における代表者を定め（代表者の中には１人以上の居住者が必要）、登記を行い、貸借対照表等の公告を行うこと等を必要としている。このような煩雑な手続きを経ないとインコタームズのDDPは利用できないため、他の条件に変えざるを得ないのが実態である。そのため特に日本のような法規制になっている場合にはDDPの利用が大幅に増えるとは考えにくい。

M氏　実際に両条件を実務において使用した経験はないが、EXWとDDPについては、通関という公法的分野の国内規制立法を無視できない。EU内部中心の思考が、インコタームズの改訂に出ているものと思われる。したがって、独立対等当事者間の国際商取引の前提に立つ限り、EXW、DDP条件の使用には慎重であるべきであろう。

⑹　特定年版の明記がない契約へのインコタームズの対応策について

N氏　特定年版を明記せず、単に総体としてのインコタームズを摂取する旨を記す契約実務が存在する。特に中小企業などでは、インコタームズを援用する旨の約定はあってもその何年版を利用するのかの明記がないケースが間々見受けられる。しかし、これではインコタームズの何年版を利用するのかがわからない。そのような場合に備えて、売買契約に特定年版を摂取する規定がない場合にはインコタームズの最新版が適用されるという規定をインコタームズそれ自体の内に設けてもよいように思う。

O氏　インコタームズやUCP等は近時、ほぼ10年ごとに改訂されているが、その最新版ほど現実の取引内容を反映して作成されているものと思われる。なぜなら、もしそうでなければ改訂版を出す意味はないからである。例えば、2019年12月に、インコタームズを援用しながらも何年度版を利用するのかの定めのない契約を行った場合、その船積みが2020年１月に行われた場合やインコタームズに係わるトラブルが同年２月に生じた場合には、インコタームズ2010年版より2020年版の方が、当該ビジネスには適応しているとは考えられないか。

P氏　確かにそのような考え方もあろう。但し、実務の現場を踏まえた場合には、総体としてのインコタームズの某年版に関して語

られることはほとんどなく、当該取引の下の具体的な契約で合意がなされているFOB、CIFなどの個別の定型取引条件に関して語られるのが多いように思われる。そのように個別の定型取引条件に着目した場合、ここ二、三十年においては、たしかに条件によっては新規のものが作り出されたりする一部の例外はあるものの、ほとんどの条件においては年版によって大きな差が生じているとは言い難い。そのようにここ最近に限った話ではあるが、年版による解釈の相違が殆ど見られない実態に鑑みれば、この種の議論がそれほど大きな実益を持つとは言えないと感じられる。そのことを裏返していえば、10年ごとにインコタームズの改訂版を出す最近のICCの改訂方針には賛同できず、インコタームズ創成期の本来の姿に立ち返って本質的な変更が生じた場合にのみ改訂版が出されるように希望したい。

Q氏　取引当事者間の取り決めで実行されており、取引が長年に亙っているものはインコタームズの特定年版について不都合なことが判明ないし発生した時に協議すれば特に問題はないと考える。但し、初めての取引相手である場合には契約締結時に取決めを行うべきだろう。

Ⅳ　概要まとめ

上記の発言概要からわかるように、本シンポジウムでは商学および法学の両面から活発な議論が行われた。このような議論が実現できたのもまさに商と法の融合学会である本学会故にであったと確信する。インコタームズはそのような学際的な議論を行う研究対象として実に相応しい素材である。今後も引き続きインコタームズ研究を学際的な知見を持つ本学会会員諸氏によってより一層深めていただきたいと考える。

2020年度学会関係記録

東西合同部会

期　日：7月18日（土）
会　場：オンライン開催

◆講演・研究報告◆

【第1発表】
「国連安保理対北朝鮮金融制裁―最近の制裁違反の傾向及び実務上の課題」
　報告：竹内舞子氏（国連安保理北朝鮮制裁委員会専門家パネル委員）
　コメンテーター：杉浦保友氏（日本大学大学院法務研究科客員教授）

【第2発表】
「投資仲裁事例に見る生命保険会社の対外直接投資」
　報告：泉裕章氏（神戸大学大学院生、住友生命保険相互会社）
　コメンテーター：小野木尚氏（大阪経済法科大学准教授）

【特別シンポジウム】
「コンプライアンス業務のIT・AI（人工知能）利用による変化の潮流」
　総括：内田芳樹氏（ニューヨーク州弁護士、MDPビジネスアドバイザリー㈱代表取締役）
1.「不祥事調査（フォレンジック調査）におけるデータアナリティクス、4大監査法人の対応例」
　報告：佐野智康氏（㈱KPMG FASシニアマネージャー、Fraud Data Analyticsチーム長）
2.「米国訴訟実務におけるE Evidence提出実務におけるAIと司法省の対応」
　報告：池上成朝氏（㈱FRONTEO副社長）
3.「シンポジウム：コンプライアンス業務のAI利用による変化の潮流」
　司会：杉浦保友氏（日本大学大学院法務研究科客員教授）
　パネリスト（順不同）：
　冨家友道氏（政策科学学会会長、埼玉大学大学院客員教授）
　平松暁秀氏（エクスペリアンジャパン DAカントリーディレクター）
　池上成朝氏（㈱FRONTEO副社長）

佐野智康氏（㈱KPMG FASシニアマネージャー）
内田芳樹氏（ニューヨーク州弁護士、MDPビジネスアドバイザリー㈱代表取締役）

【第３発表】
「Regtechの現状と課題～オープンイノベーションの観点から～」
報告：渡邊崇之氏（早稲田大学招聘研究員）
コメンテーター：花木正孝氏（近畿大学准教授）

【第４発表】
「Swiftによる新たな国際決済」
報告：西口博之氏（平安女学院大学元教授）
コメンテーター：佐藤武男氏（グローブシップ㈱常務取締役）

【第５発表】
「国際商事仲裁における早期却下の対象となる請求等の範囲：対象は「主張自体失当」に相当する請求等であるとする議論は適切か」
報告：角田雄彦氏（弁護士）
コメンテーター：長田真里氏（大阪大学大学院教授）

第23回全国大会

期　日：10月24日（土）～ 10月25日（日）
会　場：オンライン開催

◆講演・研究報告（１日目）◆
【第一報告（研究報告）】
「現代ロシアにおける信用状（L/C）の状況と課題」
　報告：キセリョフ・エフゲーニ（神戸薬科大学講師）
　コメンテーター：平野英則（日本大学講師）

■ゲスト講演
「40 Years of the CISG」
　講演：Athita Komindr氏（UNCITRAL RCAP Head）
　日本語要約・解説：久保田隆（早稲田大学教授）

■シンポジウム「コロナ禍と不可抗力」
「問題の全体像」
　富澤敏勝（元国際取引学会会長）
　久保田隆（国際取引学会会長）
「日本法の視点」
　川中啓由（弁護士）
　小野木尚（大阪経済法科大学准教授）
「中国法の視点」
　梶田幸雄（中央大学教授）
「英米法の視点」
　小池未来（富山大学専任講師）
「大陸法・国際機関（CISG等）の視点」
　志馬康紀（国際商取引学会会員）
「国際ビジネスからのコメント」
　渡邊崇之（早稲田大学招聘研究員）
「交渉学からのコメント」
　高森桃太郎（関西学院大学准教授）

◆講演・研究報告（２日目）◆

【第一報告（研究報告）】

「デジタル通貨間競争と通貨主権」

報告：久保田隆（早稲田大学教授）

コメンテーター：田中誠和（名古屋商科大学教授）

【第二報告（実務報告）】

「マンション建て替えの実現事例と法的手続き」

報告：田中誠和（名古屋商科大学教授）

コメンテーター：久保田隆（早稲田大学教授）

【第三報告（研究報告）】

「運送書類の選択に商法改正が与える影響について～船会社が発行する運送書類データの分析から～」

報告：長沼健（同志社大学教授）

コメンテーター：増田史子（岡山大学教授）

■シンポジウム

「実務における国際商慣習―インコタームズを中心として―」

パネリスト（順不同）：

絹巻康史（拓殖大学元教授・経営経理研究所所長・丸紅米国会社元副社長）

柏木　昇（東京大学名誉教授）

椿　弘次（早稲田大学名誉教授）

長谷川俊明（弁護士）

三倉八市（日商検定推進アドバイザー・元矢崎総業）

遠藤健二（早稲田大学招聘研究員・元三井物産）

水口久仁彦（AIBA認定貿易アドバイザー・元三菱UFJ銀行調査役）

コーディネーター：田口尚志（早稲田大学教授副会長）

第14回模擬仲裁日本大会

日　時：2021年２月21日（日）
会　場：オンライン開催
主　催：国際商取引学会
後　援：法務省、公益社団法人日本仲裁人協会（JAA）関西支部、一般社団法人日本商事仲裁協会（JCAA）

第14回模擬仲裁日本大会には、岡山大学［日本語の部のみ］、神戸大学、西南学院大学、同志社大学、富山大学［日本語の部のみ］、日本大学、北海道大学［英語の部のみ］、早稲田大学（久保田ゼミ）、早稲田大学（浜辺ゼミ）［日本語の部のみ］の計９チーム、学生･仲裁人･傍聴者を含む計141名が参加した。試合結果は下記のとおり。

［英語の部］
１位：北海道大学
２位：西南学院大学
３位：神戸大学

［日本語の部］
１位：西南学院大学
２位：同志社大学
３位：神戸大学

［最優秀弁論者（英語の部）］
熊沢朋宏（北海道大学）

［最優秀弁論者（日本語の部）］
稲田朱里（西南学院大学）
桐木平聖希（同志社大学）

＊なお、大会前日20日（土）には、プレムートコンフェレンスが開催された。

役員名簿 （五十音順）

会　長　久保田隆（早稲田大学）
副会長　田口尚志（早稲田大学）
副会長　中村　進（日本大学）
理　事　小倉　隆（同志社大学）
理　事　小田　司（日本大学）
理　事　小野木　尚（大阪経済法科大学）
理　事　姜鎮旭（慶星大学）
理　事　小池未来（富山大学）
理　事　合田浩之（東海大学）
理　事　河野公洋（岐阜聖徳学園大学）
理　事　坂本力也（日本大学）
理　事　高森桃太郎（関西学院大学）
理　事　田澤元章（専修大学）
理　事　長田真里（大阪大学）
理　事　長沼　健（同志社大学）
理　事　中野俊一郎（神戸大学）
理　事　中村嘉孝（神戸市外語大学）
理　事　西谷祐子（京都大学）
理　事　花木正孝（近畿大学）
理　事　平野温郎（東京大学）
理　事　増田史子（岡山大学）

顧問（就任順）

朝岡良平	早稲田大学商学部名誉教授
来住哲二	関西大学名誉教授
浅田福一	元関西学院大学教授
絹巻康史	元拓殖大学教授
柏木　昇	東京大学名誉教授、中央大学法科大学院フェロー
椿　弘次	早稲田大学名誉教授
富澤敏勝	元神戸学院大学教授

学会会則・審査要領・執筆要領等について

学会会則、年報掲載原稿審査要領、年報原稿執筆要領等につきましては、学会ウェブサイト（http://aibt.jp/）をご覧ください。

国際商取引学会年報 2021年 第23号

2021年８月１日　第１版第１刷発行

発　　行　国際商取引学会
会長　久保田　隆

学会本部
〒169-8050　東京都新宿区西早稲田1-6-1
早稲田大学大学院法務研究科　久保田隆研究室内
HP：http://aibt.jp/

受託編集・製　作　一般社団法人 金融財政事情研究会
〒160-8519　東京都新宿区南元町19

印刷・製本　文唱堂印刷株式会社

© Academy for International Business Transactions
Printed in Japan, 2021
ISSN 1347-4197